

堺市公報 第14号	平成30年 3月30日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市市政情報センター等規則の一部を改正する規則 【市長公室広報部市政情報課】	5
○堺市庁舎管理規則の一部を改正する規則 【総務局行政部総務課】	7
○保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則 【総務局行政部行政管理課】	7
○堺市区長事務委任規則及び堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部を改正する規則 【総務局行政部行政管理課】	8
○堺市職員医療審査会規則の一部を改正する規則 【総務局人事部労務課】	9
○堺市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則 【総務局人事部労務課】	9
○堺市循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則 【環境局環境保全部環境対策課】	11
○堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	12
○堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	13
○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則 【健康福祉局健康部健康医療推進課】	28
○堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則 【健康福祉局健康部保健所保健医療課】	31
○堺市ふぐ処理業等の規制に関する規則	

【健康福祉局健康部保健所食品衛生課】	76
○堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則	
【子ども青少年局子育て支援部幼保運営課】	90
○堺市道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則	
【建設局土木部路政課】	90
○堺市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則	
【建設局土木部法定外公共物課】	91
○堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
【建設局自転車まちづくり部自転車対策事務所】	105
○堺市消防職員服制規則の一部を改正する規則	
【消防局総務部人事課】	105
○堺市指定金融機関等市公金取扱規則の一部を改正する規則	
【会計室出納課】	106
<告示>	
○平成29年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について	
【総務局行政部総務課】	113
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	113
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	114
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	119
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	124
○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則第19条第1項及び第2項の市長が定める組織について	
【健康福祉局健康部健康医療推進課】	125
○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則第20条の市長が定める職について	
【健康福祉局健康部健康医療推進課】	126
○堺市旅館業法施行条例第3条第1項第6号に規定する市長が指定する施設についての一部を改正する告示	
【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】	127
○ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定についての一部を改正する告示	
【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】	128
○児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の変更について	
【子ども青少年局児童自立支援施設整備室】	128
○道路法に基づく市道路線の認定について	

【建設局土木部路政課】	129
○道路法に基づく市道路線の区域決定及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	131
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	133
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	136
○道路法に基づく市道路線の区域決定及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	138
○道路法に基づく市道路線の区域決定及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	140
○道路法に基づく府道の供用開始について	
【建設局土木部路政課】	142
○道路法に基づく府道の供用開始について	
【建設局土木部路政課】	142
○道路法に基づく自動車専用道路の指定解除について	
【建設局土木部路政課】	143
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	143
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	144
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	145
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	146
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	147
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	148
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	

【財政局契約部調達課】	149
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	150
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	151
○予防接種法に基づく小児の定期予防接種の実施について	
【健康福祉局保健所感染症対策課】	152
○予防接種法に基づく高齢者の肺炎球菌定期予防接種の実施について	
【健康福祉局保健所感染症対策課】	154
○堺市立農業公園「加工体験施設」の開園時間、休園日及び利用時間について	
【産業振興局農政部農水産課】	156
○堺市立農業公園「加工体験施設」の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	157
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	159
○南部大阪都市計画地区計画の記載事項の修正について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	160
○中心市街地整備推進機構に係る住所及び事務所の所在地の変更について	
【建築都市局都市再生部都心まちづくり課】	174
○建築基準法第75条の2第4項の規定において準用する同法第73条第2項の規定に 基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	174
○都市公園の区域変更に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	175
<上下水道局管理規程>	
○堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	177
○堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	178
○堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	179
○堺市上下水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部総務課】	180
○堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	
【上下水道局総務部経理課】	180
○堺市上下水道局公有財産規程の一部を改正する規程	

【上下水道局総務部経理課】 186

<選挙管理委員会公表>

○平成29年9月24日執行の堺市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨について

【選挙管理委員会事務局】 187

○平成29年9月24日執行の堺市議会議員補欠選挙（西区選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨について

【選挙管理委員会事務局】 190

○平成29年9月24日執行の堺市議会議員補欠選挙（南区選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨について

【選挙管理委員会事務局】 192

<人事委員会規則>

○堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部を改正する規則

【人事委員会事務局】 195

○不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

【人事委員会事務局】 196

○堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

【人事委員会事務局】 196

<固定資産評価審査委員会規程>

○堺市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

【財政局税務部税制課】 197

<議会告示>

○市議会議員の平成29年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について

【議会事務局総務課】 199

規 則

堺市市政情報センター等規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第9号

堺市市政情報センター等規則の一部を改正する規則

堺市市政情報センター等規則（平成3年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 市民生活の利便に資するとともに、広く閲覧又は視聴に供するための情報を提供するため、本庁に市政情報センターを、区役所（堺区役所を除く。）に市政情報コーナーを設置する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) センター等を利用する市民及び事業者（以下「利用者」という。）による閲覧又は視聴に供するために配架することが適当であると市長が認める資料（以下「配架資料」という。）の登録、整理及び配架に関する事。

第2条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「資料」を「配架資料」に、「別に」を「市長が」に改める。

第3条第2項中「資料」を「配架資料」に改める。

第4条を削る。

第5条の見出しを「(配架資料の複写等)」に改め、同条第1項中「資料」を「配架資料」に改め、同項のただし書を削り、同条第3項中「別に」を「市長が」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

4 配架資料の貸出しは、行わないものとする。

第6条を次のように改める。

(有償刊行物の送付等)

第5条 市長は、市民、事業者等（以下「市民等」という。）から郵送等による有償刊行物の送付を希望する申出があった場合は、市長が定める方法により、当該市民等が当該送付に要する費用を負担し、かつ、当該有償刊行物の代金を当該送付の前に納付するときに限り、当該送付を行うことができる。

第7条中「資料」を「配架資料」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「資料」を「配架資料」に、「市長の」を「市長が」に改め、同条を第7条とする。

第9条から第11条までを削る。

第12条中「所管部長」を「センター等を所管する部長」に改め、同条を第8条とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	利用時間	休業日
市政情報センター	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時30分 まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

市政情報コーナー	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時15分 まで	第3条に規定する休日（以 下単に「休日」という。） (3) 12月29日から翌年の1月 3日までの日（休日を除 く。）
----------	-----------------------------------	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



堺市庁舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第10号

堺市庁舎管理規則の一部を改正する規則

堺市庁舎管理規則（平成22年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中

「

三国ヶ丘庁舎	総務課長	を
--------	------	---

」

「

三国ヶ丘庁舎	法人諸税課長	に、
--------	--------	----

」

「庁舎含む」を「庁舎を含む」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第11号

保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

保健所長に権限を委任する規則（平成12年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8項第10号中「別表第1第6項第1号」を「別表第1第1項第7号ア」に改める。

第11項中「大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例」を「大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例」に改め、同項第1号中「ふぐ販売営業」を「ふぐ処理業」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第7条」を「第6条」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第9条」を「第8条」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第10条の2第2項」を「第10条第2項」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、同項第10号中「第19条」を「第21条第1項」に、「採る」を「とる」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「第20条第1項」を「第22条第1項」に、「営業」を「ふぐ処理業」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「第22条第1項」を「第25条第1項」に改め、「営業者等から」を削り、「、営業施設」を「(営業者に係るものに限る。)並びに同項の規定による営業施設」に、「並びに」を「及び」に改め、「こと」の次に「(実施者に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第12号とする。

第26項中第4号を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

堺市区長事務委任規則及び堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第12号

堺市区長事務委任規則及び堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部を改正する規則

(堺市区長事務委任規則の一部改正)

第1条 堺市区長事務委任規則（平成18年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ク中「一部負担金相当額等、障害者医療」を「重度障害者医療」に改める。

（堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部改正）

第2条 堺市区役所職員等の兼務に関する規則（平成18年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条第16号中「障害者医療」を「重度障害者医療」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

堺市職員医療審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第13号

堺市職員医療審査会規則の一部を改正する規則

堺市職員医療審査会規則（平成25年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

堺市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第14号

堺市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則

(堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 堺市職員退職手当支給条例施行規則(昭和38年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

別表のオの表第5号区分の項第1号中「行政職給料表」の次に「(学校職員給与条例第3条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

(堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(平成29年規則第52号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第2項中「の前日」を「前」に、「もの」を「者」に、「当該者」を「これらの者」に改め、「期間」の次に「(次項において「旧条例適用期間」という。)」を、「改正後の」の次に「第7条及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの者が職員の退職手当に関する規則(昭和40年大阪府人事委員会規則第3号)第5条の3(府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成28年条例第51号)第12条第1号の規定による廃止前の堺市立学校職員退職手当支給条例(昭和38年条例第21号)において大阪府立学校職員の例によることとされる場合を含む。)の規定により同規則別表に掲げる職員の区分のうち、次の表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとされることとなるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

第4号区分	第3号区分
第5号区分	第4号区分
第6号区分	第5号区分
第7号区分	第6号区分
第8号区分	第7号区分
第9号区分	第8号区分
第10号区分	第9号区分

附則に次の1項を加える。

- 3 旧条例適用期間に係るこの規則による改正後の堺市職員退職手当支給条例施行規則(以下「新規則」という。)第6条及び第8条の規定の適用については、新規則第6条中「並びに前条及び次条」とあるのは「、前条及び職員の退職手当に関する規則(昭和40年大阪府人事委員会規則第3号)第5条の3(府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成28年条例第51号)第12条第1号の規定による廃止前の堺市立学校職員退職手当支給条例(昭和38年条例第21号)において大阪府立学校職員の例によることとされる場合を含む。以下同じ。)」と、「市長の定めるところ」とあるのは「なお従前の例」と、新規則第8条第1項中「前条(第6条)」とあるのは「職員の退職手当に関する規則第5条の3(堺市職員退職手当支給条

例施行規則の一部を改正する規則（平成29年規則第52号）附則第3項において読み替えて適用する第6条」とする。

附 則
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中堺市職員退職手当支給条例施行規則第3条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例施行規則別表の規定並びに第2条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則附則第2項及び第3項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

堺市循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第15号

堺市循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則

堺市循環型社会形成推進条例施行規則（平成16年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「石綿含有産業廃棄物」の次に「若しくは水銀使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等」を加える。

第8条第3項中「第2号チ(1)」を「第2号リ(1)」に改める。

様式第1号の備考1中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

様式第4号中「又は石綿含有産業廃棄物」を「、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」に、「粉塵等発生防止措置」を「粉じん等発生防止措置」に改める。

様式第5号、様式第6号及び様式第8号中「又は石綿含有産業廃棄物」を「、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「又は石綿含有産業廃棄物」を「、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」に、「粉塵等発生防止措置」を「粉じん等発生防止措置」に改める。

様式第11号中「又は石綿含有産業廃棄物」を「、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」に改める。

様式第12号中「又は石綿含有産業廃棄物」を「、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」に、「粉塵等発生防止措置」を「粉じん等発生防止措置」に改める。

様式第13号中「又は石綿含有産業廃棄物」を「、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市循環型社会形成推進条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市循環型社会形成推進条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第16号

堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年規則第83号）の一部を次のように改正する。

第5条の改正規定及び同条を第4条とし、同条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第5条中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第5条第1項ただし書の規則で定める場合)

第5条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める場合は、条例第4条第1項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 配偶者と離別し、又は死別したこと。
- (2) 扶養義務者と生計を同じくしなくなったこと。

2 前項の場合において、医療費の助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 前項各号のいずれかに該当することとなった日（以下この項において「事由発生日」という。）が、条例第4条第1項の規定による申請のあった日の属する月（次号において「申請月」という。）の初日以後である場合 事由発生日
- (2) 事由発生日が申請月の初日前である場合 申請月の初日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第17号

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行細則の一部を改正する規則

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第108号）の一部を次のように改正する。

「第4節 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者（第18条—第18条の4）を

第5節 指定特定相談支援事業者（第18条の5—第18条の7）」

「第4節 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第18条—第18条の4）」

「第6節」を「第5節」に、「第7節」を「第6節」に、「第8節」を「第7節」に改める。

第2章第4節の節名中「及び指定一般相談支援事業者」を「、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者」に改める。

第18条中「及び法第51条の19第1項」を「、法第51条の19第1項」に、「含む。）の」を「含む。）及び法第51条の20第1項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）の」に、「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者指定申請書」を「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定申請書」に改める。

第18条の3第1項を次のように改める。

法第46条第1項及び第3項並びに法第51条の25第1項及び第3項の規定による届出は、指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者変更届出書（様式第21号の3）により行わなければならない。

第18条の3中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第46条第2項並びに法第51条の25第2項及び第4項の規定による届出は、指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者（廃止・休止・再開）届出書（様式第21号の4）により行わなければならない。

第2章第5節を削る。

第2章中第6節を第5節とし、第7節を第6節とする。

第2章第8節を次のように改める。

第7節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

第29条の2 法第76条第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書により市長に申請しなければならない。

(1) 法第76条第1項第1号に掲げる者 高額障害福祉サービス費・高額障害児通所（入所）給付費支給申請書（様式第41号の2）

(2) 法第76条第1項第2号に掲げる者 新高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第41号の4）

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容について審査を行い、その結果を次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

(1) 前項第1号に掲げる者 高額障害福祉サービス費・高額障害児通所（入所）給付費支給（不支給）決定通知書（様式第41号の3）

(2) 前項第2号に掲げる者 新高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第41号の5）

様式目次21の項中「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者指定申請書」を「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定申請書」に改め、同日次21の3の項中「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者変更届出書」を「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者変更届出書」に改め、同日次中

指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者（廃止・休止・再開）届出書	18の3	1	を
指定障害者支援施設指定辞退届出書	18の3	2	

指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者（廃止・休止・再開）届出書	18の3	2
指定障害者支援施設指定辞退届出書	18の3	3

に改め、

同目次中21の6の項から21の8の項までを削り、同目次41の2の項中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「高額障害福祉サービス・高額障害児通所（入所）給付費支給申請書」に改め、同目次41の3の項の次に次のように加える。

41の4	新高額障害福祉サービス等給付費支給申請書	29の2	1
41の5	新高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書	29の2	2

様式第1号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第5号及び様式第6号中「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改める。

様式第7号中「訪問系サービス事業者記入欄」を「訪問系サービス・自立生活援助事業者記入欄」に、「就労継続支援事業者記入欄」を「就労継続支援・就労定着支援事業者記入欄」に改める。

様式第11号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第12号及び様式第13号中「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改める。

様式第15号中「特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）」を「特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費）」に、「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改める。

様式第18号から様式第20号までの規定中

「印 を 印 に、「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改

める。

様式第21号から様式第21号の4までを次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第21号の6から様式第21号の8までを削る。

様式第27号、様式第28号、様式第33号、様式第34号、様式第39号及び様式第41号中「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改める。

様式第41号の2を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第41号の3中「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

(次の2様式 別記)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

(表面)

介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

堺市長殿

次のとおり申請します。なお、決定された利用者負担額について、現在入所し、又は通所している施設に対し、情報提供することに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)		
	氏名	(印)	個人番号			
	居住地	〒	電話番号			
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)		
	支給申請に係る障害児氏名		個人番号			
			続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名	
第 号 (級) (視覚・聴覚・音声言語・肢体・内部)		第 号 (A・B1・B2・)	号 (1級・2級・3級)			
被保険者証の記号及び番号 (※)			保険者名及び番号 (※)			
障害基礎年金1級の受給の有無 (就労継続支援のサービスを申請する者に限る。)					有・無	

注意 ※印のある被保険者証の記号及び番号の欄及び保険者名及び番号の欄は、療養介護を申請する場合にのみ記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分等	1 2 3 4 5 6 非該当	有効期間		
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護	1 2 3 4 5		
申請するサービスの種類等	区分	申請する支援の種類・内容等						
	訪問系・その他	介護給付費			訓練等給付費			
		□居宅介護 (ホームヘルプ)	□身体介護 (月 時間)			共同生活援助(グループホーム)を申請する者は、希望する事業所の種類、介護の提供の希望の有無、サテライト型住居の利用の希望の有無その他必要な事項を記載すること。		
			□家事援助 (月 時間)					
			□通院介助 (月 時間)					
			□通院等の乗降介助 (月 回)					
	□重度訪問介護 (月 時間)							
	日中活動系	□同行援護 (月 時間)			□自立訓練 [□機能訓練 □生活訓練] (月 日)			
		□行動援護 (月 時間)			□就労移行支援 (月 日)			
		□短期入所 (ショートステイ) (月 日)			□就労継続支援 [□A型 □B型] (月 日)			
			□就労定着支援					
居住系	□施設入所支援			□共同生活援助(グループホーム) (事業所名)				
				□自立生活援助				
地域相談支援	□地域移行支援							
	□地域定着支援							

(裏面)

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。(当てはまるものに○を付ける。当てはまらない場合は、空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯を含む。) 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯に属する者であって、世帯の市町村民税所得割額が16万円(児童の場合は28万円)未満のもの	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	<20歳以上の方> 1 療養介護利用者であること。(年齢 歳) 2 市町村民税課税世帯でないこと。	<20歳未満の方> 1 療養介護利用者であること。(年齢 歳)
	<input type="checkbox"/> III 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等軽減措置) 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。	
	<20歳以上の方> 1 施設入所者(注)であること。(年齢 歳) 2 市町村民税課税世帯でないこと。	<20歳未満の方> 1 施設入所者(注)であること。(年齢 歳)
	<input type="checkbox"/> IV 共同生活援助(グループホーム)利用者に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置) 市町村民税課税世帯でないため、特定障害者特別給付費を申請します。	
<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※生活保護担当窓口が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

注意

- 1 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設)とする。
- 2 いずれの場合にあっても、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。
- 3 18歳以上(入所施設利用者は、20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は、当該障害者及びその配偶者(同一の住民票に記載された者に限る。)とする。

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	医療機関所在地	〒		電話番号

注意 ※印のある主治医の欄は、介護給付費又は地域移行支援(精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。))に入院している者に限る。)を申請する場合に記入すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入すること。)		
フリガナ		申請者	
氏名		との関係	
住所	〒		電話番号

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するため必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査、概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、堺市から指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者若しくは障害者支援施設の関係人、医師意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

申請者氏名 ㊞

様式第11号

(表面)

介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費
支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

堺市長 殿

次のとおり申請します。なお、決定された利用者負担額について、現在入所し、又は通所している施設に対し、情報提供することに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)		
	氏名	(印)	個人番号			
	居住地	〒	電話番号			
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)		
	氏名		個人番号			
			続柄			
身体障害者手帳番号	療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号	疾病名			
第 号 (級) (視覚・聴覚・音声言語・肢体・内部)	第 号 (A ・ B 1 ・ B 2 ・)	号 (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)				
被保険者証の記号及び番号 (※)		保険者名及び番号 (※)				
障害基礎年金1級の受給の有無 (就労継続支援のサービスを申請する者に限る。)						有 ・ 無

注意 ※印のある被保険者証の記号及び番号の欄及び保険者名及び番号の欄は、療養介護を申請する場合にのみ記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分等	1 2 3 4 5 6 非該当	有効期間	
	介護保険サービス	利用中のサービスの種類・内容等					
変更の理由	要介護認定	有 ・ 無	要介護度	要支援 () ・ 要介護	1 2 3 4 5		
	利用中のサービスの種類と内容等						

変更を申請するサービスの種類等	区分	変更を申請する支援の種類・内容等						
	訪問系・その他	介護給付費			訓練等給付費			
		□居宅介護 (ホームヘルプ)	□身体介護 (月 時間)	共同生活援助(グループホーム)を申請する者は、希望する事業所の種類、介護の提供の希望の有無、サテライト型住居の利用の希望の有無その他必要な事項を記載すること。				
			□家事援助 (月 時間)					
			□通院介助 (月 時間)					
			□通院等の乗降介助 (月 回)					
		□重度訪問介護 (月 時間)						
		□同行援護 (月 時間)						
	□行動援護 (月 時間)							
	日中活動系	□短期入所(ショートステイ) (月 日)	□自立訓練 [□機能訓練 □生活訓練] (月 日)					
□療養介護 (月 日)		□就労移行支援 (月 日)						
□生活介護 (月 日)		□就労継続支援 [□A型 □B型] (月 日)						
居住系	□施設入所支援			□就労定着支援				
	□施設入所支援			□共同生活援助(グループホーム) (事業所名)				
			□自立生活援助					

(裏面)

変更を申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。(当てはまるものに○を付ける。当てはまらない場合は、空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯を含む。) 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯に属する者であって、世帯の市町村民税所得割額が16万円(児童の場合は28万円)未満のもの	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	<20歳以上の方> 1 療養介護利用者であること。(年齢 歳) 2 市町村民税課税世帯でないこと。	<20歳未満の方> 1 療養介護利用者であること。(年齢 歳)
	<input type="checkbox"/> III 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等軽減措置) 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。	
	<20歳以上の方> 1 施設入所者(注)であること。(年齢 歳) 2 市町村民税課税世帯でないこと。	<20歳未満の方> 1 施設入所者(注)であること。(年齢 歳)
	<input type="checkbox"/> IV 共同生活援助(グループホーム)利用者に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置) 市町村民税課税世帯でないため、特定障害者特別給付費を申請します。	
	<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※生活保護担当窓口が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

注意

- 1 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設)とする。
- 2 いずれの場合にあっても、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。
- 3 18歳以上(入所施設利用者は、20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は、当該障害者及びその配偶者(同一の住民票に記載された者に限る。)とする。

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	医療機関 所在地	〒	電話番号	

注意 ※印のある主治医の欄は、介護給付費を申請する場合に記入すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入すること)		
フリガナ 氏名		申請者 との関係	
住所	〒	電話番号	

様式第21号

指定障害福祉サービス事業者
指定障害相談支援事業者
指定一般相談支援事業者

指定申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 { 主たる事務所の所在地 :
名 称 :
代表者の職・氏名 :

㊞

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 { 第36条第1項
第38条第1項
第51条の19第1項
第51条の20第1項 } の規定により { 指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業者
指定特定相談支援事業者 }

の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

Application form with sections for applicant details, business details, and a table for designated services. The table includes columns for '事業の種類' (Business Type), '事業開始予定年月日' (Planned Start Date), '添付する付表' (Attachments), '既に指定を受けている事業等' (Already Designated Services), and '備考' (Remarks).

備考

- 1 「法人の種類」の欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 2 「法人所轄庁」の欄には、申請者が行政庁(大臣、都道府県知事等)の許認可等を受けて設立された法人である場合に、その行政庁の名称を記入してください。
- 3 共同生活援助の申請を行う場合は、「事業所(施設)の名称」「事業所(施設)の所在地」とあるのは、「主たる事業所の名称」「主たる事業所の所在地」とそれぞれ読み替えてください。
- 4 「指定申請をする事業」の欄は、以下の要領で記入してください。
 - (1) 今回申請をするものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
 - (2) 多機能型の場合は、上記(1)に加えて「多機能型」に「◎」を記入してください。
 - (3) 従たる事業所を設置する場合は、主たる事業所及び従たる事業所のそれぞれにおいて実施する事業に「○」を記入し、「備考」欄に「主」又は「従」の別を記入してください。
- 5 「既に指定を受けている事業等」の欄には、同一所在地において既に事業所としての指定を受けている場合に、該当する欄に「○」を記入し、その事業所番号等を別紙に記入してください。複数の番号を有する場合は、その全てを記入してください。

受付 (記入不可)

様式第21号の2

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設 変更申請書

年 月 日

堺市長殿

申請者 { 主たる事務所の所在地 :
名 称 :
代表者の職・氏名 : } ⑩

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 { 第37条第1項
第39条第1項 } の規定により { 指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設 } の指定の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	名称又は氏名	(フリガナ)			
	主たる事務所の所在地又は住所	郵便番号 () 都 道 府 県 郡 市			
	連絡先	電話番号	FAX番号		
	法人の種類	法人所轄庁			
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ 氏 名		
	代表者の住所	郵便番号 () 都 道 府 県 郡 市			
事業所 (施設) の種類 及び 類	事業所(施設)の名称	(フリガナ)			
	事業所(施設)の所在地	郵便番号 () 大阪府堺市 区			
	サービスの種類等	生活介護	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	障害者支援施設 サービスの種類 定 員
変更する 事項 及び その 内容	変更する事項		変 更 す る 内 容		
	1	事業所(施設)の名称	(変更前)		
	2	事業所(施設)の所在地			
	3	建物の構造概要			
	4	事業所(施設)の平面図及び設備の概要			
	5	従業者(従業員)の勤務の体制及び勤務形態	(変更後)		
	6	利用者の推定数			
	7	施設障害福祉サービスの種類			
8	利用定員				
変 更 年 月 日		年 月 日		受 付	

備考

- 「受付」の欄には記入しないでください。
- 「法人の種類」の欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」の欄には、申請者が行政庁(大臣、都道府県知事等)の許可等を受けて設立された法人である場合に、その行政庁の名称を記入してください。

--

様式第21号の3

指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者
指 定 障 害 相 談 支 援 事 業 者
指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者
変 更 届 出 書

年 月 日

堺 市 長 殿

届出者 主たる事務所
の所在地
名 称
代表者の職・氏名

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
次のとおり指定の内容を変更したので、届け出ます。

{ 第46条第1項
第46条第3項
第51条の25第1項
第51条の25第3項 } の規定により、

指定内容を変更した事業所		事業所番号	2 7									
共同生活援助にあっては、主たる事業所		名 称										
		所 在 地	大阪府堺市									
		事業の種類										
変更があった事項		変 更 の 内 容										
1	事業所（施設）の名称	(変更前)										
2	事業所（施設）の所在地											
3	申請者（設置者）の名称											
4	申請者（設置者）の主たる事務所の所在地											
5	申請者（設置者）の代表者の氏名及び住所											
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）											
7	医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類											
8	提供する障害福祉サービスの種類（重度障害者等包括支援に限る）											
9	委託により提供している障害福祉サービスの種類及び事業所の名称											
10	事業所の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要											
11	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴											
12	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴											
13	サービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴											
14	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)										
15	主たる対象者											
16	運営規程											
17	介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項											
18	事業所の種別（併設型・空床型・単独型の別）											
19	併設型及び単独型における利用者の推定数（利用定員）又は空床型における当該施設の入所者の定員											
20	協力医療機関及び協力歯科医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関等との契約の内容											
21	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要											
22	提携している公共職業安定所その他関係機関の名称											
23	併設する施設がある場合、当該併設施設の概要											
24	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要											
25	役員の氏名、生年月日及び住所											
変 更 年 月 日		年 月 日										
変 更 理 由												

様式第21号の4

指定障害福祉サービス事業者
 指定一般相談支援事業者（廃止・休止・再開）届出書
 指定特定相談支援事業者

年 月 日

堺市長 殿

届出者 { 主たる事務所 :
 の所在地 :
 名 称 :
 代表者の職・氏名 : } ㊞

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 { 第46条第1項
 第46条第2項
 第51条の25第1項
 第51条の25第2項
 第51条の25第3項
 第51条の25第4項 } の規定により、

次のとおり事業の { 廃止
 休止
 再開 } をしたので届け出ます。

(廃止・休止・再開)した事業所 { 共同生活援助にあつては、廃止・ 休止・再開した主たる事業所 }	事業所番号	2 7
	名 称	
	所 在 地	大阪府堺市
	事業の種類	
(廃止・休止・再開)した年月日	年 月 日	
廃止・休止した理由		
現に指定障害福祉サービス、指定一般相談支援又は指定特定相談支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		
休止予定期間(休止の場合のみ)	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第41号の2

高額障害福祉サービス費・高額障害児通所(入所)給付費支給申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 氏名 _____ (印)

住所 堺市 _____

個人番号 _____

電話番号 _____

次のとおり(高額障害福祉サービス費・高額障害児通所(入所)給付費)の支給を申請します。
 なお、この申請に係る決定に際しては、私が障害福祉サービスを利用した月において、私及び私と同じ世帯に属する世帯員に関して、以下の事項について市民税課税台帳等、本市の公簿で確認されることを承諾します。

- 1 当該世帯の世帯状況及び当該世帯員の所得状況
- 2 介護保険法に規定するサービスにおける当該世帯員の利用者負担及び高額介護サービス費の支給状況
- 3 障害者総合支援法又は児童福祉法に規定するサービスにおける当該世帯員の利用者負担の額及び利用者負担上限月額

フリガナ				障害福祉サービス受給者証(水色)の番号																	
支給決定に係る障害児氏名				障害児通所(入所)受給者証(ピンク・黄緑)の番号																	
申請に係るサービス利用月	年 月 ~			介護保険被保険者証(桃)の番号																	
支給決定障害者の生年月日	年 月 日			制度(右の①~③のうち該当するものの番号の横に受給者番号又は被保険者番号を記載)	①障害者総合支援法の受給者番号(水色) ②障害児通所(入所)の受給者証番号(ピンク・黄緑) ③介護保険の被保険者番号(桃) 受給者番号又は被保険者番号																
世帯構成	同一世帯に属する等支給	氏名	生年月日	①																	
				②																	
				③																	
		個人番号	①																		
			②																		
			③																		

注意
 1 今回の支給以後、高額障害福祉サービス費・高額障害児通所(入所)給付費が支給される場合、今年度の申請手続は不要となります。また、支給金額は、下記口座に振り込まれます。(口座を変更する場合や世帯構成が変更となった場合は、再度申請手続が必要です。)
 2 申請者と同一世帯の他の支給決定者等全員分を併せて提出してください。
 3 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
 4 この様式において「障害者総合支援法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律をいう。
 高額障害福祉サービス費・高額障害児通所(入所)給付費を下記の口座に振り込むよう依頼します。

口座振込 依頼欄	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号														
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他															
	口座名義人(カナ)																	

様式第4 1号の4

新高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

堺市長 殿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給(同項第2号に掲げる者に対する支給に限る。)について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ												①障害者総合支援法 ②介護保険法											
申請者氏名	個人番号：											制度	受給者番号・被保険者番号										
生年月日	年 月 日																						
居住地	〒											電話番号											
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額	申請に係るサービス利用月			年 月分		65歳に到達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有												

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店 出張所			種目	口座番号					
	金融機関コード			店舗コード			1 普通預金						
							2 当座預金						
							9 その他						
	フリガナ												
口座名義人													

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ			申請者との関係
氏名			
住所	〒		
			電話番号

様式第41号の5

新高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

堺 市 長 印

年 月 日に申請のあった新高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の規定により次のとおり決定したので通知します。

対象者氏名		受給者番号																	
-------	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
障害福祉相当介護保険サービスに係る本人支払分	円	申請に係る障害福祉相当介護保険サービスの利用月	年 月分
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関											
	口座種目											
	口座番号											
	口座名義人											

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。



堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第18号

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成24年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

（内部組織）

第19条 法第56条の2第1号に規定する規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として市長が定める組織（次項において「現内部組織」という。）であって同号に規定する再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として市長が定める組織であって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第20条 法第56条の2第2号に規定する規則で定める管理又は監督の地位は、堺市職員の退職管理に関する規則（平成28年人事委員会規則第4号）第17条に規定する職に相当するものとして市長が定める職とする。

第15条を第17条とする。

第14条第1項中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会計監査報告の作成）

第13条 会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を法人から受領したときは、各事業年度の終了後3月以内に、法第35条第1項の規定により次に掲げる事項を記載した会計監査報告を作成し、理事長に提出しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）における法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等に関する記載について意見がある場合にあっては、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重点的な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全て重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がない場合にあっては、その旨及びその理由

(4) 次に掲げる事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項

ア 正当な理由による会計方針の変更に関する事項

イ 重要な偶発事象に関する事項

ウ 重要な後発事象に関する事項

エ その他市長が必要と認める事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

第10条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の作成）

第11条 法人は、法第34条第2項の規定により財務諸表に添付しなければならない書類として、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業年度における法人名、事務所の所在地、役員の状況その他の法人に関する基礎的な情報

(2) 財務状況の概要

(3) 業務運営状況の概要

第8条を次のように改める。

（業務実績等に関する報告書）

第8条 法人は、法第28条第1項の規定により市長の評価を受けようとするときは、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める事項について記載した報告書を市長に提出するとともに、公表しなければならない。

(1) 法第28条第1項各号に掲げる事業年度における業務の実績の評価 次の事項

- ア 当該事業年度における法人名、事務所の所在地、役員の状況その他の法人に関する基礎的な情報
- イ 中期目標、中期計画及び年度計画の実施状況
- ウ 年度計画に定めた項目ごとの当該事業年度における業務運営状況、法人自己評価の評定及び当該評定を付した理由
- エ ウに掲げる項目に係る指標がある場合にあっては、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値
- オ 当該事業年度における財務状況
- カ アからオまでに掲げるもののほか、法人の業務の実績の報告に関し必要な事項

(2) 法第28条第1項第2号に定める中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価 次の事項

- ア 中期目標及び中期計画の実施状況
- イ 中期計画に定めた項目ごとの中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務運営状況、法人自己評価の評定及び当該評定を付した理由
- ウ イに掲げる項目に係る指標がある場合にあっては、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値
- エ アからウまでに掲げるもののほか、法人の業務の実績の報告に関し必要な事項

(3) 法第28条第1項第3号に定める中期目標の期間における業務の実績の評価 次の事項

- ア 中期目標及び中期計画の実施状況
- イ 中期計画に定めた項目ごとの中期目標の期間における業務運営状況、法人自己評価の評定及び当該評定を付した理由
- ウ イに掲げる項目に係る指標がある場合にあっては、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値
- エ アからウまでに掲げるもののほか、法人の業務の実績の報告に関し必要な事項

第6条及び第7条を削り、第5条を第7条とする。

第4条中「(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第6条とする。

第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(監査報告の作成)

第2条 監事は、法第13条第4項の規定により法人の業務を監査したときは、各事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した監査報告を作成し、理事長（法第12条の規定により当該法人に置かれた理事長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 次に掲げる観点からの法人の業務についての意見
 - ア 法令等の遵守その他業務の適正な実施
 - イ 中期目標（法第25条第1項の規定により市長が定める中期目標をいう。以下同じ。）

の着実な達成のための効果的かつ効率的な業務の実施

- (3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 法人の役員の職務の執行に関し、不正な行為を行ったとき、又は法令等に違反する重大な事実があった場合にあっては、その事実
- (5) 監査のための必要な調査ができなかった場合にあっては、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日
(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、第5条、第7条第2項、第14条、第15条、第16条第1項、第17条及び第18条に規定する書類とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第19号

堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 特定医療費（第2条—第8条）
- 第3章 指定医療機関（第9条—第15条）
- 第4章 指定医（第16条—第21条）
- 第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号。以下「政令」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

第2章 特定医療費

(特定医療費の支給)

第2条 支給認定患者等（法第7条第4項に規定する支給認定患者等をいう。以下同じ。）は、法第5条第1項の規定による特定医療費の支給を受けようとするときは、堺市特定医療費（指定難病）請求書（様式第1号）に市長が定める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、特定医療費の支給を決定したときは、堺市特定医療費（指定難病）支給決定通知書（様式第2号）により請求者に通知するものとする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合はこの限りではない。

(支給認定)

第3条 法第6条第1項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書に省令第12条第2項に規定する書類で市長が定めるものを添えて、行わなければならない。

(1) 次号に掲げる申請以外の申請 堺市特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規）（様式第3号の1）

(2) 法第7条第1項の支給認定（以下単に「支給認定」という。）の有効期間が満了する日までに行う当該支給認定の更新の申請 堺市特定医療費（指定難病）支給認定申請書（更新）（様式第3号の2）

2 市長は、前項の申請があった場合において、支給認定をしたときは、次条に規定する医療受給者証及び堺市特定医療費（指定難病）自己負担上限額管理票（様式第4号）を支給認定患者等に交付するものとする。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、支給認定をしないこととするときは、堺市不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

4 前項の申請者は、堺市不認定通知書を汚損し、又は毀損したときは、堺市不認定通知書再交付申請書（様式第6号）を市長に提出して、再交付を申請することができる。

(医療受給者証)

第4条 法第7条第4項に規定する医療受給者証は、堺市特定医療費（指定難病）受給者証（様式第7号）とする。

(申請内容の変更の届出)

第5条 省令第13条第2項の届出書は、堺市特定医療費（指定難病）支給認定変更届出書（様式第8号）とする。

(医療受給者証の再交付)

第6条 省令第27条第1項の申請書は、堺市特定医療費（指定難病）受給者証再交付申請書（様式第9号）とする。

(支給認定の変更)

第7条 省令第33条第1項の申請書は、堺市特定医療費（指定難病）支給認定変更申請書（様式第10号）とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、支給認定をしないこととする

きは、堺市不認定通知書により申請者に通知するものとする。

(支給認定の取消し)

第8条 省令第34条第1項の規定による通知は、堺市特定医療費（指定難病）支給認定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

第3章 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第9条 省令第35条第1項の申請書は、堺市指定医療機関指定申請書（様式第12号）とする。

2 市長は、法第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたときは、堺市指定医療機関指定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第14条第2項又は第3項の規定により指定医療機関の指定をしないこととするときは、堺市指定医療機関指定却下通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

(指定医療機関の指定の更新)

第10条 法第15条第1項に規定する指定医療機関の指定の更新の申請は、堺市指定医療機関指定更新申請書（様式第15号）により行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の更新をしたときは、堺市指定医療機関指定更新通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、指定の更新をしないこととするときは、堺市指定医療機関指定更新却下通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

(指定医療機関の変更の届出)

第11条 法第19条の規定による届出は、堺市指定医療機関変更届出書（様式第18号）により行わなければならない。

(指定医療機関の業務休止等の届出)

第12条 省令第43条の規定による届出は、堺市指定医療機関業務休止等届出書（様式第19号）により行わなければならない。

(指定医療機関の指定の辞退)

第13条 省令第44条の規定による辞退の申出は、堺市指定医療機関指定辞退申出書（様式第20号）により行わなければならない。

(指定医療機関の指定の取消し等)

第14条 法第23条の規定により、指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止するときは、堺市指定医療機関指定取消等通知書（様式第21号）により当該指定医療機関に通知するものとする。

(指定医療機関指定通知書の再交付)

第15条 指定医療機関は、堺市指定医療機関指定通知書又は堺市指定医療機関指定更新通知書を汚損し、又は毀損したときは、堺市指定医療機関指定通知書再交付申請書（様式第22号）を市長に提出して、それらの再交付を申請することができる。

第4章 指定医

(指定医の指定)

第16条 省令第16条第1項の申請書は、堺市指定医指定申請書兼経歴書（様式第23号）とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、省令第15条第1項の規定により指定医の指定をしたときは、堺市指定医指定通知書（様式第24号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、省令第15条第2項の規定により指定医の指定をしないこととするときは、堺市指定医指定却下通知書（様式第25号）により申請者に通知するものとする。

(指定医の指定の更新)

第17条 省令第17条第2項に規定する指定医の指定の更新の申請は、堺市指定医指定更新申請書（様式第26号）により行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の更新をしたときは、堺市指定医指定更新通知書（様式第27号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、指定の更新をしないこととするときは、堺市指定医指定更新却下通知書（様式第28号）により申請者に通知するものとする。

(指定医の変更の届出)

第18条 省令第19条の規定による届出は、堺市指定医変更届出書（様式第29号）により行わなければならない。

(指定医の指定の辞退)

第19条 省令第20条第1項の規定による辞退は、堺市指定医指定辞退申出書（様式第30号）により行わなければならない。

(指定医の指定の取消し等)

第20条 省令第20条第2項、第3項又は第4項の規定により、指定医の指定を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその指定の効力を停止するときは、堺市指定医指定取消等通知書（様式第31号）により当該指定医に通知するものとする。

(指定医指定通知書の再交付)

第21条 指定医は、堺市指定医指定通知書又は堺市指定医指定更新通知書を汚損し、又は毀損したときは、堺市指定医指定通知書再交付申請書（様式第32号）を市長に提出して、それらの再交付を申請することができる。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式目次

様式番号	名称	関係条文		
		条	項	号
1	堺市特定医療費（指定難病）請求書	2	1	
2	堺市特定医療費（指定難病）支給決定通知書	2	2	
3の1	堺市特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規）	3	1	1
3の2	堺市特定医療費（指定難病）支給認定申請書（更新）	3	1	2
4	堺市特定医療費（指定難病）自己負担上限額管理票	3	2	
5	堺市不認定通知書	3	3	
6	堺市不認定通知書再交付申請書	3	4	
7	堺市特定医療費（指定難病）受給者証	4		
8	堺市特定医療費（指定難病）支給認定変更届出書	5		
9	堺市特定医療費（指定難病）受給者証再交付申請書	6		
10	堺市特定医療費（指定難病）支給認定変更申請書	7	1	
11	堺市特定医療費（指定難病）支給認定取消通知書	8		
12	堺市指定医療機関指定申請書	9	1	
13	堺市指定医療機関指定通知書	9	2	
14	堺市指定医療機関指定却下通知書	9	3	
15	堺市指定医療機関指定更新申請書	10	1	
16	堺市指定医療機関指定更新通知書	10	2	
17	堺市指定医療機関指定更新却下通知書	10	3	
18	堺市指定医療機関変更届出書	11		
19	堺市指定医療機関業務休止等届出書	12		
20	堺市指定医療機関指定辞退申出書	13		
21	堺市指定医療機関指定取消等通知書	14		
22	堺市指定医療機関指定通知書再交付申請書	15		
23	堺市指定医指定申請書兼経歴書	16	1	
24	堺市指定医指定通知書	16	2	
25	堺市指定医指定却下通知書	16	3	
26	堺市指定医指定更新申請書	17	1	
27	堺市指定医指定更新通知書	17	2	
28	堺市指定医指定更新却下通知書	17	3	
29	堺市指定医変更届出書	18		
30	堺市指定医指定辞退申出書	19		
31	堺市指定医指定取消等通知書	20		
32	堺市指定医指定通知書再交付申請書	21		

様式第1号（第2条関係）

堺市特定医療費（指定難病）請求書

年 月 日

堺市長 殿

年 月分 から 年 月分（ か月）の
特定医療費（指定難病）を次のとおり請求します。

※	支給決定額 (堺市記入欄)	百万	十万	万	千	百	十	円
---	------------------	----	----	---	---	---	---	---

受給者氏名							受給者番号							
請 求 者	フリガナ											患者との続柄		
	氏 名	Ⓜ												
	フリガナ													
	住 所	〒 電話番号（ ）												
送 金 用 振 替 口 座	銀 行 名	銀行・農協 信金・信組	※	※	※	※	1 普通・総合	口座 番号						
		支店	※	※	※	2 当座								
	ゆうちょ銀行	記号・番号												
	口座名義人 (カナ)													

委任欄

私（受給者）は、上記請求者を代理人と定め、特定医療費（指定難病）の請求及び受領の権限を委任します。	年 月 日
委任者（受給者）住所 〒	
氏名	Ⓜ

注意

- 1 太枠内のみ記入してください。ただし、※印の欄には記入しないでください。
- 2 自署の場合は、押印を省略することができます。
- 3 委任欄は、受給者と請求者が異なる場合のみ記入が必要です。ただし、受給者が18歳未満で、その保護者が請求者の場合は記入不要です。

様式第2号（第2条関係）

堺市特定医療費（指定難病）支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで請求のあった特定医療費（指定難病）について、次のとおり支給決定したので通知します。

支給決定額	
備 考	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

様式第3号の1 (第3条関係)

堺市特定医療費 (指定難病) 支給認定申請書 (新規)

年 月 日

堺市長 殿

医療受給者証の送付先に☐を記入してください。	1 受診者	フリガナ			男・女	生 年 月 日	年齢	
		氏 名			⑩	年 月 日	歳	
	個人番号			※				
	フリガナ			郵便番号	□□□□-□□□□			
	住 所			電話 番 号	(自宅) (携帯)			
	加入 医療保険等	フリガナ			受診者 との続柄	※		
		被保険者氏名 (世帯主・組合員)						
	次の書類を添付した場合は○を付してください。 ・限度額認定証 ・高齢受給者証 (3割)	被保険者証	1 被用者保険(協会けんぽ・健保組合・共済等) [被保険者等・家族]	記 号				
			2 国民健康保険 <市町村国保> [世帯主・家族]	番 号				
			3 国民健康保険組合 <業種別国保> [組合員等・家族]	保険者番号				
4 後期高齢者医療 5 生活保護 [医療保険加入: 無・有] 6 中国残留邦人支援受給世帯			保険者名称					
※適用区分	ア・イ・ウ・エ・オ・Ⅳ・Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ	資格取得 年月日	年 月 日					
次のいずれかに☐を記入してください。 <input type="checkbox"/> 受診者本人を申請者として、本件を申請します。(下記の申請者欄への記載は、不要です。) <input type="checkbox"/> 下記の者を申請者として、本件申請を委任します。(下記の申請者欄への記載が必要です。)								
受診者本人が申請者の場合は、記載は不要です。(受診者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。)								
2 申請者	フリガナ			受診者との関係	(保護者の場合のみ) 生年月日			
	氏 名				年 月 日			
	(保護者の場合のみ) 個人番号			※				
	フリガナ			郵便番号	□□□□-□□□□			
住 所			電話 番 号	(自宅) (携帯)				
3 病 名	①			②				
上記の難病の情報	上記の難病に関して、 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を使用している。 <input type="checkbox"/> 体外式補助人工心臓を使用している。							
該当する場合は☐を記入してください。	<input type="checkbox"/> 申請日の属する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あった。[軽症高額該当]							

注意

- 1 太枠内のみ記入してください。ただし、※印の欄には記入しないでください。
- 2 自署の場合は、押印を省略することができます。

4 支給認定基準世帯員等

世帯員氏名 (住民票上の世帯全員分を記載してください。)	受診者との 続柄	16歳未満 (注1)	受診者と同じ医療 保険に加入(注2)	※市町村民税の 所得割額	※均等割 のみ	※年収額 (非課税の場合)
	本人	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

注意

- 1 課税年において16歳未満の方には☑を記入してください。
- 2 受診者と同じ医療保険に加入されている方には☑を記入してください。

5 按分対象者

上記4の受診者と同じ医療保険に加入する者のうち、指定難病(指)又は小児慢性特定疾病(小)の受給者証の交付を受けている者の有無(受診者が指定難病と別の疾病で小児慢性特定疾病受給者証を持っている者を含む。)		☐ 有 ☐ 無 いずれかに☑を記入してください。	
有の場合	<input type="checkbox"/> 指 <input type="checkbox"/> 小	氏名()	受給者番号()
指又は小のいずれかに☑を記入し、氏名及び受給者番号を記入してください。	<input type="checkbox"/> 指 <input type="checkbox"/> 小	氏名()	受給者番号()

6 収入に係る申立欄

上記4の受診者と同じ医療保険に加入する者の市町村民税が全て非課税で、受診者又はその保護者の年収が80万円以下の場合	受診者又はその保護者には、提出した書類(市町村民税課税証明書等)に記載されている金額のほか、障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当等の収入はありません。
申請者氏名 Ⓜ	

7 受診を希望する(指定)医療機関(薬局、訪問看護事業者等を含む。)

指定医療機関の名称	所在地
<input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等 ※いずれかに☑を記入してください。	〒 _____ 電話番号 () _____
<input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等 ※いずれかに☑を記入してください。	〒 _____ 電話番号 () _____
<input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等 ※いずれかに☑を記入してください。	〒 _____ 電話番号 () _____
<input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等 ※いずれかに☑を記入してください。	〒 _____ 電話番号 () _____

8 診断書(臨床調査個人票)の研究利用についての同意

同意する場合は☑を記入してください。

指定難病の研究を推進するため、提出した診断書(臨床調査個人票)を厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾病研究の基礎資料として使用されることに同意します。

厚生労働省では、難病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書(臨床調査個人票)をデータベースに登録し、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用することとしています。

また、診断書(臨床調査個人票)の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

なお、この同意は、添付された診断書(臨床調査個人票)を疾病研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床調査研究分野の研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。

様式第3号の2 (第3条関係)

堺市特定医療費 (指定難病) 支給認定申請書 (更新)

年 月 日

堺市長 殿

受給者証の送付先に☑を記入してください。	1 受診者	フリガナ			電話番号	
		氏名	姓	名	(自宅) (携帯)	
	☐送付先	次のいずれかに☑を記入してください。 ☐ 受診者本人を申請者として、本件を申請します。(下記の申請者欄への記載は、不要です。) ☐ 下記の者を申請者として、本件申請を委任します。(下記の申請者欄への記載が必要です。)				
		受診者本人が申請者の場合は、記載は不要です。(受診者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。)				
2 申請者	フリガナ	姓	名	受診者との関係		
	氏名					
	フリガナ					
☐送付先	〒	住所			電話番号 (自宅・携帯)	

3 医療受給者証のコピー貼付欄 (医療受給者証のコピーを貼付した場合は、記載不要です。)

① 医療受給者証のコピーを貼付しない場合は、太枠内(網掛けでない部分)に記載してください。
 ② 医療受給者証の記載内容に変更がある場合は、その部分を二重線で修正し、変更届出書又は変更申請書を提出してください。
 ※ 医療受給者証の原本は、貼らないでください。

堺市特定医療費 (指定難病) 受給者証					
公費負担者番号					
受給者番号					
受診者	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	性別			
保険者					
被保険者証の記号及び番号	適用区分				
病名					
有効期間					
月額自己負担上限額	階層区分				

指定医療機関名	※医療機関の追加・削除が必要な場合は、この申請書の2枚目の「9 受診を希望する(指定)医療機関」欄への記載が必要です。			
負担	人工呼吸器等装着	軽症高額	高額かつ長期	同一世帯内按分対象者
保護者(受診者が18歳未満の場合記載)	氏名			続柄
	住所			
備考				
上記のとおり認定します。				
年 月 日 堺市長				

注意

- 1 太枠内のみ記入してください。ただし、※印の欄には記入しないでください。
- 2 自署の場合は、押印を省略することができます。

4 支給認定基準世帯員等

世帯員氏名 (住民票上の世帯全員分を記載してください。)	受診者との 続柄	16歳未満 (注1)	受診者と同じ医療 保険に加入 (注2)	※市町村民税の 所得割額	※均等割 のみ	※年収額 (非課税の場 合)
	本人	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

注意

- 1 課税年において16歳未満の方には☑を記入してください。
- 2 受診者と同じ医療保険に加入されている方には☑を記入してください。

5 按分対象者 (「同一世帯内按分対象者」に該当する場合)

指又は小のどちらかに☑をつけ、氏名及び受給者番号を記入してください。	<input type="checkbox"/> 指 <input type="checkbox"/> 小	氏名 ()	受給者番号 ()
	<input type="checkbox"/> 指 <input type="checkbox"/> 小	氏名 ()	受給者番号 ()

6 収入に係る申立欄

上記4の受診者と同じ医療保険に加入する者の市町村民税が全て非課税で、受診者又はその保護者の年収が80万円以下の場合	提出した書類(市町村民税課税証明書等)に記載されている金額のほか、障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当等の収入はありません。 申請者氏名 Ⓜ
---	--

7 高額難病治療継続者(高額かつ長期)の該当

本申請を行った月以前の12か月の間(支給認定を受けた月以後に限る。)に、指定難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6回以上ある。 ※自己負担上限管理票の該当ページの写しを添付してください。 ※現在有効の医療受給者証について高額かつ長期を非該当から該当へ変更を希望する場合は、変更申請が必要です。	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
---	--

8 人工呼吸器・体外式補助人工心臓の利用状況

<input type="checkbox"/> 人工呼吸器を使用している。	<input type="checkbox"/> 体外式補助人工心臓を使用している。
--	--

9 受診を希望する(指定)医療機関(薬局、訪問看護事業者等を含む。)

<input type="checkbox"/> 変更なし(以下の記載は不要です。)		<input type="checkbox"/> 下記を追加又は削除します。	
指定医療機関の名称	所在地		
<input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等	〒		
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	電話番号 ()		
<input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等	〒		
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	電話番号 ()		
<input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等	〒		
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	電話番号 ()		

10 診断書(臨床調査個人票)の研究利用についての同意

同意する場合は☑を記入してください。
<input type="checkbox"/> 指定難病の研究を推進するため、提出した診断書(臨床調査個人票)を厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾病研究の基礎資料として使用されることに同意します。
<p>厚生労働省では、難病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書(臨床調査個人票)をデータベースに登録し、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用することとしています。</p> <p>また、診断書(臨床調査個人票)の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。</p> <p>なお、この同意は、添付された診断書(臨床調査個人票)を疾病研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床調査研究分野の研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。</p>

様式第4号 (第3条関係)

堺市特定医療費 (指定難病)
自己負担上限額管理票

受診者氏名	
受給者番号	



年 月分		自己負担上限額管理票		月額自己負担上限額		円
受診者氏名			受給者番号			
日 付	指定医療機関名	医療費総額 (10 割分)	自己負担額	自己負担の 累積額(月額)	徴収印	
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。						
日 付	指定医療機関名				確認印	
月 日						

様式第5号（第3条関係）

堺市不認定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



申請のあった特定医療費（指定難病）の支給認定について、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項又は第10条第2項に規定する認定を行わないこととしたので通知します。

申請日

受診者氏名

病名

申請種別

理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。

様式第6号（第3条関係）

堺市不認定通知書再交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

不認定通知書の再交付について、堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年規則第19号）第3条第4項の規定により、次のとおり申請します。

(不認定通知書送付先) 申請者	次の者を申請者として、本件申請を委任します。			
	受診者氏名 ㊟			
	受診者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。			
	(フリガナ) 氏名 ㊟	受診者との関係		<input type="checkbox"/> 受診者本人
住所	〒		電話番号	
			(自宅)	
			(携帯)	

※不認定通知書は、申請者宛てに送付します。

受診者氏名	(フリガナ)
住所	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ（申請者と同じ場合は☑を記入してください。）
電話番号	(自宅) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ（申請者と同じ場合は☑を記入してください。） (携帯) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ（申請者と同じ場合は☑を記入してください。）
生年月日	年 月 日
病名	
再交付理由	該当する理由に☑を記入してください。 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※紛失の場合：紛失した不認定通知書を発見したときは、当該不認定通知書を速やかに返還してください。 ※破損又は汚損の場合：当該不認定通知書を添付してください。

注意 自署の場合は、押印を省略することができます。

様式第7号 (第4条関係)

堺市特定医療費(指定難病)受給者証			
公費負担者 番号			
受給者番号			
受診者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	性別	
保険者			
被保険者証の 記号及び番号		適用 区分	
病名			
有効期間			
月額自己負担 上限額		階層 区分	

指定医療機関名				
負担	人工呼吸器等 装着	軽症高額	高額かつ 長期	同一世帯内 按分対象者
保護者 (受診者が 18歳未満の 場合記載)	氏名			続柄
	住所			
備考				
上記のとおり認定します。				
年 月 日 堺 市 長 印				

様式第8号（第5条関係）

堺市特定医療費（指定難病）支給認定変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

受診者氏名	(フリガナ)	受給者番号					
生年月日	年 月 日 (歳)						
住所	〒		電話番号	(自宅) (携帯)			

(医療受給者証送付先) 届出者	次の者を届出者として、本件届出を委任します。						
	受診者氏名 ㊟						
	受診者本人が18歳未満の場合は、保護者が届出者となります。						
	氏名	㊟	受診者との関係	受診者が届出者の場合は、住所、電話番号の記入は不要です。			
住所	〒		電話番号	(自宅) (携帯)			
<input type="checkbox"/> 受診者と同じ（受診者と住所が同じ場合は☑を記入してください。）							

※届出が必要となった項目番号に○を付けて、必要事項及び☑を記入してください。

1	受診者情報	<input type="checkbox"/>	氏名	(フリガナ)	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
		<input type="checkbox"/>	住所	〒			
		<input type="checkbox"/>	電話番号	(自宅) (携帯)			
2	※受診者が18歳未満の場合のみ 保護者情報	<input type="checkbox"/>	氏名	(フリガナ)	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
		<input type="checkbox"/>	住所	〒			
		<input type="checkbox"/>	電話番号	(自宅) (携帯)	続柄		

注意

- 1 今回の届出者が直近の申請等の申請者又は届出者と異なる場合は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定による申請内容の変更の届出とみなします。
- 2 自署の場合は、押印を省略することができます。

3	被保険者氏名 (世帯主・組合員)	(フリガナ)	受診者 との続柄	資格取得 年月日	年 月 日		
	加入 保険等	<input type="checkbox"/> 被用者保険(協会けんぽ・健保組合・共済等) [<input type="checkbox"/> 被保険者等 <input type="checkbox"/> 家族] <input type="checkbox"/> 国民健康保険《市町村国保》 [<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 家族] <input type="checkbox"/> 国民健康保険組合《業種別国保》 [<input type="checkbox"/> 組合員等 <input type="checkbox"/> 家族] <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人		被 保 険 者 証	記号		
					番号		
					保険者番号		
					保険者名称		
	支給認定 基準世帯員	同じ保険に加入している者に変更があった場合は、 次の4「支給認定基準世帯員」の表に、変更後の世帯員全員を記入してください。					
	適用区分	ア・イ・ウ・エ・オ・Ⅳ・Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ					
4	支給認定基準世帯員 (注1) 課税年において16歳未満の方には☑を記入してください。 (注2) 受診者と同じ医療保険に加入されている方には☑を記入してください。						
	世帯員氏名 (住民票上の世帯全員分を記載してください。)	受診者との 続柄	16歳未満 (注1)	受診者と同じ 医療保険に加入 (注2)	※市町村民税の 所得割額	※均等割 のみ	※年収額 (非課税の場合)
		本人	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5	受診者・保護者(受診者が18歳未満の場合のみ)の個人番号(マイナンバー) ※変更後のマイナンバーを記入してください。 ※保護者は、過去に申請者又は届出者となった方のマイナンバーに変更があった場合のみ記入してください。						
	受診者氏名						
	個人番号 (マイナンバー)						
	保護者氏名						
	個人番号 (マイナンバー)						

様式第9号（第6条関係）

堺市特定医療費（指定難病）受給者証再交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第27条第1項の規定により、次のとおり申請します。

次の者を申請者として、本件申請を委任します。

（医療受給者証送付先） 申 請 者	受診者氏名 ㊟			
	受診者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。			
	(フリガナ) 氏 名 ㊟	受診者 との関係	<input type="checkbox"/> 受診者本人	
	住 所	〒	電 話 番 号	(自宅) (携帯)

※医療受給者証は、申請者宛てに送付します。

受診者氏名	(フリガナ)	男・女	受給者番号	
住 所	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ（申請者と同じ場合は☑を記入してください。）			
受 給 者 番 号 が 不 明 な 場 合 の 受 診 者 番 号 を 記 入 し て く だ さ い	電話番号	(自 宅) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ（申請者と同じ場合は☑を記入してください。）		
		(携 帯) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ（申請者と同じ場合は☑を記入してください。）		
生年月日	年 月 日			
病名				
再交付理由	該当する理由に☑を記入してください。 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※紛失の場合：紛失した医療受給者証を発見したときは、当該医療受給者証を速やかに返還してください。 ※破損又は汚損の場合：当該医療受給者証を添付してください。			

注意

- 1 今回の申請者が直近の申請等の申請者又は届出者と異なる場合は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定による申請内容の変更の届出とみなします。
- 2 自署の場合は、押印を省略することができます。

様式第10号（第7条関係）

堺市特定医療費（指定難病）支給認定変更申請書

年 月 日

堺市長 殿

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受診者氏名	(フリガナ)	受給者番号	
生年月日	年 月 日 (歳)		
住所	〒	電話番号 (自宅) (携帯)	

(医療受給者証送付先) 申請者	次の者を申請者として、本件申請を委任します。		
	受診者氏名 ㊟		
	受診者本人が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。		
	フリガナ 氏名 ㊟	受診者との関係	受診者が申請者の場合は、住所、電話番号の記入は不要です。
住所	〒	電話番号 (自宅) (携帯)	
<input type="checkbox"/> 受診者と同じ（受診者と住所が同じ場合は☑を記入にしてください。）			

※申請が必要な項目番号に○を付けて、必要事項及び☑を記入してください。

1	指定難病の追加・変更・削除	<input type="checkbox"/> 追加 (病名) <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 削除
2	人工呼吸器 体外式補助人工心臓の装着	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 体外式補助人工心臓
3	支給認定基準世帯員のうち、指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者証の交付を受けている者の追加等	【区分】 氏名 <input type="checkbox"/> 指定難病 <input type="checkbox"/> 追加 生年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 変更 氏名 <input type="checkbox"/> 指定難病 <input type="checkbox"/> 削除 生年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 小児慢性
		受給者番号
4	階層区分	<input type="checkbox"/> 課税に関する証明書等の提出 <input type="checkbox"/> その他 ()
5	高額難病治療継続者の該当	<input type="checkbox"/> 本申請を行った月以前の12か月の間（支給認定を受けた月以後に限る。）に、指定難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6回以上ある。

注意

- 今回の申請者が直近の申請等の申請者又は届出者と異なる場合は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第13条第1項の規定による申請内容の変更の届出とみなします。
- 自署の場合は、押印を省略することができます。

6	指定 医療機関	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	【医療機関名】 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等	【住所】 電話番号
		<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	【医療機関名】 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等	【住所】 電話番号
		<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	【医療機関名】 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等	【住所】 電話番号
		<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	【医療機関名】 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 訪問看護事業者等	【住所】 電話番号

様式第11号（第8条関係）

堺市特定医療費（指定難病）支給認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第11条第1項の規定により、下記の理由により特定医療費（指定難病）の支給認定を取り消したので通知します。

本通知を受け取った後は、速やかに特定医療費（指定難病）受給者証を本市に返還してください。

記

1 理 由

2 備 考

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

様式第12号（第9条関係）

堺市指定医療機関指定申請書

申請区分 (いずれかに☑を記入すること。)		<input type="checkbox"/> 病院又は診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等	
病院若しくは診療所又は薬局	名称		
	所在地		〒
	電話番号		
	医療機関コード又は薬局コード		
	開設者	氏名又は名称	
		住所又は所在地	〒
		電話番号	
標榜している診療科名 (病院又は診療所の場合)			
指定訪問看護事業者等	名称		
	主たる事務所の所在地		〒
	電話番号		
	代表者	氏名	
		住所	〒
	名称		
	所在地		〒
	電話番号		
	訪問看護ステーションコード 又は介護保険事業者番号		
	<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定による指定医療機関の指定を申請します。 また、同法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>堺市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所（法人にあっては所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		

注意 申請者が法人である場合は、裏面の役員名簿に必要事項を記載すること。

役員名簿

氏名	職名

注意 記載欄が足りない場合は、別紙により役員名簿を添付すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

(指定医療機関の指定)

第14条 第5条第1項の規定による指定医療機関の指定（以下この節において「指定医療機関の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (4) 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (5) 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (6) 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7) 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (9) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

- (1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。
- (2) 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第18条の規定による指導又は第22条第1項の規定による勧告を受けたものであるとき。
- (3) 申請者が、第22条第3項の規定による命令に従わないものであるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

注意 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の3第1項において、難病の患者に対する医療等に関する法律中各都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとされています。

様式第13号（第9条関係）

堺市指定医療機関指定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



申請のあった指定医療機関の指定について、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」といいます。）第14条第1項の規定により、次のとおり指定することを通知します。

指定年月日	
名称	
所在地	
指定有効期間	

なお、この指定に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 次に掲げる場合は、速やかに届け出ること。
 - (1) 名称、所在地等、法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第41条に規定する事項に変更があった場合
 - (2) 医療機関の業務を休止、廃止又は再開した場合
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条又は第29条の規定による処分を受けた場合
 - (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第95条の規定による処分を受けた場合
 - (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定による処分を受けた場合
 - (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第72条第4項又は第75条第1項の規定による処分を受けた場合
- 2 指定有効期間の終了後も引き続き指定を受けることを希望する場合は、指定有効期間内に指定の更新の申請を行うこと。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）により特定医療の適正な実施に努めること。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできません。）
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

様式第14号 (第9条関係)

堺市指定医療機関指定却下通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった指定医療機関の指定について、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の指定を行わないこととしたので通知します。

名 称	理 由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。

様式第15号（第10条関係）

堺市指定医療機関指定更新申請書

申請区分 (いずれかに☑を記入すること。)		<input type="checkbox"/> 病院又は診療所	<input type="checkbox"/> 薬局	<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等	
病院若しくは診療所又は薬局	名称	<input type="checkbox"/>			
	所在地	<input type="checkbox"/>	〒		
	電話番号	<input type="checkbox"/>			
	医療機関コード又は薬局コード	<input type="checkbox"/>			
	開設者	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>		
		住所又は所在地	<input type="checkbox"/>	〒	
		電話番号	<input type="checkbox"/>		
標榜している診療科名 (病院又は診療所の場合)		<input type="checkbox"/>			
指定訪問看護事業者等	指定訪問看護事業者等	名称	<input type="checkbox"/>		
		主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/>	〒	
		電話番号	<input type="checkbox"/>		
	代表者	氏名	<input type="checkbox"/>		
		住所	<input type="checkbox"/>	〒	
	訪問看護ステーション等	名称	<input type="checkbox"/>		
		所在地	<input type="checkbox"/>	〒	
		電話番号	<input type="checkbox"/>		
		訪問看護ステーションコード 又は介護保険事業者番号	<input type="checkbox"/>		
	<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第15条第1項に規定する指定医療機関の指定を申請します。 また、同法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>堺市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所（法人にあっては所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>				

注意

- 1 必要事項を記入の上、直近の指定の申請（変更届を含む。）から変更のある項目には☑を記入すること。
- 2 申請者が法人である場合は、裏面の役員名簿に必要事項を記載すること。

役員名簿

直近の指定の申請(変更届を含む。)からの変更 ※いずれかに☑を記入すること。		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
氏名	職名		

注意 記載欄が足りない場合は、別紙により役員名簿を添付すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

(指定医療機関の指定)

第14条 第5条第1項の規定による指定医療機関の指定（以下この節において「指定医療機関の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (4) 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (5) 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (6) 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7) 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (9) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

- (1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。
- (2) 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第18条の規定による指導又は第22条第1項の規定による勧告を受けたものであるとき。
- (3) 申請者が、第22条第3項の規定による命令に従わないものであるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

注意 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の3第1項において、難病の患者に対する医療等に関する法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとされています。

様式第16号（第10条関係）

堺市指定医療機関指定更新通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



申請のあった指定医療機関の指定の更新について、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」といいます。）第15条第1項の規定により、次のとおり指定を更新することを通知します。

更新年月日	
名 称	
所在地	
指定有効期間	

なお、この指定の更新に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 次に掲げる場合は、速やかに届け出ること。
 - (1) 名称、所在地等、法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第41条に規定する事項に変更があった場合
 - (2) 医療機関の業務を休止、廃止又は再開した場合
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条又は第29条の規定による処分を受けた場合
 - (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第95条の規定による処分を受けた場合
 - (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定による処分を受けた場合
 - (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第72条第4項又は第75条第1項の規定による処分を受けた場合
- 2 指定有効期間の終了後も引き続き指定を受けることを希望する場合は、指定有効期間内に指定の更新の申請を行うこと。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）により特定医療の適正な実施に努めること。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

様式第17号（第10条関係）

堺市指定医療機関指定更新却下通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった指定医療機関の指定の更新について、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第15条第1項の規定により、指定の更新を行わないこととしたので通知します。

名 称	理 由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

様式第18号（第11条関係）

堺市指定医療機関変更届出書

届出区分 (いずれかに☑を記入すること。)		<input type="checkbox"/> 病院又は診療所 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等		
病院若しくは診療所又は薬局	名称	<input type="checkbox"/>		
	所在地	<input type="checkbox"/>	〒	
	電話番号	<input type="checkbox"/>		
	医療機関コード又は薬局コード	<input type="checkbox"/>		
	開設者	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>	
		住所又は所在地	<input type="checkbox"/>	〒
		電話番号	<input type="checkbox"/>	
標榜している診療科名 (病院又は診療所の場合)		<input type="checkbox"/>		
指定訪問看護事業者等	指定訪問看護事業者等	名称	<input type="checkbox"/>	
		主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/>	
		電話番号	<input type="checkbox"/>	
	代表者	氏名	<input type="checkbox"/>	
		住所	<input type="checkbox"/>	〒
	訪問看護ステーション等	名称	<input type="checkbox"/>	
		所在地	<input type="checkbox"/>	〒
		電話番号	<input type="checkbox"/>	
		訪問看護ステーションコード 又は介護保険事業者番号	<input type="checkbox"/>	
	<p>上記のとおり、変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>堺市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあっては所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

注意

- 1 必要事項を記入の上、変更のある項目には☑を記入すること。
- 2 申請者が法人である場合であって役員に変更があるときは、裏面の役員名簿に必要事項を記載すること。

役員名簿

直近の指定の申請(変更届を含む。)からの変更 ※いずれかに☑を記入すること。		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
氏 名	職 名		

注意 記載欄が足りない場合は、別紙により役員名簿を添付すること。

様式第19号 (第12条関係)

堺市指定医療機関業務休止等届出書

届出事由 (いずれかに☑を記入すること。)		<input type="checkbox"/> 業務の休止 <input type="checkbox"/> 業務の廃止 <input type="checkbox"/> 業務の再開 <input type="checkbox"/> 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第43条第2号該当		
指定医療機関	名称			
	所在地	〒		
	電話番号			
	医療機関コード等			
開設者等	氏名又は名称			
	住所又は所在地	〒		
	電話番号			
	指定訪問看護事業者等の場合のみ	代表者氏名		
		代表者住所	〒	
届出事由が生じた年月日		年 月 日		
理由				
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条の規定により、上記のとおり届け出ます。 堺市長 殿 申請者 住所 (法人にあつては所在地) 氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)				
年 月 日				
印				

注意

- 1 業務の廃止の場合は、指定医療機関指定通知書(原本)を添付すること。
- 2 紛失等により添付できない場合は、理由欄に添付できない理由を記載すること。

様式第20号 (第13条関係)

堺市指定医療機関指定辞退申出書

指定医療機関	名称		
	所在地	〒	
	電話番号		
	医療機関コード等		
開設者等	氏名又は名称		
	住所又は所在地	〒	
	電話番号		
	指定訪問看護事業者等の場合のみ	代表者氏名	
代表者住所		〒	
辞退する年月日 (申出日の翌日より 30日以上経過した日)		年	月 日
理由			
指定医療機関の指定の辞退について、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第20条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第44条の規定により、上記のとおり申し出ます。 年 月 日 堺市長 殿 申請者 住所（法人にあつては所在地） 氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） ㊟			

注意

- 1 指定医療機関指定通知書（原本）を添付すること。
- 2 紛失等により添付できない場合は、理由欄に添付できない理由を記載すること。

様式第21号（第14条関係）

堺市指定医療機関指定取消等通知書

第 号

年 月 日

様

堺市長



難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第23条の規定により、下記の理由により指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止したので通知します。

本通知を受け取った後は、速やかに指定医療機関指定通知書又は指定医療機関指定更新通知書を本市に返還してください。

記

1 対象となる指定医療機関

名称

所在地

開設者

指定年月日

2 通知区分

指定の取消し

指定の効力の停止

停止内容： 全部 ・ 一部 （ ）

停止期間： 年 月 日から 年 月 日まで

3 取消し又は効力の停止を行った日 年 月 日

4 理 由

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

様式第22号（第15条関係）

堺市指定医療機関指定通知書再交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

㊥

指定医療機関指定通知書の再交付について、堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年規則第19号）第15条の規定により、次のとおり申請します。

指定通知書の種別 <small>（いずれかに☑を記入すること。）</small>	<input type="checkbox"/> 指定医療機関指定通知書 <input type="checkbox"/> 指定医療機関指定更新通知書
指定医療機関の名称	
医療機関コード等	
指定医療機関の所在地	
指定通知書の送付先住所	〒
連絡先電話番号	
再交付理由 <small>（該当項目に☑を記入すること。）</small>	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他（ ） <small>※紛失の場合：紛失した指定医療機関指定通知書又は指定医療機関指定更新通知書を発見したときは、当該指定医療機関指定通知書又は指定医療機関指定更新通知書を速やかに返還してください。</small> <small>※破損又は汚損の場合：当該指定医療機関指定通知書又は指定医療機関指定更新通知書を添付してください。</small>

様式第23号 (第16条関係)

堺市指定医指定申請書兼経歴書

年 月 日

堺市長 殿

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第6条第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第16条の規定により、次のとおり申請します。

申請者 フリガナ 氏名	④	電話番号	
		メールアドレス (任意)	
送付先 住所	〒		
生年月日	年 月 日	性別	男・女
医籍登録 番号	第 号	医籍登録 年月日	年 月 日
主として指定 難病の診断を 行う医療機関	名称		
	所在地		
	電話番号		
	担当する 診療科名		
病院等で診断 又は治療に従 事した期間	計 年 か月 ※ 指定医の指定を受けるためには、5年以上の実務経験が必要です。 実務経験には医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修の期間も含まれます。		
申請区分 <small>(いずれかに☑を記入すること。)</small>	<input type="checkbox"/> 難病指定医 <input type="checkbox"/> 協力難病指定医		
該項目に記載すること。	専門医資格 による難病 指定医の申請	専門医資格 名称	専門医の 認定機関
	研修受講による 難病指定医 又は協力難病 指定医の申請	有効期間	研修修了 年月日
	研修名称		年 月 日

注意 自署の場合は、押印を省略することができます。

添付書類

- 1 難病指定医の場合
 - (1) 医師免許証の写し
 - (2) 専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は難病指定医の研修修了を証明する書類
- 2 協力難病指定医の場合
 - (1) 医師免許証の写し
 - (2) 協力難病指定医の研修修了を証明する書類

様式第24号（第16条関係）

堺市指定医指定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



申請のあった指定医の指定について、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「省令」といいます。）第15条第1項の規定により、次のとおり指定したので通知します。

指定医氏名		生年月日	
指定医番号		指定医の種類	
主たる勤務先の 医療機関名			
担当する診療科			
医療機関の所在地			
指定年月日			
指定有効期間			

なお、この指定に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 指定医の氏名等、省令第16条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- 2 指定有効期間の終了後も引き続き指定を受けることを希望する場合は、指定有効期間内に指定の更新の申請を行うこと。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

様式第25号（第16条関係）

堺市指定医指定却下通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった指定医の指定について、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項の規定による指定を行わないこととしたので、次のとおり通知します。

申請者氏名	理 由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

様式第26号 (第17条関係)

堺市指定医指定更新申請書

年 月 日

堺市長 殿

指定医番号

指定医氏名

㊦

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第6条第1項に規定する医師の指定について、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第17条第2項に規定する更新を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分 <small>(いずれかに☑を記入すること。)</small>		<input type="checkbox"/> 難病指定医 <input type="checkbox"/> 協力難病指定医			
該項目に記載すること。	専門医資格による難病指定医の申請	専門医資格 名 称		専門医の 認定機関	
		有効期間			
	研修受講による難病指定医又は協力難病指定医の申請	研修名称		研修修了 年 月 日	年 月 日
☑を記入すること。必要事項を記入の上、直近の指定の申請（変更届を含む）から変更のある項目には	<input type="checkbox"/>	指定医氏名			
	<input type="checkbox"/>	連絡先	〒 (電話番号) (メールアドレス (任意))		
	<input type="checkbox"/>	医 籍 登録番号			
	<input type="checkbox"/>	医籍登録 年 月 日	年 月 日		
	<input type="checkbox"/>	主たる 勤務先の 医療機関	名 称		
		医療機関 コード			
		所在地	〒		
		電話番号			
		担当する 診療科			

注意 自署の場合は、押印を省略することができます。

添付書類

- 1 難病指定医の更新申請の際は、専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は難病指定医の研修修了を証明する書類
- 2 協力難病指定医の申請の際は、協力難病指定医の研修修了を証明する書類
- 3 氏名が変更された場合は、戸籍抄本等氏名変更が確認できる書類
- 4 医籍登録番号及び登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写し

様式第27号（第17条関係）

堺市指定医指定更新通知書

第 号

年 月 日

様

堺市長



申請のあった指定医の指定の更新について、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「省令」といいます。）第17条第2項に規定する指定の更新を行うこととしたので、次のとおり通知します。

指定医氏名		生年月日	
指定医番号		指定医の種類	
主たる勤務先の 医療機関名			
担当する診療科			
医療機関の所在地			
更新年月日			
指定有効期間			

なお、この指定に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 指定医の氏名等、省令第16条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- 2 指定有効期間の終了後も引き続き指定を受けることを希望する場合は、指定有効期間内に指定の更新の申請を行うこと。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。

様式第28号（第17条関係）

堺市指定医指定更新却下通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



年 月 日付で申請のあった指定医の指定について、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第17条第2項に規定する指定の更新を行わないこととしたので、次のとおり通知します。

申請者氏名	理 由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。

様式第29号（第18条関係）

堺市指定医変更届出書

年 月 日

堺市長 殿

指定医番号

指定医氏名

㊟

申請事項の変更について、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日		年 月 日	
<input type="checkbox"/>	指定医氏名		
<input type="checkbox"/>	連絡先	〒 (電話番号) (メールアドレス (任意))	
<input type="checkbox"/>	医籍登録 番 号		
<input type="checkbox"/>	医籍登録 年 月 日		
<input type="checkbox"/>	主たる 勤務先の 医療機関	名称	
		医療機関 コード	
		所在地	〒
		電話番号	
		担当する 診療科	

注意

- 1 変更のある項目に☑を記入し、変更後の内容を記載すること。変更のない項目は記載不要です。
- 2 自署の場合は、押印を省略することができます。

添付書類

- 1 氏名の変更がある場合は、戸籍抄本等氏名変更が確認できる書類
- 2 医籍登録番号及び登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写し

様式第30条（第19条関係）

堺市指定医指定辞退申出書

年 月 日

堺市長 殿

指定医の指定の辞退について、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第20条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出者 指定医氏名	①
連絡先	〒 (電話番号)
指定医番号	
辞退年月日	年 月 日
辞退理由	

注意

- 1 指定医指定通知書（原本）を添付すること。紛失等により添付できない場合は、理由欄に添付できない理由も記載すること。
- 2 自署の場合は、押印を省略することができます。

様式第31号（第20条関係）

堺市指定医指定取消等通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第20条第2項、第3項又は第4項の規定により、指定医の指定を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその指定の効力を停止したので、下記のとおり通知します。

本通知を受け取った後は、速やかに指定医指定通知書又は指定医指定更新通知書を本市に返還してください。

記

1 対象となる指定医

氏名
指定医番号
指定年月日

2 通知区分

- 指定の取消し
- 指定の効力の停止

停止期間： 年 月 日から 年 月 日まで

3 取消し又は効力の停止を行った日 年 月 日

4 理 由

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は、堺市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません）。

様式第32号 (第21条関係)

堺市指定医指定通知書再交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

指定医指定通知書の再交付について、堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成30年規則第19号)第21条の規定により、次のとおり申請します。

指定通知書の種別 <small>(いずれかに☑を記入すること。)</small>	<input type="checkbox"/> 指定医指定通知書 <input type="checkbox"/> 指定医指定更新通知書
申請者 指定医氏名	①
指定医番号	
指定通知書の送付先住所	〒
連絡先電話番号	
再交付理由 <small>(該当項目に☑を記入すること。)</small>	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他() <small>※紛失の場合：紛失した指定医指定通知書又は指定医指定更新通知書を発見したときは、当該指定医指定通知書又は指定医指定更新通知書を速やかに返還してください。</small> <small>※破損又は汚損の場合：当該指定医指定通知書又は指定医指定更新通知書を添付してください。</small>

注意 自署の場合は、押印を省略することができます。



堺市ふぐ処理業等の規制に関する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第20号

堺市ふぐ処理業等の規制に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号。以下「条例」という。）第29条の規定により本市が処理することとなる事務の施行について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2条 条例第3条第2項の申請書は、堺市ふぐ処理業許可申請書（様式第1号）とする。

(許可証)

第3条 条例第5条の許可証（以下単に「許可証」という。）は、堺市ふぐ処理業許可証（様式第2号）とする。

(許可申請事項の変更の届出)

第4条 条例第6条の規定による届出（条例第3条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係るものに限る。）は、堺市ふぐ処理業変更届出書（様式第3号）により行わなければならない。この場合においては、当該届出に係る変更後の事項についての条例第3条第3項第1号又は第2号に掲げる書類を提示しなければならない。

2 条例第6条の規定による届出（条例第3条第2項第5号に掲げる事項に係るものに限る。）は、堺市ふぐ処理登録者変更届出書（様式第4号）により行わなければならない。この場合においては、当該届出に係る変更後の事項についての条例第3条第3項第3号に掲げる書類を提示しなければならない。

(許可証の書換えの申請)

第5条 条例第8条の許可証の書換えについては、堺市ふぐ処理業許可証書換え交付申請書（様式第5号）に許可証を添えて、保健所長に申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第6条 条例第9条第1項の許可証の再交付については、堺市ふぐ処理業許可証再交付申請書（様式第6号）により、保健所長に申請しなければならない。この場合において、許可証を破り、又は汚したことにより再交付の申請をしようとするときは、当該許可証を申請書に添付しなければならない。

(地位の承継の届出)

第7条 条例第10条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

(1) 相続により営業者の地位を承継した場合 堺市ふぐ処理業許可相続承継届出書（様

式第7号)

(2) 合併により営業者の地位を承継した場合 堺市ふぐ処理業許可合併承継届出書(様式第8号)

(3) 分割により営業者の地位を承継した場合 堺市ふぐ処理業許可分割承継届出書(様式第9号)

2 前項の場合において、届出者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる場合 次に掲げる書類

ア 戸籍謄本

イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(2) 前項第2号に掲げる場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(3) 前項第3号に掲げる場合 分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書(廃業等の届出)

第8条 条例第11条の規定による届出は、堺市ふぐ処理業廃業等届出書(様式第10号)により行わなければならない。

(立入検査をする職員等)

第9条 条例第25条第1項の規定による立入検査等をする職員は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第30条第1項の規定により食品衛生監視員を命ぜられた職員のうちから保健所長が指定する者とする。

2 条例第25条第2項の証明書は、身分証明書(様式第11号)とする。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪府条例第90号。以下「改正条例」という。)附則第4項の規定により条例第3条第1項の許可(改正条例附則第3項に規定する眼球等除去営業に係るものに限る。)を受けた者とみなされる者が、条例第8条の許可証の書換え又は条例第9条第1項の許可証の再交付を受けた場合に交付する許可証は、堺市ふぐ処理業許可証(附則別記様式)とする。

附則別記様式(附則第2項関係)

堺市ふぐ処理業許可証

営業者の氏名
(法人にあつては、名称)

営業施設の所在地

営業施設の名称、屋号又は商号

許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第3条第1項の規定によりふぐ処理業(眼球等除去営業に係るものに限る。)を許可したことを証する。

年 月 日

堺市保健所長



様式第1号(第2条関係)

堺市ふぐ処理業許可申請書

年 月 日

堺市保健所長 殿

申請者 住所 { 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名 }
電話番号

ふぐ処理業の許可について、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設の名称、 屋号又は商号		
営業施設の所在地	(電話番号)	
食品衛生法第52条第1 項の許可を受けている 場合にあつては、その許 可に係る営業の種別		
ふぐ処理に従事する ふぐ処理登録者	氏名	登録年月日及び登録番号
		第 年 月 日号
		第 年 月 日号
		第 年 月 日号

備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付すること。

様式第2号(第3条関係)

堺市ふぐ処理業許可証

営業者の氏名
(法人にあつては、名称)

営業施設の所在地

営業施設の名称、屋号又は商号

許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第3条第1項の規定によりふぐ処理業を許可したことを証する。

年 月 日

堺市保健所長



様式第3号(第4条関係)

堺市ふぐ処理業変更届出書

年 月 日

堺市保健所長 殿

届出者 住 所〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕
氏 名〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕
電話番号

ふぐ処理業の変更（ふぐ処理に従事するふぐ処理登録者に係るものを除く。）について、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称、 屋号又は商号			
営業施設の所在地			
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

様式第4号(第4条関係)

堺市ふぐ処理登録者変更届出書

年 月 日

堺市保健所長 殿

届出者 住 所 〔法人にあつては、主〕
 〔たる事務所の所在地〕
 氏 名 〔法人にあつては、名〕
 〔称及び代表者の氏名〕
 電話番号

ふぐ処理に従事するふぐ処理登録者の変更について、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称、 屋号又は商号			
営業施設の所在地			
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 内 容	事由	ふぐ処理登録者の氏名	登録年月日及び登録番号
		(変更前)	第 年 月 日 号
		(変更前)	第 年 月 日 号
		(変更前)	第 年 月 日 号
変 更 年 月 日		年 月 日	

備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付すること。

様式第5号(第5条関係)

堺市ふぐ処理業許可証書換え交付申請書

年 月 日

堺市保健所長 殿

申請者 住 所〔法人にあつては、主〕
 〔たる事務所の所在地〕
 氏 名〔法人にあつては、名〕
 〔称及び代表者の氏名〕
 電話番号

堺市ふぐ処理業許可証の書換えについて、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第8条の規定により、次のとおり申請します。

営業施設の名称、 屋号又は商号			
営業施設の所在地			
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

様式第6号(第6条関係)

堺市ふぐ処理業許可証再交付申請書

年 月 日

堺市保健所長 殿

申請者 住所〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕
電話番号

堺市ふぐ処理業許可証の再交付について、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設の名称、 屋号又は商号	
営業施設の所在地	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

様式第7号(第7条関係)

堺市ふぐ処理業許可相続承継届出書

年 月 日

堺市保健所長 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号

相続による営業者の地位の承継について、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称、 屋号又は商号		
営業施設の所在地		
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号
被相続人との続柄		
被相続人	住 所	
	氏 名	
相続開始の年月日		年 月 日
食品衛生法第52条第1項 の許可を受けている場合 にあつては、その許可に 係る営業の種別		
ふぐ処理に従事する ふぐ処理登録者	氏 名	登録年月日及び登録番号
		年 月 日号 第
		年 月 日号 第
		年 月 日号 第

備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付すること。

様式第8号(第7条関係)

堺市ふぐ処理業許可合併承継届出書

年 月 日

堺市保健所長 殿

届出者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名
 電話番号

合併による営業者の地位の承継について、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称、 屋号又は商号		
営業施設の所在地		
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号
合併によ り消滅し た法人	名 称	
	主たる事務 所の所在地	
	代表者の 氏 名	
合併の年月日		年 月 日
食品衛生法第52条第1項 の許可を受けている場合 にあつては、その許可に 係る営業の種別		
ふぐ処理に従事する ふぐ処理登録者	氏 名	登録年月日及び登録番号
		第 年 月 日号
		第 年 月 日号
		第 年 月 日号

備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付すること。

様式第9号(第7条関係)

堺市ふぐ処理業許可分割承継届出書

年 月 日

堺市保健所長 殿

届出者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名
 電話番号

分割による営業者の地位の承継について、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称、 屋号又は商号		
営業施設の所在地		
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号
分割前の 法人	名 称	
	主たる事務 所の所在地	
	代表者の 氏 名	
分割の年月日		年 月 日
食品衛生法第52条第1項 の許可を受けている場合 にあつては、その許可に 係る営業の種別		
ふぐ処理に従事する ふぐ処理登録者	氏 名	登録年月日及び登録番号
		第 年 月 日号
		第 年 月 日号
		第 年 月 日号

備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付すること。

様式第10号(第8条関係)

堺市ふぐ処理業廃業等届出書

年 月 日

堺市保健所長 殿

届出者 住 所 [法人にあつては、主
たる事務所の所在地]
氏 名 [法人にあつては、名
称及び代表者の氏名]
電話番号

ふぐ処理業の廃業等について、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

営業者の氏名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕	
営業者の住所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕	
営業施設の名称、 屋号又は商号	
営業施設の所在地	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃業等の理由	
廃業等の年月日	年 月 日

様式第11号(第9条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">第 号 身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p>この証明書を携帯する者は、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第25条第1項の規定により営業者及びふぐ処理登録者に係る立入検査等をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">堺市保健所長 印</p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 80%; height: 80%; margin: 0 auto;"></div> <p style="font-size: 2em;">写 真</p>
--	---

← 12センチメートル →

↑ 8センチメートル ↓

(裏)

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(抜粋)

(報告の徴収等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、営業者、ふぐ処理登録者及び実施者に対してその業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その営業施設その他業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第21号

堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則

堺市立幼保連携型認定こども園園則（平成28年規則第87号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号」を「平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

堺市道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第22号

堺市道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則

堺市道路占用料条例施行規則（平成24年規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項後段に規定する場合で、当該減免を受けた占用物件に係る許可に関する事項に変更がないときについては、同項の申請書の提出は要しないものとする。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 道路の占用を開始する日の属する年度の前年度における占用の許可の総数が60件以上である者の占用であること。

別表の13の項を次のように改める。

13 祭礼のために、営利を目的としないで一時的に設置する軽易な物件	100
-----------------------------------	-----

別表中30の項を31の項とし、14の項から29の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次の1項を加える。

<p>14 次に掲げる行事のために、営利を目的としないで一時的に設置する軽易な物件</p> <p>(1) 本市が主催し、又は共催する行事</p> <p>(2) 本市、地域住民、団体等により構成される協議会等が主催し、又は共催する行事</p> <p>(3) 地域住民、団体等が一体となって取り組む行事で、本市が支援するもの</p>	<p>100</p>
--	------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

堺市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第23号

堺市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

堺市法定外公共物管理条例施行規則（平成17年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による」を削り、「様式第1号」を「様式第1号（甲）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、許可をしようとするときは、申請者に、堺市法定外公共物使用等許可書（様式第1号（乙））を交付するものとする。

第3条を次のように改める。

（許可の変更申請）

第3条 条例第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、堺市法定外公共物使用等変更許可申請書（様式第2号（甲））に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要でないとする書類については、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 変更内容に係る書類

(3) 当該許可に係る許可書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、許可をしようとするときは、申請者に堺市法定外公共物使用等変更許可書（様式第2号（乙））を交付するものとする。第4条第4号中「従前の」を「当該許可に係る」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、許可をしようとするときは、申請者に堺市法定外公共物使用等許可書を交付するものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第6条の2 条例第9条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合は、次のとおりとし、その額は、使用できなくなった日以後の残余期間相当額とする。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用ができなくなったとき。

(2) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市法定外公共物使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の残余期間相当額の算定の基礎となる残余期間に1月未満の端数があるときは、1月を30日として日割りで算定するものとする。

第7条中「堺市法定外公共物地位承継届出書（様式第4号）」を「堺市法定外公共物地位承継届（様式第5号）」に改める。

第8条を次のように改める。

（使用等の廃止等の届出）

第8条 条例第13条の規定による届出は、堺市法定外公共物使用等廃止届（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、行わなければならない。ただし、市長が特に必要でないと認める書類については、この限りでない。

(1) 位置図

(2) 廃止内容に係る書類

(3) 当該許可に係る許可書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

第9条中「の規定による承認」を「に規定する施行承認」に、「様式第5号」を「様式第7号（甲）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、承認をしようとするときは、申請者に堺市法定外公共物工事施行承認書（様式第7号（乙））を交付するものとする。

第11条第2項中「、別に市長が定めるところに従い」を削る。

第12条第1項中「別に市長が定めるところに従い、速やかに本復旧工事」を「本復旧工事を開始する旨を市長に届け出た後、速やかに当該工事」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、堺市法定外公共物使用等工事届（様式第8号）により行わ

なければならない。

第13条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

別表中10の項を次のように改める。

10 通行の目的で2か所以上の土地を結ぶ通路（当該通路により結ばれる土地が、使用料の減免を受けようとする者以外の者が所有する土地である場合は、当該土地の所有者がその設置について同意している通路に限る。）で、有効幅員が6メートル以下のもの	100
--	-----

別表中15の項を次のように改める。

15 祭礼のために、営利を目的としないで一時的に設置する軽易な物件	100
-----------------------------------	-----

別表中25の項を26の項とし、16の項から24の項までを1項ずつ繰り下げ、15の項の次に次の1項を加える。

16 次に掲げる行事のために、営利を目的としないで一時的に設置する軽易な物件 (1) 本市が主催し、又は共催する行事 (2) 本市、地域住民、団体等により構成される協議会等が主催し、又は共催する行事 (3) 地域住民、団体等が一体となって取り組む行事で、本市が支援するもの	100
---	-----

様式を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の堺市法定外公共物管理条例施行規則の様式に関する規定に基づき作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市法定外公共物管理条例施行規則の様式に関する規定に基づく帳票とみなして使用できるものとする。

様式第1号(甲)(第2条、第4条関係)

堺市法定外公共物使用等許可申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)
(代表者氏名)

㊟

(担当者)

電話番号

法定外公共物の使用等をしたいので、堺市法定外公共物管理条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用の目的			
新規・更新の別	1 新規 2 更新 (現在の許可 年 月 日・第 号)		
使用場所	種別	1 里道 ・ 2 水路 ・ 3 その他 ()	
	場所		
使用物件	名称	構造	
使用物件の規格・数量			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
新規の場合の工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
その他			

備考 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。

様式第1号(乙)(第2条、第4条関係)

堺市法定外公共物使用等許可書		
住所(所在地)		
氏名(名称) (代表者氏名)		様
(担当者)		
電話番号		
使用の目的		
新規・更新の別	1 新規 2 更新 (現在の許可 年 月 日・第 号)	
使用場所	種別	1 里道 ・ 2 水路 ・ 3 その他 ()
	場所	
使用物件	名称	構造
使用物件の規格・数量		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
新規の場合の工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで ※期間内の施工が難しい場合は、別途、変更許可申請が必要です	
使用料		
年 月 日		
上記の法定外公共物使用等については、次の条件を付けて許可する。		
堺市長		印

様式第2号(甲)(第3条関係)

堺市法定外公共物使用等変更許可申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

印

(担当者)

電話番号

法定外公共物の使用許可内容を変更したいので、堺市法定外公共物管理条例第4条第1項後段の規定により、次のとおり申請します。

現在の許可		許可日	年	月	日
		許可番号			号
使用場所		種別	1 里道 ・ 2 水路 ・ 3 その他 ()		
		場所			
構造等の変更	変更前				
	変更後				
工事予定期間	変更前	年	月	日から	年 月 日まで
	変更後	年	月	日から	年 月 日まで
その他					

備考 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。

様式第2号（乙）（第3条関係）

堺市法定外公共物使用等変更許可書	
	住所（所在地） 氏名（名称） （代表者氏名） 様 （担当者） 電話番号
現在の許可	許可日 年 月 日 許可番号 号
使用場所	種別 1 里道 ・ 2 水路 ・ 3 その他（ ）
	場所
変更内容	
年 月 日 上記の法定外公共物の使用許可変更について、次の条件を付けて承認する。	
堺市長	
印	

様式第3号(第6条関係)

堺市法定外公共物使用料減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)
(代表者氏名)

印

(担当者)

電話番号

堺市法定外公共物管理条例第8条の規定による使用料の減額 について、次の
免除 とおり申請します。

法定外公共物の使用場所
法定外公共物の使用目的、面積等
法定外公共物の使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
減額、免除申請の理由 堺市法定外公共物管理条例施行規則第6条第1項による 別表 の項を適用

様式第4号(第6条の2関係)

堺市法定外公共物使用料還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

印

(担当者)

電話番号

堺市法定外公共物管理条例第9条ただし書の規定に基づく既納の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

現在の許可	許可日 年 月 日		
	許可番号 号		
使用場所	種別	1 里道 ・ 2 水路 ・ 3 その他 ()	
	場所		
還付の理由			
既納の使用料	円	納入年月日	年 月 日
備考	還付金額 円		

備考 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。

様式第5号 (第7条関係)

堺市法定外公共物地位承継届

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所(所在地)

氏名(名称)
(代表者氏名)

㊟

(担当者)

電話番号

法定外公共物の使用等の許可を受けた者の地位を承継したので、堺市法定外公共物管理条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日 許可番号
法定外公共物の種類	1 里道 ・ 2 水路 ・ 3 その他()
使用等の場所	
使用等の目的	
許可を受けた者の住所及び氏名又は名称	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

備考 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。

様式第6号(第8条関係)

堺市法定外公共物使用等廃止届

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

印

(担当者)

電話番号

法定外公共物の使用等を廃止したので、堺市法定外公共物管理条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

現在の許可	許可日 年 月 日	
	許可番号 号	
使用場所	種別	1 里道 ・ 2 水路 ・ 3 その他 ()
	場所	
廃止物件	名称	構造
廃止理由		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他		

備考 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。

様式第7号(甲)(第9条関係)

堺市法定外公共物工事施行承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名) ⑩
(担当者)
電話番号

工事施行者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名) ⑩
(担当者)
電話番号

法定外公共物に関する工事を施行したいので、堺市法定外公共物管理条例第14条の規定により、次のとおり申請します。

工事施行の場所	種別	1 里道・2 水路・3 その他 ()
	場所	
工事施行の目的		
工事施行の数量	延長	幅
工事施行の期間		
工事内容		
工事施行方法		
連絡先 (現場責任者)		
復旧方法		
その他		

備考 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。

様式第7号(乙)(第9条関係)

堺市法定外公共物工事施行承認書

年 月 日

住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった法定外公共物に関する工事は、次のとおり承認します。

第1 工事は、目的は、_____とする。

第2 工事は、場所は、堺市 _____ 区 _____ となる。

第3 工事は、数量は次のとおりとし、申請図及び附属書類のとおりとする。

第4 工事は、期間は、承認日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

第5 他の法令の規律を受ける事項に関しては、別途関係官庁の指示を受け、必要な手続をすること。

第6 別紙施行条件を遵守すること。

第7 承認条件のほか、堺市法定外公共物管理条例、堺市法定外公共物管理条例施行規則及び関係法令を遵守すること。

様式第8号(第12条関係)

堺市法定外公共物使用等工事届

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

印

(担当者)

電話番号

法定外公共物の使用許可に伴い工事を行うので、堺市法定外公共物管理条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

現在の許可	許可日 年 月 日	
	許可番号 号	
使用場所	種別	1 里道 ・ 2 水路 ・ 3 その他 ()
	場所	
工事内容		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他		

備考 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。



堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第24号

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2 浅香駅前西第1の項を次のように改める。

浅香駅前	同 北区常磐町1丁	○	○	可	有料	全日
------	-----------	---	---	---	----	----

別表第2 諏訪ノ森駅前東第2の項を削り、同表諏訪ノ森駅前西第1の項の次に次のように加える。

諏訪ノ森駅前西第2	同 西区浜寺諏訪森町西2丁	○	×	否	有料	全日
-----------	---------------	---	---	---	----	----

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定のうち浅香駅前西第1の項に係る部分は、平成30年5月1日から施行する。

堺市消防職員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第25号

堺市消防職員服制規則の一部を改正する規則

堺市消防職員服制規則（平成20年規則第114号）の一部を次のように改正する。

別表階級章の部製式の項中「樹脂製の」を削り、「付け、裏はマジックテープ付きとする」を「付ける」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

堺市指定金融機関等市公金取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市規則第26号

堺市指定金融機関等市公金取扱規則の一部を改正する規則

堺市指定金融機関等市公金取扱規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「各会計」を「会計」に改める。

第7条第2項中「かわる」を「代わる」に改め、同条第3項ただし書を削る。

第10条中「すべて」を「全て」に改める。

第13条の見出しを「(収入金日計表の送付)」に改め、同条中「提出しなければ」を「送付しなければ」に改める。

第23条中「送付しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第26条中「各会計」を「会計」に改める。

第28条中「送付しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第31条中「毎月分」を「、毎月分」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第4号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第12号及び様式第13号を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市指定金融機関等市公金取扱規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、こ

の規則による改正後の堺市指定金融機関等市公金取扱規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができるものとする。

様式第4号

収 入 金 日 計 表

年 月 日

区 分	処理			処理		計		摘 要
	枚数	件数	金 額 円	枚数	金 額 円	枚数	金 額 円	
合 計								

様式第8号

支 払 日 計 表

年 月 日

区 分	現 金	小 切 手	計	摘 要
	円	円	円	
合 計				

様式第9号

収 支 日 計 報 告 書

年 月 日

区 分	前日残高	収 入 額	振 替 額	支 出 額	振 替 額	残 高
	円	円	円	円	円	円
合 計						

堺市会計管理者 殿
 上記のとおり報告します。

堺市指定金融機関

様式第12号

収 入 金 月 計 表

年 月分

前 未	月 送	末 付	本 収	月 納	中 分	計	本 送	月 付	中 分	差 未	送 付	引 分	摘 要
		枚			枚	枚			枚			枚	
		円			円	円			円			円	

年 月 日

堺市会計管理者 殿

上記のとおり報告します。

堺市 代理金融機関

様式第13号

収 支 月 計 表

年 月 分

区 分	収 入 額			支 出 額			摘 要
	前月 累	末計	本月分	前月 累	末計	本月分	
合 計							

年 月 日

堺市会計管理者 殿

上記のとおり報告します。

堺市指定金融機関

告 示

堺市告示第80号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第20条第4項において準用する同規則第18条第3項の規定により、市長の平成29年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 閲覧開始の日
平成30年4月9日（月）
- 2 閲覧場所
堺市役所本庁舎 市政情報センター
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
 - (1) 閲覧日
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
 - (2) 閲覧時間
市政情報センター
平日 午前9時から午後5時30分まで
市政情報コーナー
平日 午前9時から午後5時15分まで

堺市告示第81号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776003143
事業所名称	みのり
事業所所在地	堺市堺区北三国ヶ丘町一丁目1番16号 エルレジデンスヨネダ B31・B32・B33
指定の申請者	株式会社眞穂
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町一丁目1番16号C-18
代表者名	八田 眞一
廃止年月日	平成29年11月30日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776600385
事業所名称	ケアセンターあおい
事業所所在地	堺市美原区黒山152-26
指定の申請者	特定非営利活動法人ワークサポートひまわり
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区黒山152-26
代表者名	西田 和弘
廃止年月日	平成29年11月30日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776100683
-----------	------------

事業所名称	アガペの里介護ステーション
事業所所在地	堺市中区福田464番地 6
指定の申請者	株式会社亀田
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区福田464番地 6
代表者名	亀田 東子
廃止年月日	平成30年 1月31日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2770103139
事業所名称	庭代台介護相談所
事業所所在地	堺市南区城山台二丁 2番11号
指定の申請者	合資会社庭代台介護相談所
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区庭代台一丁22番 8号
代表者名	出口 千佐
廃止年月日	平成30年 3月31日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776000834
事業所名称	浅香山リハビリセンター
事業所所在地	堺市堺区浅香山町三丁12番10号 ハナタニビル 3階
指定の申請者	株式会社堺デイサービスセンター
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区浅香山町三丁12番10号 ハナタニビル 3階
代表者名	辻 勝
廃止年月日	平成29年11月30日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776500189
事業所名称	デイサービス笑寿
事業所所在地	堺市北区南長尾町一丁 2番31号
指定の申請者	社会福祉法人ラポール会
主たる事務所の所在地	大阪府大阪狭山市東菜萁木四丁目1977番地
代表者名	辻 光治
廃止年月日	平成30年 1月31日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776200699
事業所名称	医療法人孝瑛会 リハビリデイサービスシナプス
事業所所在地	堺市東区日置荘西町二丁39番4号
指定の申請者	医療法人孝瑛会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区日置荘西町一丁15番23号
代表者名	西澤 徹
廃止年月日	平成30年1月31日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2770104343
事業所名称	デイサービス福ろ
事業所所在地	堺市北区北長尾町二丁1番26-10号
指定の申請者	有限会社福ろ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区東雲東町二丁1番1号
代表者名	福本 幸太郎
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776600385
事業所名称	ケアセンターあおい
事業所所在地	堺市美原区黒山152-26
指定の申請者	特定非営利活動法人ワークサポートひまわり
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区黒山152-26
代表者名	西田 和弘
廃止年月日	平成29年11月30日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776102002
事業所名称	株式会社家具の西口木工
事業所所在地	堺市中区深井中町1971番地
指定の申請者	株式会社家具の西口木工
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井中町1971番地
代表者名	西口 憲治
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776100683
事業所名称	アガペの里介護ステーション
事業所所在地	堺市中区福田464番地 6
指定の申請者	株式会社亀田
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区福田464番地 6
代表者名	亀田 東子
廃止年月日	平成30年 1月31日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2770103139
事業所名称	庭代台介護相談所
事業所所在地	堺市南区城山台二丁 2番11号
指定の申請者	合資会社庭代台介護相談所
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区庭代台一丁22番 8号
代表者名	出口 千佐
廃止年月日	平成30年 3月31日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776500593
事業所名称	ヘルパーステーションスタート
事業所所在地	堺市北区北長尾町二丁 1番26号 第1新興ビル内11号室
指定の申請者	株式会社GOAL
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区北長尾町二丁 1番26号 第1新興ビル内11号室
代表者名	脊古 とも子
廃止年月日	平成29年 6月30日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776301729
事業所名称	さくらケアサポート
事業所所在地	堺市西区上448番地 1
指定の申請者	株式会社ベンダーライフ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区上558番地
代表者名	阪下 勝彦
廃止年月日	平成29年12月31日

サービスの種類	訪問介護
---------	------

介護保険事業所番号	2776003051
事業所名称	善 訪問介護事業所 堺
事業所所在地	堺市堺区香ヶ丘町一丁3番16号 堀野マンション405号室
指定の申請者	合同会社善
主たる事務所の所在地	大阪府泉佐野市日根野3279番地の14
代表者名	瀧 寿子
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776003143
事業所名称	みのり
事業所所在地	堺市堺区北三国ヶ丘町一丁1番16号 エルレジデンスヨネダ B31・B32・B33
指定の申請者	株式会社真穂
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町一丁1番16号C-18
代表者名	八田 真一
廃止年月日	平成29年11月30日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776102424
事業所名称	ケアサービスひばり
事業所所在地	堺市中区深阪二丁10番48 メルクマール深阪303号
指定の申請者	有限会社いろは会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深阪二丁10番48-303号 メルクマール深阪 303号
代表者名	木村 佳代子
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776302396
事業所名称	エール訪問ケア
事業所所在地	堺市西区鳳南町五丁517番地146
指定の申請者	株式会社エール訪問ケア

主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳南町五丁517番地146
代表者名	道籙 徹
廃止年月日	平成30年1月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776002772
事業所名称	ケアセンター堺さわらび
事業所所在地	堺市堺区高砂町三丁77番地2
指定の申請者	医療法人慈友会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区東湊町六丁383番地
代表者名	山口 恵子
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	訪問介護

堺市告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により告示する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776600385
事業所名称	ケアセンターあおい
事業所所在地	堺市美原区黒山152-26
指定の申請者	特定非営利活動法人ワークサポートひまわり
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区黒山152-26
代表者名	西田 和弘
廃止年月日	平成29年11月30日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776100683
事業所名称	アガペの里介護ステーション
事業所所在地	堺市中区福田464番地 6
指定の申請者	株式会社亀田
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区福田464番地 6
代表者名	亀田 東子
廃止年月日	平成30年 1月31日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2770103139
事業所名称	庭代台介護相談所
事業所所在地	堺市南区城山台二丁 2番11号
指定の申請者	合資会社庭代台介護相談所
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区庭代台一丁22番 8号
代表者名	出口 千佐
廃止年月日	平成30年 3月31日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776001345
事業所名称	医療法人真芳会いきいき倶楽部デイサービス
事業所所在地	堺市堺区大浜北町三丁10番15号
指定の申請者	医療法人真芳会
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市住吉区我孫子東三丁目 1番 1号
代表者名	林 真二
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	介護予防通所介護

介護保険事業所番号	2776000834
事業所名称	浅香山リハビリセンター
事業所所在地	堺市堺区浅香山町三丁12番10号 ハナタニビル 3階
指定の申請者	株式会社堺デイサービスセンター
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区浅香山町三丁12番10号 ハナタニビル 3階
代表者名	辻 勝
廃止年月日	平成29年11月30日
サービスの種類	介護予防通所介護

介護保険事業所番号	2776500189
事業所名称	デイサービス笑寿
事業所所在地	堺市北区南長尾町一丁 2番31号
指定の申請者	社会福祉法人ラポール会
主たる事務所の所在地	大阪府大阪狭山市東茱萸木四丁目1977番地
代表者名	辻 光治
廃止年月日	平成30年 1月31日
サービスの種類	介護予防通所介護

介護保険事業所番号	2776200699
事業所名称	医療法人孝瑛会 リハビリデイサービスシナプス
事業所所在地	堺市東区日置荘西町二丁39番 4号
指定の申請者	医療法人孝瑛会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区日置荘西町一丁15番23号
代表者名	西澤 徹
廃止年月日	平成30年 1月31日
サービスの種類	介護予防通所介護

介護保険事業所番号	2770104343
事業所名称	デイサービス福ろ
事業所所在地	堺市北区北長尾町二丁 1番26-10号
指定の申請者	有限会社福ろ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区東雲東町二丁 1番 1号
代表者名	福本 幸太郎
廃止年月日	平成30年 3月31日
サービスの種類	介護予防通所介護

介護保険事業所番号	2776600385
事業所名称	ケアセンターあおい
事業所所在地	堺市美原区黒山152-26
指定の申請者	特定非営利活動法人ワークサポートひまわり
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区黒山152-26
代表者名	西田 和弘
廃止年月日	平成29年11月30日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776102002
事業所名称	株式会社家具の西口木工
事業所所在地	堺市中区深井中町1971番地
指定の申請者	株式会社家具の西口木工
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井中町1971番地
代表者名	西口 憲治
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776100683
事業所名称	アガペの里介護ステーション
事業所所在地	堺市中区福田464番地6
指定の申請者	株式会社亀田
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区福田464番地6
代表者名	亀田 東子
廃止年月日	平成30年1月31日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2770103139
事業所名称	庭代台介護相談所
事業所所在地	堺市南区城山台二丁2番11号
指定の申請者	合資会社庭代台介護相談所
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区庭代台一丁22番8号
代表者名	出口 千佐
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776500593
事業所名称	ヘルパーステーションスタート
事業所所在地	堺市北区北長尾町二丁1番26号 第1新興ビル内11号室
指定の申請者	株式会社GOAL
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区北長尾町二丁1番26号 第1新興ビル内11号室
代表者名	脊古 とも子
廃止年月日	平成29年6月30日

サービスの種類	介護予防訪問介護
---------	----------

介護保険事業所番号	2776301729
事業所名称	さくらケアサポート
事業所所在地	堺市西区上448番地1
指定の申請者	株式会社ベンダーライフ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区上558番地
代表者名	阪下 勝彦
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	2776003051
事業所名称	善 訪問介護事業所 堺
事業所所在地	堺市堺区香ヶ丘町一丁3番16号 堀野マンション405号室
指定の申請者	合同会社善
主たる事務所の所在地	大阪府泉佐野市日根野3279番地の14
代表者名	瀧 寿子
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	2776003143
事業所名称	みのり
事業所所在地	堺市堺区北三国ヶ丘町一丁1番16号 エルレジデンスヨネダ B31・B32・B33
指定の申請者	株式会社眞穂
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町一丁1番16号C-18
代表者名	八田 眞一
廃止年月日	平成29年11月30日
サービスの種類	介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	2776102424
事業所名称	ケアサービスひばり
事業所所在地	堺市中区深阪二丁10番48 メルクマール深阪303号
指定の申請者	有限会社いろは会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深阪二丁10番48-303号 メルクマール深阪303号

代表者名	木村 佳代子
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	2776302396
事業所名称	エール訪問ケア
事業所所在地	堺市西区鳳南町五丁517番地146
指定の申請者	株式会社エール訪問ケア
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳南町五丁517番地146
代表者名	道籬 徹
廃止年月日	平成30年1月31日
サービスの種類	介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	2776002772
事業所名称	ケアセンター堺さわらび
事業所所在地	堺市堺区高砂町三丁77番地2
指定の申請者	医療法人慈友会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区東湊町六丁383番地
代表者名	山口 恵子
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	介護予防訪問介護

堺市告示第84号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776001345
-----------	------------

事業所名称	医療法人真芳会いきいき倶楽部デイサービス
事業所所在地	堺市堺区大浜北町三丁目10番15号
指定の申請者	医療法人真芳会
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市住吉区我孫子東三丁目1番1号
代表者名	林 真二
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776302297
事業所名称	だんらの家 浜寺石津
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町中3-3-17
指定の申請者	日本介護事業株式会社
主たる事務所の所在地	東京都墨田区横網一丁目2番28号
代表者名	前田 喜代美
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

堺市告示第85号

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成24年規則第11号）第19条第1項及び第2項の規定に基づき、これらの規定の市長が定める組織を次のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

1 堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則（以下「規則」という。）第19条第1項の市長が定める組織は、次のとおりとする。

(1) 法人本部

ア 経営企画室

イ 総務人事室

ウ 職員支援センター

(2) 堺市立総合医療センター

- ア 事務局
- イ 看護局
- ウ 薬剤・技術局
- エ 診療局
- オ 災害時医療管理センター
- カ 臨床教育研究センター
- キ 病床管理センター
- ク 地域連携センター
- ケ 感染症対策センター
- コ 医療安全管理センター

- 2 規則第19条第2項の市長が定める組織は、前項各号に掲げる組織（平成30年4月1日以後のものに限る。）とする。

堺市告示第86号

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成24年規則第11号）第20条の規定に基づき、同条の市長が定める職を次のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

1 次に掲げる組織の長の職

(1) 法人本部

- ア 経営企画室
- イ 総務人事室
- ウ 職員支援センター

(2) 堺市立総合医療センター

- ア 事務局
- イ 看護局
- ウ 薬剤・技術局
- エ 診療局
- オ 災害時医療管理センター
- カ 臨床教育研究センター
- キ 病床管理センター

- ク 地域連携センター
 - ケ 感染症対策センター
 - コ 医療安全管理センター
- 2 前項に規定する組織の長の職以外の職のうち、医師又は歯科医師として医療業務に従事する医長、科長及び担当科長の職
- 3 第1項に規定する組織の長の職以外の職のうち、地方独立行政法人堺市立病院機構職員給与規程（平成24年制定）別表第11のア医療職給料表（2）級別標準職務表に定める4級以上の職務の級に属する職、同表のイ医療職給料表（3）級別標準職務表に定める3級の職務の級に属する職、同表のウ事務職給料表級別標準職務表に定める4級以上の職務の級に属する職、同表のオ基本年俸表（1）級別標準職務表に定める職務の級に属する職、同表のカ基本年俸表（2）級別標準職務表に定める職務の級に属する職及び同表のキ基本年俸表（3）級別標準職務表に定める職務の級に属する職

堺市告示第87号

堺市旅館業法施行条例第3条第1項第6号に規定する市長が指定する施設について（平成27年告示第88号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

本則の表中

堺市立青少年センター	同 堺区柳之町西1-3-19	堺市	を
堺市立青少年センター	同 堺区柳之町西1-3-19	堺市	に
ベルデさかい（堺市立重症心身障害者（児）支援センター）	同 堺区旭ヶ丘中町4丁3-1	堺市	

改め、同表堺市家原大池体育館の項所在地の欄中「家原寺」を「家原寺町」に改める。

堺市告示第88号

ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定について（平成26年告示第88号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

本則の表堺市立舳松社会教育会館の項所在地の欄中「219番地」を「207番地7」に改め、同表堺市立女性センターの項中「堺市立女性センター」を「堺市立男女共同参画センター」に改め、同表堺市立白鷺やわらぎ荘の項、中茶屋自治会ミニ・スポーツ広場の項及び7号緑の広場の項を削り、同表中

「

金岡南校区地域会館	堺市北区金岡町3047-1、3047-5
-----------	----------------------

を

「

金岡南校区地域会館	堺市北区金岡町3047-1、3047-5
北長尾1丁（ちびっこ老人憩いの広場）	堺市北区北長尾町1丁36（大和高田線高架下）

に

改め、同表10号緑の広場の項、中百舌鳥東（ちびっこ老人憩いの広場）の項及び百舌鳥本町（ちびっこ老人憩いの広場）の項を削る。

堺市告示第89号

大阪府に委託した児童自立支援施設に関する事務の一部を次の規約により変更するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約（平成18年告示第121号）の一部を次のように改正する。

第5条中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

## 市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名       | 起<br>終<br>点                          | 重要な経過地 | 付記                 |
|------|-----------|--------------------------------------|--------|--------------------|
| ㊦234 | 神野33号線    | 西区神野町1丁857番22地先<br>西区神野町1丁860番3地先    |        | 地元要望               |
| ㊦459 | 北三国ヶ丘13号線 | 堺区北三国ヶ丘町1丁5番36地先<br>堺区北三国ヶ丘町1丁5番38地先 |        | 開発に伴う寄付            |
| ㊦582 | 菩提218号線   | 東区菩提町5丁18番36地先<br>東区菩提町5丁18番39地先     |        | 〃                  |
| ㊦545 | 東雲西16号線   | 堺区東雲西町4丁26番7地先<br>堺区東雲西町4丁26番3地先     |        | 都市計画法第39条による<br>帰属 |
| ㊦546 | 宿屋町東3号線   | 堺区宿屋町東3丁6番1地先<br>堺区宿屋町東3丁6番5地先       |        | 〃                  |
| ㊦280 | 土塔208号線   | 中区土塔町2002番33地先<br>中区土塔町2002番43地先     |        | 〃                  |
| 7687 | 深井東23号線   | 中区深井東町2648番25地先<br>中区深井東町2648番25地先   |        | 〃                  |



堺市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市道路線区域決定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名     | 起 点<br>終 点       | 敷地の  |        | 備考 |
|----------|-----------|------------------|------|--------|----|
|          |           |                  | 幅員m  | 延長m    |    |
| コ234     | 神野33号線    | 西区神野町1丁857番22地先  | 4.00 | 141.53 |    |
|          |           | 西区神野町1丁860番3地先   | 4.39 |        |    |
| キ459     | 北三国ヶ丘13号線 | 堺区北三国ヶ丘町1丁5番36地先 | 5.70 | 8.50   |    |
|          |           | 堺区北三国ヶ丘町1丁5番38地先 | 5.70 |        |    |
| ホ582     | 菩提218号線   | 東区菩提町5丁18番36地先   | 4.70 | 28.07  |    |
|          |           | 東区菩提町5丁18番39地先   | 4.70 |        |    |
| シ545     | 東雲西16号線   | 堺区東雲西町4丁26番7地先   | 5.00 | 14.74  |    |
|          |           | 堺区東雲西町4丁26番3地先   | 5.00 |        |    |
| シ546     | 宿屋町東3号線   | 堺区宿屋町東3丁6番1地先    | 5.70 | 18.13  |    |
|          |           | 堺区宿屋町東3丁6番5地先    | 5.70 |        |    |
| ト280     | 土塔208号線   | 中区土塔町2002番33地先   | 5.70 | 84.69  |    |
|          |           | 中区土塔町2002番43地先   | 5.70 |        |    |
| 7687     | 深井東23号線   | 中区深井東町2648番25地先  | 5.70 | 46.77  |    |
|          |           | 中区深井東町2648番25地先  | 5.70 |        |    |



堺市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり



道路区域変更調書

| 路線名       | から<br>区間<br>まで    | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                                  |
|-----------|-------------------|--------|--------------|-------|-------------------------------------|
|           |                   |        | 幅員m          | 延長m   |                                     |
| 百舌鳥夕雲4号線  | 堺区百舌鳥夕雲町1丁5番3地先   | 旧      | 3.93<br>4.00 | 10.98 | (㊦005)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 堺区百舌鳥夕雲町1丁5番3地先   | 新      | 4.00<br>4.00 | 10.98 |                                     |
| 日置荘北31号線  | 東区日置荘北町3丁62番1地先   | 旧      | 3.39<br>3.96 | 30.52 | (㊦175)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 東区日置荘北町3丁62番1地先   | 新      | 3.73<br>3.98 | 30.52 |                                     |
| 日置荘北38号線  | 東区日置荘北町3丁62番1地先   | 旧      | 3.62         | 21.10 | (㊦471)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 東区日置荘北町3丁62番1地先   | 新      | 3.81         | 21.10 |                                     |
| 菩提26号線    | 東区菩提町1丁71番2地先     | 旧      | 2.09<br>2.95 | 12.51 | (㊦078)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 東区菩提町1丁71番3地先     | 新      | 3.76<br>4.70 | 12.51 |                                     |
| 浜寺石津中37号線 | 西区浜寺石津町中4丁578番1地先 | 旧      | 2.88<br>2.93 | 10.50 | (㊦094)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 西区浜寺石津町中4丁578番1地先 | 新      | 4.00<br>4.00 | 10.50 |                                     |
| 南花田中村線    | 北区南花田町1693番3地先    | 旧      | 3.08<br>3.84 | 20.02 | (2009)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区南花田町1693番5地先    | 新      | 3.89<br>4.27 | 20.02 |                                     |
| 金岡14号線    | 北区金岡町757番3地先      | 旧      | 2.13<br>3.53 | 23.80 | (㊦172)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区金岡町757番1地先      | 新      | 3.06<br>3.76 | 23.80 |                                     |
| 陶器北13号線   | 中区陶器北820番12地先     | 旧      | 2.43<br>4.86 | 31.27 | (㊦049)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区陶器北820番10地先     | 新      | 4.57<br>6.70 | 31.27 |                                     |
| 深井中11号線   | 中区深井中町1153番3地先    | 旧      | 5.35<br>5.59 | 14.95 | (㊦132)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区深井中町1153番3地先    | 新      | 6.03<br>6.14 | 14.95 |                                     |
| 中長尾6号線    | 北区南長尾町1丁1番4地先     | 旧      | 3.63         | 12.17 | (㊦112)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 北区南長尾町1丁2番1地先     | 新      | 4.81         | 12.17 |                                     |
| 南長尾1号線    | 北区南長尾町1丁1番12地先    | 旧      | 3.62<br>4.82 | 12.17 | (㊦129)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 北区南長尾町1丁2番2地先     | 新      | 4.80<br>6.00 | 12.17 |                                     |

道路区域変更調書

| 路線名   | 区間<br>から<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の  |      | 備考                                  |
|-------|----------------|--------|------|------|-------------------------------------|
|       |                |        | 幅員m  | 延長m  |                                     |
| 大保1号線 | 美原区大保102番3地先   | 旧      | 4.60 | 4.56 | (7401)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|       |                |        | 4.70 |      |                                     |
|       | 美原区大保102番3地先   | 新      | 4.70 | 4.56 |                                     |
|       |                |        | 4.70 |      |                                     |



堺市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧  
に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名   | から<br>区間<br>まで  | 旧<br>新 | 敷地の  |       | 備考      |
|-------|-----------------|--------|------|-------|---------|
|       |                 |        | 幅員m  | 延長m   |         |
| 蔵前2号線 | 北区蔵前町3丁1603番2地先 | 旧      | 3.00 | 11.88 | (70010) |
|       |                 |        | 3.50 |       |         |
|       | 北区蔵前町3丁1603番2地先 | 新      | 4.00 | 11.88 |         |
|       |                 |        | 4.45 |       |         |



堺市告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名   | から<br>区間<br>まで            | 旧<br>新 | 敷地の          |        | 備考      |
|-------|---------------------------|--------|--------------|--------|---------|
|       |                           |        | 幅員m          | 延長m    |         |
| 平井2号線 | 中区平井935番地先<br>中区平井661番1地先 | 旧      | 4.70<br>8.77 | 560.97 | (t0064) |
|       |                           | 新      | 4.70<br>8.77 | 571.09 |         |



堺市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧  
に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の  |      | 備考      |
|--------|----------------|--------|------|------|---------|
|        |                |        | 幅員m  | 延長m  |         |
| 今井真福寺線 | 美原区今井85番4地先    | 旧      | 4.78 | 5.22 | (40166) |
|        |                |        | 5.20 |      |         |
|        | 美原区今井84番1地先    | 新      | 5.71 | 5.22 |         |
|        |                |        | 8.70 |      |         |





堺市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から30日間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 路線名 泉大津美原線（新）
- 2 供用開始の区間 西区原田11番3から中区平井749番2まで  
（ただし、本市の区域に限る。）
- 3 供用開始の期日 平成30年4月1日

~~~~~

堺市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から30日間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 路線名 美原太子線（新）
- 2 供用開始の区間 美原区丹上330番3から美原区小平尾1252番2まで
（ただし、本市の区域に限る。）
- 3 供用開始の期日 平成30年4月1日

堺市告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定による自動車専用道路の指定（平成16年3月19日付け、大阪府告示第554号）を、次のとおり解除する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から30日間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 路線名 美原太子線（新）
- 2 解除する道路の部分 堺市美原区丹上322番5から
羽曳野市埴生野1146番まで
- 3 解除する期日 平成30年3月30日

公 告

堺市公告第209号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
重金属固定用高分子キレート薬剤（平成30年度上半期分）（年間単価契約）
集じん灰処理予定量3,800,000kg×薬剤添加率

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
恵美須薬品株式会社
代表取締役 中部谷 高司
大阪府堺市堺区柳之町西1丁2-1
- 5 落札金額
¥38,167,200- (税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年1月31日

~~~~~

堺市公告第210号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（年間単価契約） 27,500本

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東邦薬品株式会社  
大阪営業部 部長 藤原 哲夫  
大阪府大阪市平野区加美東3丁目2-21
- 5 落札金額  
¥4,399.92- (1本あたりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年1月31日

~~~~~

堺市公告第211号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（年間単価契約） 27,500本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号
堺市財政局契約部調達課

- 3 落札者を決定した日
平成30年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社メディセオ 堺南支店
支店長 西野 孝之
大阪府堺市堺区向陵中町3丁4-6
- 5 落札金額
¥7,689.6- (1本あたりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年1月31日

~~~~~

堺市公告第212号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（年間単価契約）  
27,500本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市財政局契約部調達課

- 3 落札者を決定した日  
平成30年 3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社スズケン 堺支店  
支店長 小島 桂一  
大阪府堺市南区若松台3丁1-4
- 5 落札金額  
¥6,939 - (1本あたりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年 1月31日

~~~~~

堺市公告第213号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達部品の名称及び数量
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（年間単価契約） 27,500本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号

堺市財政局契約部調達課

- 3 落札者を決定した日
平成30年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ケーエスケー 堺支店
支店長 田嶋 仁
大阪府堺市中区新家町304-3
- 5 落札金額
¥3,348 - (1本あたりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年1月31日

~~~~~

堺市公告第214号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（年間単価契約） 13,000本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市財政局契約部調達課

- 3 落札者を決定した日  
平成30年 3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
アルフレッサ株式会社 堺支店  
支店長 石本 匡  
大阪府堺市西区平岡町5-1
- 5 落札金額  
¥6,075 - (1本あたりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年 1月31日

~~~~~

堺市公告第215号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
乾燥弱毒生水痘ワクチン（年間単価契約） 13,000本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市財政局契約部調達課

- 3 落札者を決定した日
平成30年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ケーエスケー 堺支店
支店長 田嶋 仁
大阪府堺市中区新家町304-3
- 5 落札金額
¥4,779 - (1本あたりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年1月31日

~~~~~

堺市公告第216号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
組換え沈降B型肝炎ワクチン2種類（年間単価契約）  
組換え沈降B型肝炎ワクチン0.25mL 10,000本  
組換え沈降B型肝炎ワクチン0.5mL 9,500本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市財政局契約部調達課

- 3 落札者を決定した日  
平成30年 3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社スズケン堺支店  
支店長 小島 桂一  
堺市南区若松台3丁1-4
- 5 落札金額  
¥44,172,000- (税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年 1月31日

~~~~~

堺市公告第217号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
(印刷)「広報さかい」「区広報紙」一体型広報紙(年間単価契約)
年間12回(毎月1回、1日発行)1号あたり412,000部発行予定
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市財政局契約部調達課

- 3 落札者を決定した日
平成30年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高速オフセット
代表取締役社長 橋本 伸一
大阪府大阪市北区梅田3丁目4-5 毎日新聞ビル6F
- 5 落札金額
¥10,896,120 (1部あたりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年1月31日

~~~~~

堺市公告第218号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき、次のとおり予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

1 予防接種の種類及びその対象者

| 予防接種の種類 | 予防接種の対象者の範囲                    |
|---------|--------------------------------|
| ヒブ      | 堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 |
| 小児用肺炎球菌 | 堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 |
| B型肝炎    | 堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者          |

|                                   |                                                                  |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 四種混合<br>(ジフテリア、破傷風、<br>百日せき及びポリオ) | 堺市内に居住する生後3月から生後90月に至るまでの間にある者                                   |
| ポリオ                               | 堺市内に居住する生後3月から生後90月に至るまでの間にある者                                   |
| 二種混合2期<br>(ジフテリア及び破傷風)            | 堺市内に居住する11歳以上13歳未満の者                                             |
| B C G                             | 堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者                                            |
| 麻しん・風しん1期                         | 堺市内に居住する生後12月から生後24月に至るまでの間にある者                                  |
| 麻しん・風しん2期                         | 堺市内に居住する5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 |
| 水痘                                | 堺市内に居住する生後12月から生後36月に至るまでの間にある者                                  |
| 日本脳炎1期                            | 堺市内に居住する生後6月から生後90月に至るまでの間にある者                                   |
| 日本脳炎2期                            | 堺市内に居住する9歳以上13歳未満の者                                              |
| 子宮頸がん予防                           | 堺市内に居住する12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子              |

2 実施期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間で保健所長が指定する日

3 実施場所 保健所長が指定する場所

4 接種不相当者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者（通常は37.2℃以上をさす。）
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の疾患により服薬している者を含む。）
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん・風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者

- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
  - (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
  - (8) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者
- 5 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
  - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (3) 過去にけいれんの既往のある者
  - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - (5) 接種しようとしている接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
  - (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤（B型肝炎）を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
  - (7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

堺市公告第219号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき、次のとおり予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 予防接種の種類  
高齢者の肺炎球菌
- 2 予防接種の対象者  
本市の区域内に住所を有し、かつ、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する者（過

去に当該予防接種を受けたことのある者を除く。)

- (1) 昭和28年4月2日生から昭和29年4月1日生の者
- (2) 昭和23年4月2日生から昭和24年4月1日生の者
- (3) 昭和18年4月2日生から昭和19年4月1日生の者
- (4) 昭和13年4月2日生から昭和14年4月1日生の者
- (5) 昭和8年4月2日生から昭和9年4月1日生の者
- (6) 昭和3年4月2日生から昭和4年4月1日生の者
- (7) 大正12年4月2日生から大正13年4月1日生の者
- (8) 大正7年4月2日生から大正8年4月1日生の者
- (9) 接種日現在において、60歳以上65歳未満の者のうち心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度の者

3 実施期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 実施場所 保健所長が指定する場所

5 自己負担金 4,000円

- 6 自己負担金免除対象者
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する者
  - (2) 市民税非課税世帯に属する者
  - (3) 中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者

7 接種不適合者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 明らかに発熱している者（通常は37.0℃以上をさす。）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
- (3) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーショックを起こしたことがある者
- (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

8 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある者若しくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

- (5) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者

堺市公告第220号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」の開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

1 開園時間及び利用時間

(1) 通常営業

4月度～10月度、3月度

ア 平日

午前9時30分～午後5時30分

ただし、春休み期間（4月2日～6日、3月25日～3月29日）及び夏休み期間（7月23日～8月24日）の平日は除く。

イ 土日祝日並びに春休み期間（4月2日～6日、3月25日～3月29日）及び夏休み期間（7月23日～8月24日）の平日

午前9時30分～午後6時00分

ただし、下記の日程は、状況に応じて午後7時まで営業時間を延長する。

4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、5月6日、8月11日、8月13日、8月15日

(2) 冬期営業

ア 11月度

午前9時30分～午後5時00分

ただし、状況に応じて午後6時まで営業時間を延長する。

イ 12月度～2月度

午前10時00分～午後5時00分

(3) 夜間営業

ア 8月12日、8月14日

午後6時00分～午後9時00分

ただし、下記の日程は、状況に応じて夜間営業を実施する。

8月13日、8月15日

イ 12月23日

午後5時00分～午後8時00分

2 休園日

(1) 1月1日

(2) 12月度～2月度の毎週水曜日(ただし、12月26日、1月2日は除く。)

12月5日、12月12日、12月19日、1月9日、1月16日、1月23日、1月30日、2月6日、2月13日、2月20日、2月27日

堺市公告第221号

堺市立農業公園条例(平成12年条例第21号)第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

1 入園料

(1) 通常料金

| 区 分                   |                | 単 位     | 金 額      |     |
|-----------------------|----------------|---------|----------|-----|
| 個 人                   | 大人(中学生以上)      | 1人1回    | 円<br>450 |     |
|                       | 小人(4歳以上)       |         | 250      |     |
|                       | 高齢者(65歳以上)     |         | 300      |     |
|                       | 中学生～大学生(生徒・学生) |         | 300      |     |
| 団 体<br>(15名以上)        | 大人(中学生以上)      |         | 300      |     |
|                       | 小人(4歳以上)       |         | 200      |     |
|                       | ツアー団体(立ち寄り)    |         | 150      |     |
| 学 生 団 体<br>(学校行事に限る。) | 堺市内の場合         |         | 高校生・大学生  | 200 |
|                       |                |         | 中学生      | 150 |
|                       |                |         | 小学生      | 100 |
|                       |                |         | 付添いの保護者  | 250 |
|                       | 堺市外の場合         |         | 高校生・大学生  | 250 |
|                       |                | 中学生     | 200      |     |
|                       |                | 小学生     | 150      |     |
|                       |                | 付添いの保護者 | 300      |     |



|                         |              |       |     |
|-------------------------|--------------|-------|-----|
| 障 害 者<br>(付添い1名につき同額料金) | 大人(中学生以上)    |       | 200 |
|                         | 小人(4歳以上)     |       | 100 |
| 年間パスポート券                | 大人(中学生以上)    | 1人1年間 | 800 |
|                         | 小人(4歳以上)     |       | 400 |
|                         | シニア(50歳~64歳) |       | 700 |
|                         | 高齢者(65歳以上)   |       | 600 |

※ 株式会社堺ファームが決めた優待券利用者は、個人入園料に限り最大30%減じた額とする。

※ 団体利用者(15名以上)のツアー団体(立ち寄り)のみ、団体入園料150円とする。

(2) 冬季料金

| 区 分                     |                | 単 位  | 金 額      |
|-------------------------|----------------|------|----------|
| 個 人                     | 大人(中学生以上)      | 1人1回 | 円<br>250 |
|                         | 小人(4歳以上)       |      | 150      |
|                         | 高齢者(65歳以上)     |      | 200      |
|                         | 中学生~大学生(生徒・学生) |      | 200      |
| 団 体<br>(15名以上)          | 大人(中学生以上)      | 1人1回 | 200      |
|                         | 小人(4歳以上)       |      | 100      |
| 障 害 者<br>(付添い1名につき同額料金) | 大人(中学生以上)      | 1人1回 | 100      |
|                         | 小人(4歳以上)       |      | 50       |
| 学 生 団 体<br>(学校行事に限る。)   | 高校生・大学生        | 1人1回 | 150      |
|                         | 中学生            |      | 100      |
|                         | 小学生            |      | 50       |
|                         | 付添いの保護者        |      | 200      |

※ 上記金額は、12月1日から翌年2月末日までの入園に適用する。

(3) 夜間料金

| 区 分                     |                | 単 位  | 金 額            |
|-------------------------|----------------|------|----------------|
| 個 人                     | 大人(中学生以上)      | 1人1回 | 円<br>250 (150) |
|                         | 高齢者(65歳以上)     |      |                |
| 団 体                     | 中学生~大学生(生徒・学生) | 1人1回 | 150 (50)       |
|                         | 小人(4歳以上)       |      |                |
| 障 害 者<br>(付添い1名につき同額料金) | 大人(中学生以上)      | 1人1回 | 100 (100)      |
|                         | 小人(4歳以上)       |      |                |

※ 上記金額は、午後5時以降の入園に適用する。また、金額( )内は冬季料金とする。

2 特産品加工工房施設使用料

| 施設名     | 午前           |               | 午後           | 夜間               | 全日               |
|---------|--------------|---------------|--------------|------------------|------------------|
|         | 6時から<br>8時まで | 9時から<br>12時まで | 1時から<br>5時まで | 午後6時から<br>午後9時まで | 午前6時から<br>午後9時まで |
| 特産品加工工房 | 円<br>500     | 円<br>750      | 円<br>1,000   | 円<br>750         | 円<br>3,000       |

3 総合交流ターミナル施設使用料

| 施設名   | 午前            | 午後           | 夜間               | 全日               |
|-------|---------------|--------------|------------------|------------------|
|       | 9時から<br>12時まで | 1時から<br>5時まで | 午後6時から<br>午後9時まで | 午前9時から<br>午後9時まで |
| 交流室   | 円<br>600      | 円<br>800     | 円<br>600         | 円<br>2,000       |
| 研修室   | 600           | 800          | 600              | 2,000            |
| 情報発信室 | 1,500         | 2,000        | 1,500            | 5,000            |

堺市公告第222号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室平成30年度第1四半期の利用料金

|                  |        |    |
|------------------|--------|----|
| 1 簡単に作れるパン&バター教室 | 1,000円 | 通年 |
| 2 メロンパン教室        | 1,100円 | 通年 |
| 3 ソーセージ教室        | 1,400円 | 通年 |
| 4 バター作り教室        | 500円   | 通年 |

|    |                  |        |       |
|----|------------------|--------|-------|
| 5  | いちごコラボ いちごパイ教室   | 1,800円 | 4月度   |
| 6  | いちごコラボ いちご大福教室   | 1,800円 | 4月度   |
| 7  | いちご大福教室          | 1,300円 | 4月度   |
| 8  | いちごメロンパン教室       | 1,300円 | 4・5月度 |
| 9  | いちごアイス教室         | 900円   | 4・5月度 |
| 10 | いちごのデコドーナツ教室     | 1,200円 | 5月度   |
| 11 | いちごコラボ いちごアイス教室  | 1,600円 | 5月度   |
| 12 | いちごコラボ いちごクッキー教室 | 1,600円 | 5月度   |
| 13 | 冷やしうどん教室         | 1,300円 | 6月度   |
| 14 | カメロンパン教室         | 1,300円 | 6月度   |
| 15 | ミルクアイス教室         | 900円   | 6月度   |
| 16 | ロリポップクッキー教室      | 1,000円 | 6月度   |

堺市公告第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定又は同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき縦覧に供している南部大阪都市計画地区計画に係る次の都市計画の図書について、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、その記載事項を別紙のとおり修正するので、公告する。なお、本修正によって、当該地区計画に定める内容についての変更は、生じない。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 都市計画の種類  
地区計画
- 2 修正する都市計画の名称
  - (1) 中百舌鳥駅前地区地区計画
  - (2) J-GREEN堺地区地区計画
  - (3) 黒山西地区地区計画

- (4) 新金岡地区地区計画
- (5) 北野田駅前地区地区計画
- (6) 築港八幡地区地区計画
- (7) 鉄砲町地区地区計画

3 修正に係る施行日

平成30年 4月 1日

4 都市計画の図書の縦覧場所

堺市役所高層館16階

建築都市局 都市計画部 都市計画課

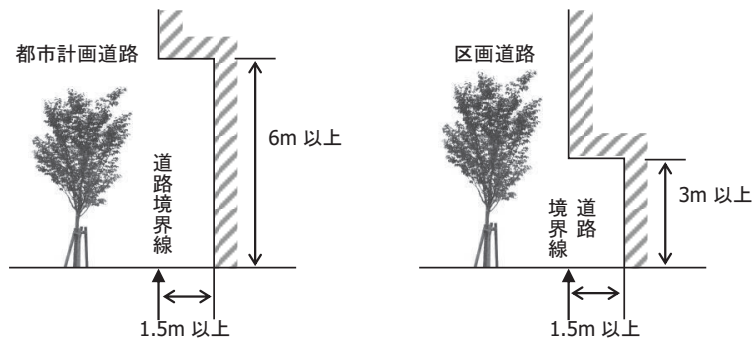
●中百舌鳥駅前地区地区計画 (修正版) ( : 修正箇所)

|                                 |                                                              |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                               |         |       |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| 名 称                             |                                                              | 中百舌鳥駅前地区地区計画                                                                                                                                                                                               |                                                                                               |         |       |
| 位 置                             |                                                              | 堺市北区中百舌鳥町 1 丁、2 丁、5 丁及び長曾根町地内                                                                                                                                                                              |                                                                                               |         |       |
| 面 積                             |                                                              | 約 9.8ha                                                                                                                                                                                                    |                                                                                               |         |       |
| 地区計画の目標                         |                                                              | 本地区は南海高野線及び泉北高速鉄道泉北線並びに地下鉄 1 号線の中百舌鳥駅前に位置する土地区画整理事業の施行地区にあって、新都心の核として、個性豊かで魅力ある商業業務地とゆとりある快適な都市空間の形成を目標とする。                                                                                                |                                                                                               |         |       |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針              | 土地利用の方針                                                      | 適正な土地利用及び合理的な土地の高度利用を促すことにより、調和と風格のある商業業務地の形成を図る。                                                                                                                                                          |                                                                                               |         |       |
|                                 | 建築物等の整備の方針                                                   | 建築物の敷地の統合化を促し、建築物の用途及び壁面の位置の制限等を行うことにより、健全で良好な商業業務街の形成を図る。                                                                                                                                                 |                                                                                               |         |       |
| 地区整備計画                          | 地区の区分                                                        | 区分の名称                                                                                                                                                                                                      | 商業街区                                                                                          | 近隣商業街区  |       |
|                                 |                                                              | 区分の面積                                                                                                                                                                                                      | 約 6.1ha                                                                                       | 約 3.7ha |       |
|                                 | 建築物等の用途の制限                                                   | 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。<br>(1) 建築基準法別表第 2 (り) 項第 2 号、第 3 号に掲げるもの。<br>(2) 地上 1 階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの。ただし、次に掲げるものを除く。<br>ア. 建物の 1 階部分にある出入口。<br>イ. 堺都市計画事業長曾根・中百舌鳥 (中百舌鳥駅前) 土地区画整理事業の事業計画に基づいて移転する建築物。 |                                                                                               | _____   |       |
|                                 |                                                              | 建築物の容積率の最高限度                                                                                                                                                                                               | 建築物の容積率の最高限度は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に従い、同表右欄に掲げる数値とする。ただし、建築基準法第 59 条の 2 の規定を適用する建築物については、この限りでない。 |         | _____ |
|                                 |                                                              |                                                                                                                                                                                                            | 敷地面積 (単位㎡)                                                                                    | 割合      |       |
| 1,000 以上                        | 60/10                                                        |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                               |         |       |
| 500 以上<br>1,000 未満              | $\frac{(A - 500)}{250} + \frac{40}{10}$<br>(小数点第 2 位未満切り捨て)  |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                               |         |       |
| 500 未満                          | 40/10                                                        |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                               |         |       |
| この表において、A は敷地面積 (単位㎡) を表すものとする。 |                                                              |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                               |         |       |
| 壁面の位置の制限                        | 1. 建築物の壁若しくはこれに代る柱又は門若しくはへい及び手すり等の工作物の壁又はこれに代る面の位置を次のように定める。 |                                                                                                                                                                                                            | 1. 建築物の壁若しくはこれに代る柱又は門若しくはへい及び手すり等の工作物の壁又はこれに代る面の位置を次のように定める。                                  |         |       |

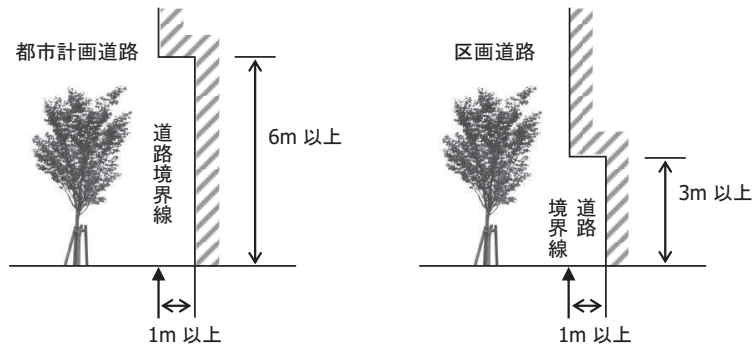
|  |  |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                          |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>(1) 都市計画道路の境界線までの距離は1.5メートル以上とする。ただし、敷地に接する路面からの高さが6メートル以上の部分にあつてはこの限りでない。</p> <p>(2) 区画整理事業による区画道路の境界線まで距離は1.5メートル以上とする。ただし、敷地に接する路面からの高さが3メートル以上の部分にあつてはこの限りでない。</p> <p>2. 前項の規定は、鉄道の駅舎、巡査派出所、公衆便所及び公共用歩廊その他これらに類する建築物については、適用しない。</p> | <p>(1) 都市計画道路の境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、敷地に接する路面からの高さが6メートル以上の部分にあつてはこの限りでない。</p> <p>(2) 区画整理事業による区画道路の境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、敷地に接する路面からの高さが3メートル以上の部分にあつてはこの限りでない。</p> <p>2. 前項の規定は、鉄道の駅舎、巡査派出所、公衆便所及び公共用歩廊その他これらに類する建築物については、適用しない。</p> |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

昭和62年 2月27日 決定  
 平成8年 5月1日 変更（都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律に基づく用途地域の決定にあわせて建築物の用途の制限の記述変更）  
 平成16年 12月28日 変更（都市計画区域の広域化に伴う変更）  
 平成19年 12月20日 修正（建築基準法改正による条項ずれの修正、政令市移行に伴う区名の追加）  
 平成30年 4月1日 修正（建築基準法改正による条項ずれの修正）

商業街区における壁面の位置の制限



近隣商業街区における壁面の位置の制限



●J-GREEN 堺地区地区計画 (修正版) (□: 修正箇所)

|                    |            |                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                |            | J-GREEN 堺地区地区計画                                                                                                                                                                                                  |
| 位 置                |            | 堺市堺区築港八幡町地内                                                                                                                                                                                                      |
| 面 積                |            | 約 39.0ha                                                                                                                                                                                                         |
| 地区計画の目標            |            | 当地区は、大規模工場の跡地を有効活用して、サッカーフィールドを中心とする J-GREEN 堺(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター)の整備・拡充を図ることにより、スポーツ・レクリエーション機能の増進やスポーツ観光への活用を推進し、堺浜における活力・魅力向上、賑わいの創出へとつなげていく。                                                            |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針    | スポーツ・健康機能やこれに付随する施設を導入することにより、海浜の立地特性を活かして水や緑を感じることのできるゆとりと潤いのあるレクリエーション拠点や、市民の活動・交流拠点など良好な都市空間の形成を図る。                                                                                                           |
|                    | 建築物等の整備の方針 | スポーツ・レクリエーション拠点、市民の活動・交流拠点にふさわしい都市空間の形成を図るため、建築物等の用途の制限を行う。<br>大和川及び堺泉北港と調和した良好な都市環境、都市景観を形成するため、建築物等は水辺空間との調和に配慮した形態、意匠とし、周辺からの緑視に配慮した植栽等による緑化に努める。<br>人にやさしいまちづくりを推進するため、建築物等の出入口や通路、階段の段差解消など、安全性と利便性の確保に努める。 |
| 地区整備計画             | 建築物等に関する事項 | 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>1. 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第2(に)項第2号、第6号に掲げるもの。<br>2. 法別表第2(ほ)項第3号に掲げるもの。<br>3. 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの。                                                                            |

平成 25 年 8 月 1 日 決定

平成 30 年 4 月 1 日 修正(建築基準法改正による条項ずれの修正)

● 黒山西地区地区計画 (修正版) ( : 修正箇所)

|                    |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                 |             | 黒山西地区地区計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |                                                                                                                                                                                       |
| 位置                 |             | 堺市美原区黒山地内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |                                                                                                                                                                                       |
| 面積                 |             | 約 11.8ha                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |                                                                                                                                                                                       |
| 地区計画の目標            |             | <p>本地区は、府道泉大津美原線と国道309号が交差する交通結節点に位置し、阪和自動車道美原南1Cに近接する広域アクセス性が高い地区である。また堺市都市計画マスタープランにおいて「美原都市拠点」と位置付けられた区域内にある。美原都市拠点は、美原複合シビック施設における行政機能や日常生活圏での必要な機能に加え、阪和自動車道等の広域アクセス性を活かし、都市拠点と南河内地域および奈良県中部とを結ぶ交流結節拠点としての役割を果たすにふさわしい各種機能の集積を進めることが期待されている。このため土地区画整理事業を実施し、区画道路等の公共施設と宅地を一体的に整備するとともに、拠点にふさわしい機能の集積を図り、魅力ある市街地の形成を進めることを目標とする。</p> |           |                                                                                                                                                                                       |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針     | <p>A地区については、幹線道路沿道の立地特性を活かし、賑わい・交流の創出や良好な都市環境の形成に資する商業機能等を誘導する。</p> <p>B地区については、幹線道路沿道のアクセス性を活かした内陸型の産業機能を誘導する。</p>                                                                                                                                                                                                                       |           |                                                                                                                                                                                       |
|                    | 公共施設等の整備の方針 | <p>地区周辺及び地区内交通を円滑に処理し歩行者の安全性を確保するため、区画道路1号を整備する。また、良好な都市環境の形成や市民の憩いの場として公園を整備する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |           |                                                                                                                                                                                       |
|                    | 建築物等の整備の方針  | <p>A地区については、まちな賑わい・交流の創出に資する機能を誘導するため、建築物等の用途の制限を行う。また、良好な歩行者空間や潤いある緑化空間を確保するため、壁面の位置の制限及び、建築物の緑化率の最低限度を定める。</p> <p>B地区については、産業施設等の機能を誘導するため、建築物等の用途の制限を行う。</p>                                                                                                                                                                           |           |                                                                                                                                                                                       |
| 地区施設の配置及び規模        |             | <p>区画道路1号（幅員12～16メートル、延長約610メートル）</p> <p>公園1（面積約4,600平方メートル）</p> <p>公園2（面積約3,100平方メートル）</p>                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                                                                                                                                       |
| 建築物等に関する事項         | 地区の区分       | 区分の名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | A地区       | B地区                                                                                                                                                                                   |
|                    |             | 区分の面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 約7.9ヘクタール | 約3.9ヘクタール                                                                                                                                                                             |
|                    | 建築物等の用途の制限  | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない</p> <p>1. 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（に）項第2号に掲げるもの（自動車修理工場を除く。）</p> <p>2. 法別表第2（に）項第4号に掲げるもののうちラブホテル（堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年10月1日堺市条例第17号）第2条第2号に定めるラブホテル）</p> <p>3. 法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの（ば</p>                                                                                                                 |           | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない</p> <p>1. 建築基準法別表第2（に）項第4号に掲げるものうちラブホテル（堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年10月1日堺市条例第17号）第2条第2号に定めるラブホテル）</p> <p>2. 法別表第2（ほ）項第2号、第3号に掲げるもの</p> <p>3. 法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの</p> |



|              |                                                                                                                                               |                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
|              | ちんこ屋及び遊技場を除く。)                                                                                                                                | 4. 法別表第2 (り) 項第2号に掲げるもの |
| 壁面の位置の制限     | 建築物の外壁又はこれに代わる柱ならびに建築物に附属する門もしくは塀の位置は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、地盤面下の部分又は公衆の用に供する歩行者デッキ、階段及び歩行者に支障のないひさし、歩廊の柱その他これらに類するものについてはこの限りではない。 | —                       |
| 建築物の緑化率の最低限度 | 12%<br>(敷地面積が3,000平方メートル未満は除く)                                                                                                                | —                       |

平成28年3月30日 決定

平成30年4月1日 修正 (建築基準法改正による条項ずれの修正)

●新金岡地区地区計画 (修正版) (□: 修正箇所)

|                    |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                |              | 新金岡地区地区計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 位 置                |              | 堺市北区新金岡町5丁地内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 面 積                |              | 約4.1ha(うち、再開発等促進区 約4.1ha)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 地区計画の目標            |              | <p>北区域の“生活・コミュニティ拠点”とし、地下鉄御堂筋線開通後の沿線地域整備を先導する開発区域として整備する。</p> <p>このため、「堺市新金岡駅前土地区画整理事業」による公共施設整備を契機として、商業系複合施設や区役所の建設並びに業務機能やアメニティ機能などの“暮らしの中心”に求められる都市機能を導入し、駅前地区としての土地の高度利用と都市機能の更新を図る。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用に関する基本方針 | <p>“生活・コミュニティ拠点”にふさわしい駅前地区を形成するため、土地利用に関する基本方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商業系複合地区は、駅前広場(地下駐輪場を含む)と公園をそれぞれ幹線道路に面して整備するとともに、生活関連機能と業務機能などが複合して一体的に機能する地区として整備する。商業・飲食、アミューズメント、スポーツ、サービス、業務施設等を施設内に取り込んだ商業系複合施設を配置する。</li> <li>2. 行政・業務系複合地区は、北区域の行政機能である区役所等を設けるとともに、業務機能や地域の都市活動に関連する業務・サービス機能、コミュニティ機能、生活関連機能等を中心とし、これらの諸機能が複合した地区として整備する。このうち、業務・健康福祉系複合地区は、少子高齢化社会への対応も含めた駅前地区全体の生活サービス関連機能の充実を図るため、先行して地区整備計画が決定された両側の地区や周辺地域の施設と相互の機能を補完・連携する機能として、医療福祉機能や多様な生活サービスを行う施設、業務施設などが複合する地区として整備する。</li> </ol> |
|                    | 公共施設等の整備の方針  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路については、地区幹線道路を大阪中央環状線と常磐浜寺線をつなぐ形で整備し、周辺住宅環境や広域的な公園・緑地ネットワークと調和した緑化修景を図る。</li> <li>2. 駅前広場については、その地下に駐輪場を整備するとともに、隣接する公園と一体となった緑豊かな空間の形成を図る。</li> <li>3. 公園は、道路交差点角地に整備する。</li> <li>4. 大阪中央環状線沿いに、緑地機能及び歩行者空間として、公共空地を整備する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                    | 建築物等の整備の方針   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. “生活・コミュニティ拠点”にふさわしい駅前地区として魅力ある都市景観を形成するため、周辺環境に調和した建築物等の形態又は意匠の誘導を行う。</li> <li>2. 駅前地区としてのゆとりある空間を確保するとともに建築物の外壁面の後退により公共空間である道路、公園等と一体となった歩行者空間を確保する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 主要な公共施設の配置及び規模     |              | <p>地区幹線道路1号(幅員18メートルから20メートル、延長約270メートル)</p> <p>地区幹線道路2号(幅員18.5メートル、延長約160メートル)</p> <p>駅前広場(面積約3,400平方メートル)</p> <p>公園(面積約1,300平方メートル)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|              |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                               |                                                                                      |         |
|--------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 地区整備計画       | 地区施設の配置及び規模                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                       | その他公共空地（歩行者専用通路） 幅員約 6m、延長約 180m                                                                                                                                                              |                                                                                      |         |
|              | 地区の区分                                                | 区分の名称                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 商業系複合地区                                                                                                                                                                                       | 行政・業務系複合地区                                                                           |         |
|              |                                                      | 細区分の名称                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                               | 業務・健康福祉系複合地区                                                                         | 行政系複合地区 |
|              |                                                      | 区分の面積                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 約 1.7ha                                                                                                                                                                                       | 約 0.8ha                                                                              | 約 1.1ha |
|              | 建築物等の用途の制限                                           | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）別表第 2（わ）項第 2 号、第 3 号に掲げるもの。</p> <p>2. 法別表第 2（に）項第 5 号に掲げるもの。</p> <p>3. 法別表第 2（ほ）項第 2 号に掲げるもの。</p> <p>4. 法別表第 2（へ）項第 2 号、第 5 号に掲げるもの。</p>                                                                         | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 1 階部分を、法別表第 2（わ）項第 2 号、第 3 号の建築物の住戸又は居住室の用途に供するもの。</p> <p>2. 法別表第 2（に）項第 6 号に掲げるもの。</p> <p>3. 法別表第 2（ほ）項第 2 号に掲げるもの。</p> <p>4. 法別表第 2（へ）項第 5 号に掲げるもの。</p> | <p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 階部分を、法別表第 2（わ）項第 2 号、第 3 号の建築物の住戸又は居住室の用途に供するもの。</p> |         |
|              | 建築物の容積率の最高限度                                         | 10 分の 40                                                                                                                                                                                                                                                                              | —                                                                                                                                                                                             | 10 分の 30                                                                             |         |
|              | 建築物の建ぺい率の最高限度                                        | 10 分の 6<br>ただし、耐火建築物にあっては 10 分の 2 を加えた数値とする。                                                                                                                                                                                                                                          | 10 分の 6<br>ただし、耐火建築物にあっては 10 分の 2 を加えた数値とする。                                                                                                                                                  | —                                                                                    |         |
|              | 建築物の敷地面積の最低限度                                        | 5,000 m <sup>2</sup><br>ただし、公益上必要な建築物は、この限りでない。                                                                                                                                                                                                                                       | 1,000 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                          | 5,000 m <sup>2</sup>                                                                 |         |
|              | 壁面の位置の制限                                             | <p>建築物の壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。</p> <p>ただし、地盤面下の部分又は公共の用に供する歩行者デッキ、階段及び歩行に支障のない庇、歩廊の柱その他これらに類するものについては、この限りでない。</p>                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                               |                                                                                      |         |
|              | 建築物等の形態又は意匠の制限                                       | <p>1. 外壁は、周辺の環境に調和した明るい色を基調とする。</p> <p>2. 広告物、看板類は、自己の用途に供するもので、次の要件を満たし、かつ街区に調和したものとする。</p> <p>ア. 表示面積は、建築物の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。</p> <p>イ. 壁面から突出する広告物の突出幅は、1 メートル以内とし、広告物の下端の高さは地上から 3 メートル以上とする。</p> <p>3. 高架水槽等の屋上設備は、ルーバー等で覆い、外部から見えにくい構造とする。</p> <p>4. 配管類はできるだけ露出しないものとする。</p> |                                                                                                                                                                                               |                                                                                      |         |
| かき又はさくの構造の制限 | 壁面の位置の制限をしている区域外において、かき又はさくを設置する場合は、生け垣又は透視可能な構造とする。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                               |                                                                                      |         |

- 平成 2 年 3 月 5 日 決定
- 平成 5 年 8 月 10 日 変更（都市計画法及び建築基準法の改正に伴う記述の変更）
- 平成 8 年 5 月 1 日 変更（新用途指定に伴う記述の変更）
- 平成 9 年 7 月 17 日 変更（行政系複合地区の追加）
- 平成 16 年 12 月 28 日 変更（都市計画区域の広域化に伴う変更）
- 平成 19 年 12 月 20 日 修正（政令市移行に伴う区名の追加）
- 平成 25 年 5 月 13 日 変更（業務・健康福祉系複合地区の追加）
- 平成 30 年 4 月 1 日 修正（建築基準法改正による条項ずれの修正）

●北野田駅前地区地区計画 (修正版) (□: 修正箇所)

|                    |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                |                   | 北野田駅前地区地区計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 位 置                |                   | 堺市東区北野田、南野田、西野、丈六及び草尾地内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 面 積                |                   | 約 2.9ha (うち、再開発等促進区 約 2.9ha)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 地区計画の目標            |                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設建築物と公共施設を一体的・総合的に整備し、合理的かつ健全な土地の高度利用と堺市東南部の地域核として都市機能の更新を図る。</li> <li>2. 土地の高度利用により、商業・業務・文化・住宅・アミューズメント・健康増進施設等の多機能を導入し、良好な複合市街地を形成する。</li> <li>3. 北野田駅前地区の未利用地を活用し、再開発事業計画地区と一体的・総合的な街づくりを推進する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                  |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用に関する基本方針      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共施設の整備に併せて、土地の高度利用を推進する。</li> <li>2. A地区においては、都市計画道路・駅前交通広場・都市計画自転車駐車場等の公共施設を整備するとともに、商業・業務・文化・都市型住宅等を駅前の玄関口に相応しい複合機能を備えた施設建築物を整備する。</li> <li>3. 南地区においては、駅前交通広場に隣接したオープンスペースの整備を行い、複合都市機能の中心となる商業・アミューズメント・健康増進施設を駅前交通広場側に、良好な住環境の保全と創出に配慮した高層住宅2棟を適切に配置し、一体的かつ総合的な施設建築物を整備する。</li> <li>4. 周辺環境・景観の美化に留意しつつ、公共的空間の確保として墓地を移転整備する。</li> <li>5. 駅周辺的美観と安全性を向上させるべく、来街者ならびに地域住民等の歩行者が通行するオープンスペースを、その利便性・アメニティー性を重視しつつ整備するとともに緑化に努める。</li> </ol> |
|                    | 公共施設等の整備の方針       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画道路大美野西野線・駅前交通広場・都市計画自転車駐車場・市民広場・府道泉天津美原線を整備する。</li> <li>2. 歩行者用道路を整備する。</li> <li>3. 地区南側に面する市道西野南野田1号線を拡幅・整備する。</li> <li>4. 地区南側には、都市計画道路大美野西野線と市道西野南野田1号線沿いに幼児公園を整備する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                    | 建築物等の整備の方針        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 駅前に相応しい、魅力ある都市景観に努める。</li> <li>2. 壁面後退を行い、安全で快適な歩行者空間を確保する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                    | 高齢者・障害者等に関する整備の方針 | 多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段については、高齢者や障害者等の利便性・安全性に配慮した、人にやさしい街づくりを推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 主要な公共施設の配置及び規模     |                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民広場 約 1,000 m<sup>2</sup></li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 地区整備計画             | 地区施設の配置及び規模       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地区施設Ⅰ (歩行者専用道路) 幅員 3m、延長約 220m (内、一部 幅員 4m 延長約 37m)</li> <li>2. 地区施設Ⅱ (市道の拡幅) 幅員 6.7m、延長約 59m (内、区域内 幅員約 3m)</li> <li>3. 地区施設Ⅲ (幼児公園) 約 400 m<sup>2</sup></li> <li>4. その他空地 (駐車場出入路) 幅員 7.5m~10m、延長約 160m (内、地下部分 延長約 100m)</li> </ol>                                                                                                                                                                                                          |

|              |                                                           |                                                                                                                       |                                                                                                                                                |                                                                                                                                      |
|--------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地区整備計画       | 地区の区分                                                     | 区分の名称                                                                                                                 | A地区                                                                                                                                            | 南地区                                                                                                                                  |
|              |                                                           | 区分の面積                                                                                                                 | 約 1.3ha                                                                                                                                        | 約 1.6ha                                                                                                                              |
|              | 建築物等に関する事項                                                | 建築物等の用途の制限                                                                                                            | 次に掲げる建築物は建築してはならない。<br>建築基準法別表第2(リ)項第3号に掲げるもの。                                                                                                 | 次に掲げる建築物は建築してはならない。<br>6階以上の部分を住宅または主として居住者の利用に供される集会室その他これらに類するもの以外の用に供するもの。<br>なお、墓地敷地については、通常の管理に必要な事務所、物置その他これらに類する用途以外の用に供するもの。 |
|              |                                                           | 建築物の容積率の最高限度                                                                                                          | 10分の60                                                                                                                                         | 10分の45                                                                                                                               |
|              |                                                           | 建築物の容積率の最低限度                                                                                                          | 10分の30<br>ただし、地下駐車場もしくは公衆便所・巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物はこの限りでない。                                                                                  | ——                                                                                                                                   |
|              |                                                           | 建築物の建ぺい率の最高限度                                                                                                         | 10分の7<br>ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数字とする。                                  | 10分の5                                                                                                                                |
|              |                                                           | 建築物の敷地面積の最低限度                                                                                                         | 1,000㎡<br>ただし、地下駐車場もしくは公衆便所・巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物はこの限りでない。                                                                                  |                                                                                                                                      |
|              |                                                           | 壁面の位置の制限                                                                                                              | 建築物の壁もしくはこれに代わる柱ならびに建築物に付属する門もしくは塀は計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。<br>ただし、地盤面下の部分または公衆の用に供する歩行者デッキ・階段及び歩行者に支障のないひさし、歩廊の柱その他これらに類するものについてはこの限りでない。 | 建築物の壁もしくはこれに代わる柱ならびに建築物に付属する門もしくは塀は計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。<br>ただし、地盤面下の部分はこの限りでない。                                              |
|              |                                                           | 建築物の高さの最高限度                                                                                                           | 70m                                                                                                                                            | 90m                                                                                                                                  |
|              |                                                           | 建築物等の形態又は意匠の制限                                                                                                        | 建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の色彩は周辺環境に配慮した色彩とする。また、屋外広告物については、都市景観に十分に配慮したものとする。                                                                           |                                                                                                                                      |
| かき又はさくの構造の制限 | 門または塀の構造は、フェンスもしくは鉄柵等透視可能なものとし、ブロックまたはこれに類するものは設置してはならない。 | 門または塀の構造は、フェンスもしくは鉄柵等透視可能なものとし、ブロックまたはこれに類するものは設置してはならない。<br>また、大美野西野線から駅前広場への歩行者空間の妨げとなる垣または柵その他これらに類するものは設置してはならない。 |                                                                                                                                                |                                                                                                                                      |

平成7年 1月9日 決定

平成8年 5月1日 変更(新用途指定に伴う記述の変更)

平成16年 12月28日 変更(都市計画区域の広域化に伴う変更)

平成19年 12月20日 修正(建築基準法改正による条項ずれの修正、政令市移行に伴う区名の追加)

平成30年 4月1日 修正(建築基準法改正による条項ずれの修正)

● 築港八幡地区地区計画 (修正版) ( ): 修正箇所

|                    |                   |                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                       |
|--------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                |                   | 築港八幡地区地区計画                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                       |
| 位 置                |                   | 堺市堺区築港八幡町及び匠町地内                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                       |
| 面 積                |                   | 約 39.1ha (うち、再開発等促進区 約 39.1ha)                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                       |
| 地区計画の目標            |                   | 都市再生緊急整備地域「堺臨海地域」を先導する都市再生事業として、海辺の立地特性を生かしつつ、大規模な工場用地の土地利用転換を行うことにより、商業、アミューズメント機能を中心とする都市機能を導入し、良好な複合市街地の形成を図り、地域の雇用創出など都市の活力の再生へとつなげていく。                                                                                                                  |                                                                                                                                       |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用に関する基本方針      | 水際線の開放による親水空間の確保や水辺環境に配慮するとともに、商業、アミューズメント機能を中心とする施設を導入することにより、都市の活力や賑わい、魅力を創出し、良好な都市空間の形成を図る。                                                                                                                                                               |                                                                                                                                       |
|                    | 公共施設等の整備の方針       | 1. 公園については、大和川高規格堤防の整備と連携した緑のネットワークに資するよう、海辺の立地特性を生かし、親水空間との一体的な整備を図る。<br>2. 道路については、地区関連交通及び地区内交通を円滑に処理するとともに歩行者の安全性を確保できるよう適切に配置する。                                                                                                                        |                                                                                                                                       |
|                    | 建築物等の整備の方針        | 当地区における建築物等の整備にあたっては、以下の方針に従い、建築物等の用途及び壁面の位置の制限等を行うことにより、周辺環境と調和した、ゆとりと潤いのある都市環境の形成を図る。<br>1. 海辺の親水空間と調和した都市景観の形成を図る。<br>2. 道路と建築物等の敷地が有機的に調和した都市空間を形成し、安全で快適な歩行者空間や緑化空間等を確保するために壁面の位置を制限する。また、敷地内の緑化に努め、良好な環境形成を図る。<br>3. 駐車場は、地区全体の交通需要を勘案して、適切な配置及び規模とする。 |                                                                                                                                       |
|                    | 高齢者・障害者等に関する整備の方針 | 多数の公衆の利用に供する施設の出入口、通路、階段については、高齢者や障害者等の利便性・安全性に配慮した、人に優しいまちづくりを推進する。                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                       |
| 主要な公共施設の配置及び規模     |                   | 公園 約 16,000 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                       |
| 地区整備計画             | 地区施設の配置及び規模       | 区画道路 1号 (幅員 14m、延長約 550m)<br>区画道路 2号 (幅員 14m、延長約 280m)<br>区画道路 3号 (幅員 14m、延長約 140m)                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                       |
|                    | 地区の区分             | 地区の名称                                                                                                                                                                                                                                                        | 商業アミューズメント地区                                                                                                                          |
|                    |                   | 地区の面積                                                                                                                                                                                                                                                        | 約 29.7ha                                                                                                                              |
|                    | 建築物等に関する事項        | 建築物等の用途の制限                                                                                                                                                                                                                                                   | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>建築基準法別表第 2 (ぬ) 項第 1号、第 3号、第 4号に掲げるもの。                                                                         |
|                    |                   | 壁面の位置の制限                                                                                                                                                                                                                                                     | 建築物の外壁又はこれに代わる柱ならびに門又は塀の位置は計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。<br>ただし、地盤面下の部分又は公衆の用に供する歩行者デッキ、階段及び歩行者に支障のないひさし、歩廊の柱その他これらに類するものについてはこの限りでない。 |
|                    |                   | 建築物等の形態又は意匠の制限                                                                                                                                                                                                                                               | 建築物等は、良好な都市環境の形成に資する形態、意匠とする。                                                                                                         |

平成 16 年 2 月 17 日 決定

平成 16 年 12 月 28 日 変更 (都市計画区域の広域化に伴う変更)

平成 19 年 12 月 20 日 変更 (政令市移行に伴う区名の追加)

平成 20 年 11 月 27 日 修正 (町名変更に伴う修正)

平成 30 年 4 月 1 日 修正 (建築基準法改正による条項ずれの修正)



●鉄砲町地区地区計画 (修正版) ( : 修正箇所)

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                 | 鉄砲町地区地区計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 位置                 | 堺市堺区鉄砲町及び南島町1丁地内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 面積                 | 約10.3ha (うち、開発整備促進区 約10.3ha)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 地区計画の目標            | <p>本地区は、堺市都市計画マスタープランにおいて住商複合地域、また南海本線七瀬駅周辺を駅前拠点としての地域生活中心地に位置づけられ、交通や生活環境など、周辺環境や都市基盤の状況等ももとより、地域性を活かした緑空間の確保などに配慮しつつ、駅前周辺に魅力ある土地利用を図ることが期待されている。また地元住民からは、災害時大型商業施設が一時的な避難地として機能し、備蓄されている食料等の生活用品が提供されるなど、地域の防災活動を支援していくことも期待されている。</p> <p>南部大阪府都市計画区域マスタープラン(大阪府決定)及び堺市都市計画マスタープランなどの上位計画での位置づけ、ならびに本地区に期待される役割を踏まえ、地域の生活利便性の向上、地域との共生をめざした開発を進めることを目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>鉄砲町の大規模な工場用地の土地利用転換を行うことにより、地域の生活交流拠点にふさわしい都市機能の導入を図る。</li> <li>現存する赤煉瓦建築は、大阪ミュージアム構想にも登録された貴重な歴史的産業遺産であり、その保存が地域住民や建築専門家から強く望まれている。このため耐震補強による安全性を確保した上で、その保存と一般開放を行い、地域住民ももとより広く市民のコミュニティ、生涯学習等の活動の場として活用する。さらに赤煉瓦建築と一体となった広場・緑地を整備し、地域に開かれ、親しまれる開発を推進する。</li> <li>「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物や道路、広場・緑地、駐車場などのインフラのユニバーサルデザインを図り、高齢者や身体の不自由な方々などを含むすべての人々が快適に安心して訪れることのできる開発を進める。また緊急時(災害時等)への対応として、建築物の耐震化はもとより、津波に対しても人々が安全に一時的に避難することのできる、安全・安心な開発を推進する。</li> <li>CO2削減効果のある建築設備の導入や緑地の積極的な確保など、環境問題と積極的に取り組むことにより、環境を大切に開発を推進する。</li> <li>本地区を含む周辺地域は、工場と住宅が併立する土地利用を形成しているが、一方で大和川という自然的な環境空間に近接している。このため開発にあたっては、地域の生活環境の向上に貢献すべく、緑地の確保、沿道・敷地境界での樹木の列植など緑見にも配慮し、自然が感じられる景観形成を図る。</li> </ol> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用に関する基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>国道26号、市道三宝高須線に面し、かつ南海本線七瀬駅に近接する貴重な土地であることを活かし、地域の生活利便性を高める大型商業施設の立地により、賑わいや魅力を創出する生活交流拠点を形成する。さらに地域の環境、景観との調和に配慮し、緑化やオープンスペースの確保など良質な環境空間の創出を図る。</p> <p>また災害時等に周辺地域の避難活動の支援拠点としての役割を担えるよう、国道26号、市道三宝高須線からのアクセス性にも配慮して建築物、広場・緑地、地区内道路・通路を配置する。</p>                                                                                                                              |
|                    | 公共施設等の整備の方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>1. 土地利用転換に伴って発生する開発関連自動車交通を適切に処理するため、開発地に隣接する国道26号、市道三宝高須線、市道築港南島線及び市道南島3号線の車線増強、道路改良を行う。また平常時及び災害時における歩行者等の安全を確保するため、国道26号及び市道三宝高須線の歩道加幅・改良を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                           |
|                    | 建築物等の整備の方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>1. 大型商業施設は、省エネ、省資源、省CO2など環境に配慮したエコスタとしての整備を図る。さらに周辺地域の生活環境に配慮しつつ、駅前地区として魅力ある都市環境を形成するため、生活交流拠点にふさわしい建物用途への誘導及び制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠、建築物の緑化率の最低限度およびかき又はさくの構造についての制限を行う。</p> <p>なお当該施設は、災害時には地域の避難活動を支援する拠点施設としての役割を担うため、堺市津波警戒マップ(暫定版)に基づき施設の2階以上は標高6.8m以上とし、また耐震性を確保するなど、防火・防災性の高い建築とする。</p>                                                         |
|                    | 高齢者・障がい者等に関する整備の方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>多数の公衆の利用に供する施設であることから、建築物(出入口、通路、階段等)や道路、広場・緑地、駐車場などについては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や身体障がい者等の安全性・利便性に配慮したものとするなど、人に優しい開発を推進する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 開発整備促進区            | 面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 約10.3ha                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                    | 土地利用の基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>地域住民の生活の利便性の向上を図る商業、文化・アミューズメント機能を中心とする複合的な施設を導入することにより、地域の活力や賑わい、魅力を創出する。</li> <li>南部大阪府都市計画区域マスタープランで設定されている緑被率20%以上を確保するため、緑豊かなオープンスペースや緑地を整備し、良質な環境空間の確保に努める。</li> <li>なお大型商業施設、広場・緑地や駐車場用地は、災害時には避難活動の支援の空間(一時的な避難地)としても活用し、地域の防災性の向上にも貢献する。</li> <li>地区に残された赤煉瓦建築を保存し、地域への貢献として、地域住民を含む一般市民のコミュニティ、あるいは市民活動などの場としての活用を図る。</li> </ol> |
|                    | 主要な公共施設の配置及び規模                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>公共空地1(国道26号東側の幅、市道三宝高須線の幅、面積約2,840㎡)</p> <p>公共空地2(国道26号西側の幅、市道築港南島線の幅、面積約850㎡)</p> <p>公共空地3(市道南島3号線の幅、面積約170㎡)</p>                                                                                                                                                                                                                                                             |

|        |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模                             | 地区施設1（地区内道路）幅員13～31m、延長約70m<br>地区施設2（地区内道路）幅員13～22m、延長約50m<br>地区施設3（自動車専用通路）幅員4.8～6.4m、延長約175m<br>地区施設4（広場）面積約4,100㎡<br>地区施設5（緑道）幅員12.5～40m、延長約245m<br>地区施設6（緑道）幅員10m、延長約250m                                                                                        |
|        | 建築物等の用途の制限                              | 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>1. 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（イ）項第5号に掲げるもの<br>2. 法別表第2（ニ）項第5号に掲げるもの<br>3. 法別表第2（ホ）項第2号に掲げるもの<br>4. 法別表第2（ヘ）項第5号に掲げるもの<br>5. 法別表第2（ぬ）項に掲げるもの（ただし自動車用品販売施設に併設する自動車修理工場を除く）<br>6. 建築基準法第51条に記載されている建物用途                               |
|        | 建築物の敷地面積の最低限度                           | 5,000㎡                                                                                                                                                                                                                                                               |
|        | 壁面の位置の制限                                | 建築物の外壁又はこれに代わる柱ならびに建築物に付属する門もしくは塀の位置は計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならないものとし、歩行者に対する快適な空間形成に努める。このため国道26号、市道三宝高須線に面する敷地では幅3メートルの緑地を確保し、景観に配慮した緑化に努める。特に国道26号沿道については「みどりの風促進区域」の指定を踏まえた植栽等を図る。<br>ただし、地盤面下の部分又は公衆の用に供する歩行者デッキ、階段及び歩行者に支障のないひさし、歩廊の柱その他これらに類するものについてはこの限りではない。 |
|        | 建築物等の高さの最低限度                            | 40m（建築基準法施行令第2条第1項第6号口に規定する階段室、昇降機塔等を含む）                                                                                                                                                                                                                             |
|        | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限                    | 建築物等は、良好な都市環境の形成に資する形態、意匠とする。このため、建築物の外壁もしくはこれに代わる柱、屋外広告物その他これらに類するもので屋外から望見できる部分は、周辺環境に配慮した色調及びデザインとする。                                                                                                                                                             |
|        | 建築物等の緑化率の最低限度                           | 100分の15                                                                                                                                                                                                                                                              |
|        | かき又はさくの構造の制限                            | 門または塀の構造は、沿道の歩行者からの目線に配慮し、生垣又は透視可能な構造とする。                                                                                                                                                                                                                            |
|        | 劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途のうち当該区域において誘導すべき用途 | 店舗、飲食店、展示場、遊技場（マージャン屋、パチンコ屋は除く）で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。ただし、大規模小売店舗立地法第2条に規定する店舗面積の合計が38,000㎡を超えるものまたは店舗に併設する施設の面積の合計が7,600㎡を超えるもの（いずれも駐車場、通路、バックヤード等を含まない）を除く。（各々の面積は、地区計画（開発整備促進区）の区域内の合計による）                                                             |
|        | 誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域     | 計画図表示のとおり                                                                                                                                                                                                                                                            |

平成25年8月19日 決定

平成30年4月1日 修正（建築基準法改正による条項ずれの修正）



堺市公告第224号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第61条第3項の規定に基づき、中心市街地整備推進機構の住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

| 届出に係る<br>中心市街地<br>整備推進機構<br>に係る事項 |             | 変更前                | 変更後                |
|-----------------------------------|-------------|--------------------|--------------------|
|                                   | 指定年月日       | 平成25年3月14日         |                    |
|                                   | 名称          | 堺市住宅供給公社           |                    |
|                                   | 住所          | 堺市堺区中瓦町<br>2丁3番24号 | 堺市堺区中瓦町<br>1丁4番21号 |
|                                   | 事務所の<br>所在地 | 上記住所に同じ            | 上記住所に同じ            |

堺市公告第225号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき建築協定加入書の提出があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、下記建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

- 1 建築協定の名称 堺市南区茶山台三丁東地区建築協定
- 2 加入地番 堺市南区茶山台3丁37番16
- 3 加入日 平成30年3月14日
- 4 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局 開発調整部 建築安全課

堺市公告第226号

次のとおり公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により公告する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称  | 位 置            |
|----|------|----------------|
| 1  | 大仙公園 | 堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁地内 |

2 区 域

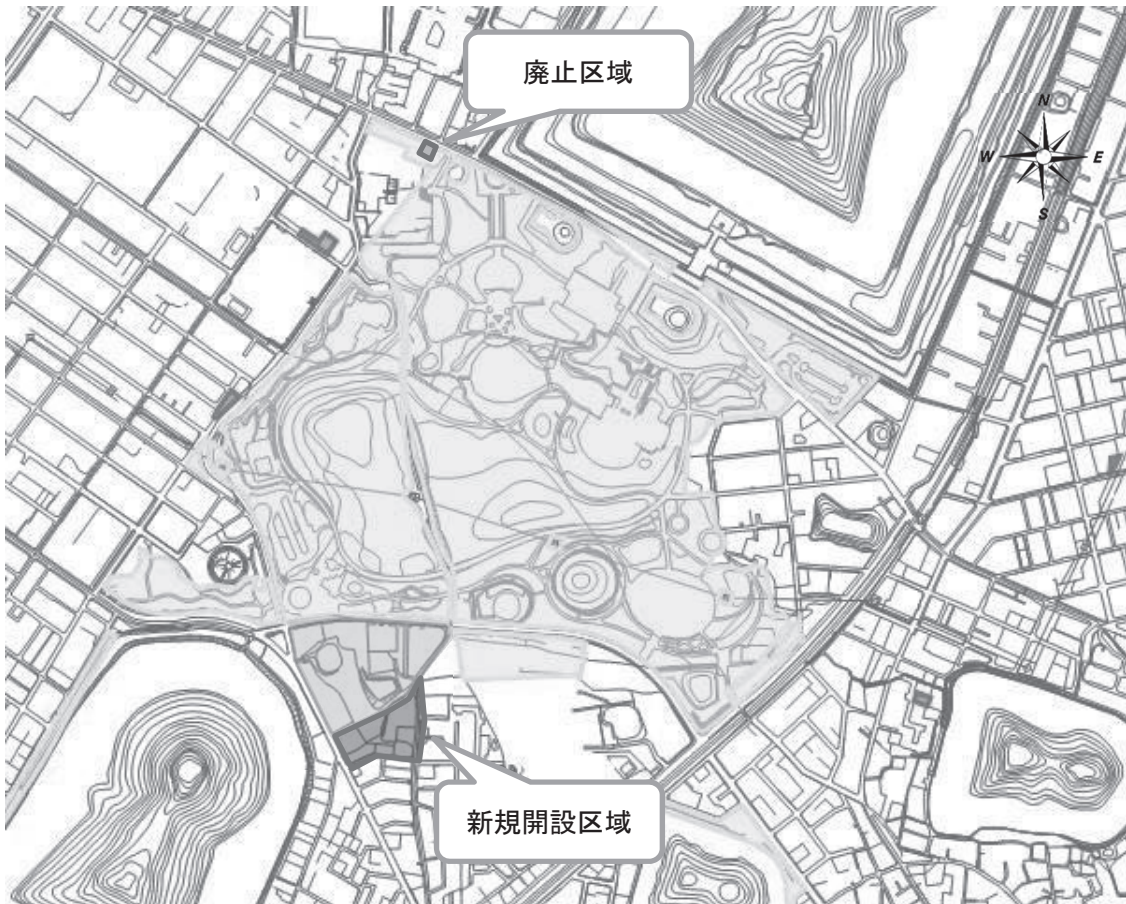
別紙のとおり

なお、詳細については、公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

平成30年3月30日

位置図



## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第3号

### 堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「業務係」を「業務係 債権管理係」に、「施設第二係 設備管理係」を「施設第二係」に改める。

第7条上下水道局経営企画室の分掌事務を定める部分中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号の次に次の2号を加える。

(14) お客さまの声の活用の総括に関する事。

(15) コールセンターの運営及び総括に関する事。

第7条上下水道局総務部営業課の分掌事務を定める部分第1号から第4号までを削り、同課サービス推進係の分掌事務を定める部分第1号中「及びコールセンターに係る業務の委託の総合調整」を「の委託の総括」に改め、同課業務係の分掌事務を定める部分第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 水道及び公共下水道の使用の開始、休止等に関する事（給排水設備課の所管に属するものを除く。）。

(2) 料金算定の特例の適用（住居専用建物等に係る戸数認定を含む。）に関する事。

第7条上下水道局総務部営業課業務係の分掌事務を定める部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同部分の次に次のように加える。

#### 債権管理係

(1) 水道料金及び下水道使用料の徴収、滞納整理その他債権管理に関する事。

(2) 水道料金及び下水道使用料の口座振替の処理及び過誤納金に関する事。

(3) 水道料金の滞納に係る給水停止等に関する事。

(4) 水道料金の法的措置及び下水道使用料の滞納処分に関する事。

第7条上下水道局水道部水運用管理課水運用係の分掌事務を定める部分中第3号を第4

号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所管の水道施設（設備係の所管に属するものを除く。）の維持管理に関すること。

第7条上下水道局水道部水運用管理課施設係の分掌事務を定める部分第3号を削り、同課設備係の分掌事務を定める部分中「水道施設」を「所管の水道施設」に改め、同局下水道部下水道施設課設備管理係の分掌事務を定める部分を削る。

第9条第1項の表中「保全第三係」を「保全第三係  
設備管理係」に改め、同条第2項下水道サービスセンター保全第三係の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

設備管理係

- (1) マンホールポンプの維持管理に関すること。  
(2) 調整池の機械・電気設備の維持管理に関すること。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第4号

#### 堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局決裁規程（昭和43年水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「担当部長」の次に「及び担当課長」を加え、「部長と」を「担当部長は部長と、担当課長は課長とそれぞれ」に改める。

別表第1項第1号中「国内旅行を除く。）」の次に「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認」を加え、同項第2号中「海外出張を除く。）」の次に「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認」を加え、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「(管理者が指定する場所において行うものに限る。）」を「並びに骨髄バンク事業におけるドナー登録の申出」に改め、「(新規を除く。）」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号を第8号とし、第10号から第59号までを1号ずつ繰り上げ、同表第2項第1号中

「海外出張を除く。）」の次に「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認」を加え、同項第4号中「(管理者が指定する場所において行うものに限る。）」を「並びに骨髄バンク事業におけるドナー登録の申出」に改め、「(新規を除く。）」を削り、同表第3項第1号中「局次長専決事項」の次に「各部長共通専決事項」を加え、同項第21号を削り、同項中第22号を第21号とし、第23号から第33号までを1号ずつ繰り上げ、同表第7項第1号中「を除く。）」の次に「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認」を加え、同項第3号中「(管理者が指定する場所において行うものに限る。）」を「並びに骨髄バンク事業におけるドナー登録の申出」に改め、同表第10項第11号を削り、同項第12号中「中間申告」の次に「及び確定申告」を加え、同号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を同項第13号とする。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第5号

#### 堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公印規程（平成5年水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表総務事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄中「給与所得者に係る異動届出書」を「職員の児童手当に関する通知書（総務課の所管に属するものに限る。）、職員の給与支払報告又は特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に改め、同表給排水設備課事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄中「、排水設備等新設・改築・増設計画検査済証」及び「、工事検査合格証」を削り、「浄化槽雨水転用補助金に関する通知書、」を「下水道使用料に係る」に、「認定等」を「認定、調定、収納及び更正」に改め、同表下水道部事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄中「道路・河川、公有水面・法定外公共物・港湾施設・公有財産・海岸保全区域の占用（使用）許可申請書、道路等の継続占用（使用）許可申請書、道路使用許可申請書」を「道路、河川、公有水面、法定外公共物、港湾施設、公有財産又は海岸保全区域の占用若しくは使用に係る許可申請書」に改め、同表下水道サービスセンター事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分



の欄中「軽易な道路等の掘削、占用又は使用に係る許可申請書」を「道路の掘削許可申請書、道路、河川、公有水面、法定外公共物、港湾施設、公有財産又は海岸保全区域の占用若しくは使用に係る許可申請書、道路工事届出書、道路復旧工事施行指示書、行為の許可書、計画変更書、改善命令書、施工承認に関する文書、工事着手届書、しゅん工届書、地下埋設物等移転依頼書」に改め、「請求に関する文書」の次に「、埋蔵文化財に関する文書、従事者証明書、監督員通知書」を加え、「及びその他」を「その他」に、「中間前金払に係る認定調書、行政財産目的外使用許可書（各課長専決事項で処理できるものに限る。）」を「行政財産目的外使用許可書（各課長専決事項で処理できるものに限る。）、中間前金払に係る認定調書」に改め、同表下水道水質管理課事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄中「通知書」の次に「、道路使用許可申請書、占用許可書、法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交付の請求に関する文書、消防法に基づく届出書及び報告書、通行禁止道路通行許可申請書」を加える。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

堺市上下水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第6号

堺市上下水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局安全衛生委員会規程（昭和59年水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の項所管の欄中「（設備管理係を除く。）」を削り、同表下水道部出先の項所管の欄中「下水道施設課（設備管理係に限る。）」を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

## 堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

## 堺市上下水道局管理規程第7号

## 堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局会計規程（平成19年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「明りょう」を「明瞭」に改める。

第5条第2項中「企業出納員となるべき者及びその委任事務を別表のとおり定める」を「上下水道事業管理者（第8条を除き、以下「管理者」という。）の権限に属する出納その他の会計事務のうち、別表に掲げるものについては企業出納員に委任する」に改め、同条第3項中「、別に上下水道事業管理者（第8条及び第24条を除き、以下「管理者」という。）が指定する場合を除き」を削り、「主管部長は、」を「当該企業出納員の属する部の長が」に改める。

第6条第2項中「職員は（課長を除く。）」を「職員（課長を除く。）は」に改め、同条第3項中「以下」の次に「これらを」を加え、「取扱い」を「出納」に改める。

第7条第1項中「事業所」を「組織」に、「当該」を「、当該」に改める。

第10条中「発行し」の次に「、当該伝票について、経理課長の合議を受け」を加える。

第11条を次のように改める。

（会計伝票の種類）

第11条 前条の規定により発行する会計伝票の種類は、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 現金収納の取引 収入伝票（第1号様式）
- (2) 現金支払の取引 支出伝票（第2号様式）
- (3) 前2号に規定する取引以外の取引 振替伝票（第3号様式）

第12条第4号を削る。

第13条の見出し中「等」を削り、同条中「会計伝票を」を削り、「伝票番号」を「会計伝票に一連の番号」に改める。

第14条中「取引に関する証拠となるべき書類とともに保管」を「保管し、」に改める。

第15条第2項中「、局の会計事務の全部又は一部について」を削り、「当該」を「前項に規定する」に改める。

第16条中「明りょう」を「明瞭」に改める。

第19条第2項中「の基本区分」を「に規定する勘定区分」に改める。

第22条第2項中「それぞれ次のとおり定める」を「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする」に、「所管部長」を「総務部長」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 出納員及び分任出納員 釣銭用及び小口支払資金用の金額として当該企業出納員の



属する部の長が定める額

(2) 現金取扱員 分任出納員から預かり受けた釣銭用の金額及び1日分の集金額

第23条中「管理者の決裁を経て」を「管理者が必要と認めるときは、」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第1項中「現在額」を「残高」に改め、同条第2項中「現金については」を「現金にあっては、」に、「及び収納日報（第8号様式）と、また」を「と収納日報（第8号様式）とを」に、「受払については」を「受払にあっては、」に、「及び手許現金出納簿（第10号様式）と」を「と手許現金出納簿（第10号様式）とを」に、「所管部長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「経理課長に報告し、かつ、」を削る。

第27条第2項中「各事項」を「各号に掲げる事項」に改める。

第29条中「収入調定後」を「収入の調定後」に、「更正した」を「更正する」に改める。

第35条を次のように改める。

（口座振替の方法による収入の納付）

第35条 令第21条の2の規定に基づき、納付義務者が口座振替の方法により収入の納付をする場合は、管理者が別に定めるところにより処理しなければならない。

第40条第1項中「不渡」を「不渡り」に改める。

第41条第1項後段を削る。

第42条中「主管課長」を「部（経営企画室を含む。）の長（以下「主管部長」という。）」に改め、「収入の」を削り、「により管理者の決裁を受け」を「を作成し」に改める。

第43条第1項中「あらかじめ管理者の決裁」を「経理課長の合議」に改め、同条第2項中「管理者の決裁」を「経理課長の合議」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に定める事項については、経理課長が指定する者の合議とする。

(1) 給与その他の給付(外国旅行を除く。)及び賃金の支出に関すること。

(2) 随意契約によることができる契約に関する規程(平成16年上下水道局管理規程第22号)に基づき締結した契約に係る支出及び単価契約に基づく支出であって、その支出金額が同規程別表に定める予定価格の範囲内であるものに関すること。

(3) 法定福利費、光熱水費、電信電話料、後納郵便料、市債の元利償還金及び過誤納還付金の支出に関すること。

第43条第3項及び第4項を削る。

第44条の見出し中「作成要件」を「発行」に改め、同条第1項中「作成」を「発行」に改める。

第47条第2項中「ため」を「ために」に、「持参人払式」を「、持参人払式」に改め、同条第3項を削る。

第48条第2項中「旨」を「旨を」に改める。

第50条第1項ただし書を削り、同条第2項中「補助職員」を「者」に改める。

第52条中「債権者から届出のあった口座振替依頼書により」を削る。

第53条第3号中「火災保険料」を「保険料」に改める。

第54条第2項中「所定の時期に」を削る。

第57条第2項中「とき」を「場合又は前項の規定により処理することが困難な場合」に改める。

第60条に次の1号を加える。

(5) 研修及び講習に要する経費

第64条ただし書中「証券類の種類によっては」を「管理者が必要と認める場合は、」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めるもの

第65条第2項中「有価証券預り書下欄」を「有価証券預り書の下欄」に改める。

第67条第1号を次のように改める。

(1) 量水器（一般需要者に対する供給水量の検量の用に供する水道メーターをいう。以下同じ。）

第68条第1項中「常時」を削り、同条第2項を削る。

第69条を次のように改める。

（伝票の種類及び用途）

第69条 貯蔵品の管理をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める伝票を発行しなければならない。

(1) たな卸資産を受け入れた場合 入庫伝票（第21号様式）

(2) たな卸資産を払い出した場合 出庫伝票（第22号様式）

(3) たな卸資産の保管場所を変更した場合 保管転換伝票（第23号様式）

第70条第1項中「4箇月」を「4か月」に改め、同条第3項中「（ただし、量水器については営業課長とする。第74条及び第77条において同じ。）」を削る。

第73条を次のように改める。

（たな卸資産の受払価額）

第73条 たな卸資産の受入価額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 購入品 購入に要した費用

(2) 前号に定めるもののほか、受け入れる必要があるもの 別に定める額

2 たな卸資産の払出価額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 量水器 移動平均法により算定した価額

(2) 前号に定めるもののほか、払い出す必要があるもの 別に定める額

第74条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第75条第1項中「を必要」を「の保管替えを受けよう」に改め、同条第2項中「保管転換要求伝票」を「前項の保管転換要求伝票」に改める。

第76条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第79条後段を削る。

第80条第2項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第82条第2項中「(ただし、量水器については総務部長とする。)」を削る。

第83条第2項中「前項の報告に含めて管理者の決裁を経た後」を「管理者に報告するとともに」に改める。

第84条中「たな卸資産」を「次の各号に掲げるたな卸資産」に、「次のとおりとする」を「それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同条第1号中「若しくは1回又は」を「又は1回若しくは」に改める。

第86条中「及び備品交付書兼整理票(第31号様式)」を削る。

第88条第1項中「第31号様式の2」を「第31号様式」に改め、同条第1号中「、その他」を「その他」に改める。

第95条第1号キ中「取得価額」を「取得価格が」に改める。

第96条第3項中「課に」を「主管課に」に改め、同条第4項中「課長に」を「主管課長に」に改める。

第99条第1項中「上下水道局」を「局」に改め、同条第4項中「要綱で」を削る。

第100条第3項中「、第1項の規定に基づき作成した固定資産取得報告書を保管するとともに」を削る。

第103条の2の見出しを「(固定資産の処分報告等)」に改め、同条第1項中「のいずれかに該当するときは」を「に掲げるいずれかの事項に該当するときは、それぞれ当該各号に定める様式等により」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 固定資産を処分したとき 固定資産処分報告書(第35号様式)
- (2) 固定資産の保管換えをしたとき 固定資産保管換報告書(第36号様式)
- (3) 前2号に掲げる事由のほか、固定資産台帳の記載事項に異動が生じたとき 固定資産異動報告書

第103条の2第3項中「掲げる」の次に「様式等で」を加える。

第104条を次のように改める。

(取得価額)

第104条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 購入によるもの 購入に要した価額
- (2) 建設改良工事又は製作によって取得した固定資産 当該建設改良工事又は製作に要した直接費及び間接費の合計額
- (3) 固定資産に増設又は改良を施したもの 帳簿価額から撤去部分の価額を控除した額に増設又は改良に要した経費を加えた価額
- (4) 他の地方公共団体と共有する固定資産 持分の価額
- (5) 交換に係るもの 交換のため提供した固定資産の価額に交換差金を加算し、又は控除した価額
- (6) 無形固定資産 取得価額
- (7) 無償譲受けその他前各号に該当しないもの 適正な見積価額

第106条中「当該」を「適当な」に改める。

第109条中「次に掲げるもの」を「量水器」に改め、同条第1号を削る。

第110条第2項を次のように改める。

2 減価償却の記帳方法は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 有形固定資産 間接法

(2) 無形固定資産 直接法

第112条の2第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第114条第2項中「予算編成方針の」を「前項の規定による予算編成方針の」に改める。

第115条中「所管部長」を「主管部長」に改める。

第119条中「前4条」を「第115条から第118条まで」に改める。

第120条第3項中「主管課において」を「主管課長は、」に、「あらかじめ経理課長に合議のうえ、管理者の決裁」を「経理課長の合議」に、「第43条第4項」を「第43条第2項」に改める。

第121条中「予算実施計画を定める」を削り、「に合議のうえ、管理者の決裁」を「の合議」に改める。

第122条第1項中「に合議のうえ管理者の決裁」を「の合議」に改め、同条第2項中「弾力条項」を「規定により法第24条第3項の規定」に改め、同条第3項中「に準じて管理者の決裁を受けなければならない」を「を準用する」に改める。

第123条第1項中「に合議のうえ、管理者の決裁」を「の合議」に改め、同条第2項を削る。

第124条第2項及び第125条第2項中「、管理者の決裁を受け」を削る。

第126条第1項中「、管理者の決裁を受け」を削り、同条第2項中「月次試算表及び資金予算表」を「合計残高試算表、資金予算表その他毎月の計理の状況を明らかにする書類」に改める。

第129条第5号を次のように改める。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項

第130条を次のように改める。

第130条 削除

第131条第1項中「締切り」を「締め切り」に、「作成して5月25日までに管理者の決裁を経」を「作成し」に改める。

第31号様式を削り、第31号様式の2を第31号様式とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第86条及び第88条の改正規定については、平成30年4月1日から施行する。

堺市上下水道局公有財産規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第8号

### 堺市上下水道局公有財産規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公有財産規程（平成25年上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 処分（第33条―第41条）」を 「第4章 処分（第33条―第41条）」に  
第5章 補則（第42条）」に  
改める。

第6条第2項中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第19条及び第20条第2項中「競争入札」の次に「又は公募」を加える。

第23条第2項中「、競争入札による場合を除き」を削り、同項ただし書中「これ」を「競争入札、公募その他これ」に、「とき」を「場合の貸付料について」に、「その都度」を「別に」に改める。

第26条中「納入期限後20日以内に、督促状を発する日から起算して10日以内の期限を付して」を「原則として納期限経過後30日以内に」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による督促に指定する期限は、法令に定めのあるもののほか、督促を発する日から起算して10日を経過する日とする。
- 3 第1項の規定による督促は、原則として書面により行うものとする。

第32条中「第4項又は」を「第4項までの規定及び」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第24条中「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは」とあるのは、「地方自治法第238条の4第2項から第4項までの規定及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定により貸し付け、又は私権を設定することができる範囲内において」と読み替えるものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 補則

（委任）

第42条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、平成30年4月1日

から施行する。

## 選挙管理委員会公表

### 堺市選挙管理委員会公表第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成29年9月24日執行の堺市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年3月30日

堺市選挙管理委員会  
委員長 大橋 金剛

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年9月24日執行 堺市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の制限額（法定選挙運動費用額）  
19,370,600円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

|       |       |      |     |                                                             |
|-------|-------|------|-----|-------------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 竹山 修身 | 所属党派 | 無所属 | 平成 29 年 6 月 27 日 から<br>期<br>間 平成 29 年 10 月 4 日 まで<br>第 1 回分 |
| 出納責任者 | 阪本 圭  |      |     |                                                             |

| 収 入               |       |            | 支 出   |                   |
|-------------------|-------|------------|-------|-------------------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 |       | 円                 |
| 自由民主党本部           |       | 2,000,000  | 人件費   | 765,000           |
| 民進党大阪府総支部連合会      |       | 1,000,000  | 家屋費   | 選挙事務所費<br>682,150 |
| 竹山おさみ連合後援会        |       | 280,000    | 集合会場費 | 188,300           |
|                   |       |            | 通信費   |                   |
|                   |       |            | 交通費   |                   |
|                   |       |            | 印刷費   | 1,907,888         |
|                   |       |            | 広告費   | 1,485,561         |
|                   |       |            | 文具費   | 5,885             |
|                   |       |            | 食糧費   | 321,688           |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費   |                   |
| その他の収入            |       | 2,284,869  | 雑費    | 208,397           |
| 今回計               |       | 5,564,869  | 今回計   | 5,564,869         |
| 前回計               |       |            | 前回計   |                   |
| 総 計               |       | 5,564,869  | 総 計   | 5,564,869         |

|              | 項 目     | 金額         |
|--------------|---------|------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 448,000円   |
|              | ポスターの作成 | 1,062,232円 |
|              | 計       | 1,510,232円 |

|          |            |          |
|----------|------------|----------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年10月6日 | 第 1 回報告分 |
|----------|------------|----------|

|       |       |      |     |                                                             |
|-------|-------|------|-----|-------------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 竹山 修身 | 所属党派 | 無所属 | 平成 29 年 6 月 27 日 から<br>期<br>間 平成 29 年 11 月 9 日 まで<br>第 2 回分 |
| 出納責任者 | 阪本 圭  |      |     |                                                             |

| 収 入               |       |            | 支 出   |                   |
|-------------------|-------|------------|-------|-------------------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 |       | 円                 |
|                   |       |            | 人件費   |                   |
|                   |       |            | 家屋費   | 選挙事務所費<br>361,600 |
|                   |       |            | 集合会場費 | 4,000             |
|                   |       |            | 通信費   | 421,899           |
|                   |       |            | 交通費   |                   |
|                   |       |            | 印刷費   |                   |
|                   |       |            | 広告費   | 160,380           |
|                   |       |            | 文具費   |                   |
|                   |       |            | 食糧費   |                   |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費   |                   |
| その他の収入            |       | 948,419    | 雑費    | 540               |
| 今回計               |       | 948,419    | 今回計   | 948,419           |
| 前回計               |       | 5,564,869  | 前回計   | 5,564,869         |
| 総 計               |       | 6,513,288  | 総 計   | 6,513,288         |

|          |             |          |
|----------|-------------|----------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年11月16日 | 第 2 回報告分 |
|----------|-------------|----------|

|       |       |      |        |                                                             |
|-------|-------|------|--------|-------------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 永藤 英機 | 所属党派 | 大阪維新の会 | 平成 29 年 7 月 27 日 から<br>期<br>間 平成 29 年 10 月 5 日 まで<br>第 1 回分 |
| 出納責任者 | 松井 恵子 |      |        |                                                             |

|                   |       |            |        |           |
|-------------------|-------|------------|--------|-----------|
| 収 入               |       |            | 支 出    |           |
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 | 人件費    | 円         |
| 永藤英機後援会           |       | 3,000,000  | 家屋費    | 490,000   |
| 大阪維新の会            |       | 435,600    | 選挙事務所費 | 435,600   |
|                   |       |            | 集会会場費  | 183,100   |
|                   |       |            | 通信費    | 20,888    |
|                   |       |            | 交通費    | 49,120    |
|                   |       |            | 印刷費    | 1,650,680 |
|                   |       |            | 広告費    | 971,838   |
|                   |       |            | 文具費    | 3,002     |
|                   |       |            | 食糧費    |           |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費    |           |
| その他の収入            |       |            | 雑費     | 484,563   |
| 今回計               |       | 3,435,600  | 今回計    | 4,288,791 |
| 前回計               |       |            | 前回計    |           |
| 総 計               |       | 3,435,600  | 総 計    | 4,288,791 |

|              | 項 目     | 金額         |
|--------------|---------|------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 476,000円   |
|              | ポスターの作成 | 1,174,680円 |
|              | 計       | 1,650,680円 |

|          |            |          |
|----------|------------|----------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年10月6日 | 第 1 回報告分 |
|----------|------------|----------|

|       |       |      |        |                                                              |
|-------|-------|------|--------|--------------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 永藤 英機 | 所属党派 | 大阪維新の会 | 平成 29 年 7 月 27 日 から<br>期<br>間 平成 29 年 10 月 27 日 まで<br>第 2 回分 |
| 出納責任者 | 松井 恵子 |      |        |                                                              |

|                   |       |            |        |           |
|-------------------|-------|------------|--------|-----------|
| 収 入               |       |            | 支 出    |           |
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 | 人件費    | 円         |
|                   |       |            | 家屋費    |           |
|                   |       |            | 選挙事務所費 |           |
|                   |       |            | 集会会場費  | 101,861   |
|                   |       |            | 通信費    |           |
|                   |       |            | 交通費    |           |
|                   |       |            | 印刷費    |           |
|                   |       |            | 広告費    | 415,800   |
|                   |       |            | 文具費    |           |
|                   |       |            | 食糧費    |           |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費    |           |
| その他の収入            |       |            | 雑費     | 125,524   |
| 今回計               |       | 0          | 今回計    | 643,185   |
| 前回計               |       | 3,435,600  | 前回計    | 4,288,791 |
| 総 計               |       | 3,435,600  | 総 計    | 4,931,976 |

|          |            |          |
|----------|------------|----------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年11月2日 | 第 2 回報告分 |
|----------|------------|----------|





堺市選挙管理委員会公表第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成29年9月24日執行の堺市議会議員西区選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年3月30日

堺市選挙管理委員会  
委員長 大橋 金剛

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年9月24日執行 堺市議会議員西区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の制限額（法定選挙運動費用額）  
5,816,000円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

|       |       |      |     |                                             |
|-------|-------|------|-----|---------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 池側 昌男 | 所属党派 | 無所属 | 平成29年8月20日から<br>期<br>間 平成29年9月29日まで<br>第1回分 |
| 出納責任者 | 池側 英子 |      |     |                                             |

| 収 入               |       |            | 支 出    |           |
|-------------------|-------|------------|--------|-----------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 |        | 円         |
| 自由民主党大阪府支部連合会     |       | 200,000    | 人件費    | 405,000   |
|                   |       |            | 家屋費    | 248,000   |
|                   |       |            | 選挙事務所費 |           |
|                   |       |            | 集合会場費  |           |
|                   |       |            | 通信費    | 404,180   |
|                   |       |            | 交通費    |           |
|                   |       |            | 印刷費    | 779,114   |
|                   |       |            | 広告費    | 118,800   |
|                   |       |            | 文具費    | 15,045    |
|                   |       |            | 食糧費    | 183,289   |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費    |           |
| その他の収入            |       | 2,000,000  | 雑費     | 150,060   |
| 今回計               |       | 2,200,000  | 今回計    | 2,303,488 |
| 前回計               |       |            | 前回計    |           |
| 総 計               |       | 2,200,000  | 総 計    | 2,303,488 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金額       |
|--------------|---------|----------|
|              | ポスターの作成 | 529,200円 |
|              | 計       | 529,200円 |

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年10月4日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

|       |       |      |       |                                             |
|-------|-------|------|-------|---------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 吉岡 孝嘉 | 所属党派 | 日本共産党 | 平成29年8月31日から<br>期<br>間 平成29年9月23日まで<br>第1回分 |
| 出納責任者 | 栗駒 栄一 |      |       |                                             |

| 収 入               |       |            | 支 出    |         |
|-------------------|-------|------------|--------|---------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 |        | 円       |
| 日本共産党堺地区委員会       |       | 1,290,000  | 人件費    | 75,000  |
|                   |       |            | 家屋費    | 144,000 |
|                   |       |            | 選挙事務所費 |         |
|                   |       |            | 集合会場費  |         |
|                   |       |            | 通信費    | 47,224  |
|                   |       |            | 交通費    | 5,100   |
|                   |       |            | 印刷費    | 488,052 |
|                   |       |            | 広告費    | 42,097  |
|                   |       |            | 文具費    | 15,397  |
|                   |       |            | 食糧費    | 120,000 |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費    |         |
| その他の収入            |       |            | 雑費     | 25,141  |
| 今回計               |       | 1,290,000  | 今回計    | 962,011 |
| 前回計               |       |            | 前回計    |         |
| 総 計               |       | 1,290,000  | 総 計    | 962,011 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金額       |
|--------------|---------|----------|
|              | ポスターの作成 | 383,940円 |
|              | 計       | 383,940円 |

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年10月5日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|



堺市選挙管理委員会公表第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成29年9月24日執行の堺市議会議員南区選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年3月30日

堺市選挙管理委員会  
委員長 大橋 金剛

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年9月24日執行 堺市議会議員南区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の制限額（法定選挙運動費用額）  
5,721,300円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

|       |       |      |           |                                                             |
|-------|-------|------|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 富平 卓朗 | 所属党派 | 南区の声を届ける会 | 平成 29 年 8 月 10 日 から<br>期<br>間 平成 29 年 10 月 5 日 まで<br>第 1 回分 |
| 出納責任者 | 富平 修司 |      |           |                                                             |

| 収 入               |       |            | 支 出 |        |           |
|-------------------|-------|------------|-----|--------|-----------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 |     |        | 円         |
| 自由民主党大阪府支部連合会     |       | 200,000    | 人件費 |        | 120,000   |
|                   |       |            | 家屋費 | 選挙事務所費 | 594,000   |
|                   |       |            |     | 集合会場費  | 55,000    |
|                   |       |            | 通信費 |        |           |
|                   |       |            | 交通費 |        |           |
|                   |       |            | 印刷費 |        | 595,404   |
|                   |       |            | 広告費 |        |           |
|                   |       |            | 文具費 |        | 44,000    |
|                   |       |            | 食糧費 |        | 178,481   |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費 |        |           |
| その他の収入            |       | 2,500,000  | 雑費  |        | 3,371     |
| 今回計               |       | 2,700,000  | 今回計 |        | 1,590,256 |
| 前回計               |       |            | 前回計 |        |           |
| 総 計               |       | 2,700,000  | 総 計 |        | 1,590,256 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金額       |
|--------------|---------|----------|
|              | ポスターの作成 | 592,185円 |
|              | 計       | 592,185円 |

|          |            |          |
|----------|------------|----------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年10月5日 | 第 1 回報告分 |
|----------|------------|----------|

|       |        |      |        |                                                             |
|-------|--------|------|--------|-------------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 西川 知己  | 所属党派 | 大阪維新の会 | 平成 29 年 5 月 19 日 から<br>期<br>間 平成 29 年 9 月 24 日 まで<br>第 1 回分 |
| 出納責任者 | 日高 由里子 |      |        |                                                             |

| 収 入               |       |            | 支 出 |        |           |
|-------------------|-------|------------|-----|--------|-----------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 |     |        | 円         |
| 西川知己後援会           |       | 42,120     | 人件費 |        | 375,000   |
|                   |       |            | 家屋費 | 選挙事務所費 | 779,520   |
|                   |       |            |     | 集合会場費  |           |
|                   |       |            | 通信費 |        | 42,204    |
|                   |       |            | 交通費 |        | 42,300    |
|                   |       |            | 印刷費 |        | 357,696   |
|                   |       |            | 広告費 |        | 323,082   |
|                   |       |            | 文具費 |        | 12,359    |
|                   |       |            | 食糧費 |        | 71,124    |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費 |        |           |
| その他の収入            |       | 2,050,000  | 雑費  |        | 70,458    |
| 今回計               |       | 2,092,120  | 今回計 |        | 2,073,743 |
| 前回計               |       |            | 前回計 |        |           |
| 総 計               |       | 2,092,120  | 総 計 |        | 2,073,743 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金額       |
|--------------|---------|----------|
|              | ポスターの作成 | 357,696円 |
|              | 計       | 357,696円 |

|          |            |          |
|----------|------------|----------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年10月6日 | 第 1 回報告分 |
|----------|------------|----------|

|       |         |      |       |                                                             |
|-------|---------|------|-------|-------------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 堀内 正雄   | 所属党派 | 日本共産党 | 平成 29 年 8 月 15 日 から<br>期<br>間 平成 29 年 9 月 22 日 まで<br>第 1 回分 |
| 出納責任者 | 奈良谷 けい子 |      |       |                                                             |

|                   |       |            |     |                 |         |
|-------------------|-------|------------|-----|-----------------|---------|
| 収入                |       |            | 支出  |                 | 円       |
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 | 人件費 |                 |         |
| 日本共産党堺地区委員会       |       | 850,000    | 家屋費 | 選挙事務所費<br>集会会場費 | 150,000 |
|                   |       |            | 通信費 |                 |         |
|                   |       |            | 交通費 |                 |         |
|                   |       |            | 印刷費 |                 | 456,512 |
|                   |       |            | 広告費 |                 | 10,600  |
|                   |       |            | 文具費 |                 | 4,129   |
|                   |       |            | 食糧費 |                 | 112,943 |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費 |                 |         |
| その他の収入            |       |            | 雑費  |                 | 10,823  |
| 今回計               |       | 850,000    | 今回計 |                 | 745,007 |
| 前回計               |       |            | 前回計 |                 |         |
| 総 計               |       | 850,000    | 総 計 |                 | 745,007 |

|              | 項 目     | 金額       |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 320,000円 |
|              | 計       | 320,000円 |

|          |            |          |
|----------|------------|----------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年10月6日 | 第 1 回報告分 |
|----------|------------|----------|

|       |         |      |       |                                                             |
|-------|---------|------|-------|-------------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 堀内 正雄   | 所属党派 | 日本共産党 | 平成 29 年 8 月 15 日 から<br>期<br>間 平成 29 年 9 月 22 日 まで<br>第 2 回分 |
| 出納責任者 | 奈良谷 けい子 |      |       |                                                             |

|                   |       |            |     |                 |         |
|-------------------|-------|------------|-----|-----------------|---------|
| 収入                |       |            | 支出  |                 | 円       |
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 | 人件費 |                 |         |
|                   |       |            | 家屋費 | 選挙事務所費<br>集会会場費 |         |
|                   |       |            | 通信費 |                 | 27,330  |
|                   |       |            | 交通費 |                 |         |
|                   |       |            | 印刷費 |                 |         |
|                   |       |            | 広告費 |                 |         |
|                   |       |            | 文具費 |                 |         |
|                   |       |            | 食糧費 |                 |         |
| その他の寄附 件          |       |            | 休泊費 |                 |         |
| その他の収入            |       |            | 雑費  |                 |         |
| 今回計               |       | 0          | 今回計 |                 | 27,330  |
| 前回計               |       | 850,000    | 前回計 |                 | 745,007 |
| 総 計               |       | 850,000    | 総 計 |                 | 772,337 |

|          |             |          |
|----------|-------------|----------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年10月31日 | 第 2 回報告分 |
|----------|-------------|----------|

## 人事委員会規則

堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市人事委員会

委員長 南 輝 雄

堺市人事委員会規則第1号

堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部を改正する規則

堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則（平成18年人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「休暇」の次に「（病気休暇及び介護休暇に限る。）」を加え、「海外出張を除く」を「宿泊を伴う国内出張に限る」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第10条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「除く。」の次に「並びに育児休業法に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認」を加え、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 局長の休暇（病気休暇及び介護休暇を除く。）及び出張（宿泊を伴わない国内出張に限る。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認並びに週休日の指定及び週休日の振替並びに休日及び休日の代休日の指定に関すること。

第10条第7号中「職員」を「次長、副理事、参事、総括参事役及び参事役」に改め、同条中第29号を第30号とし、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 重要な通知、報告、依頼、届出、照会、回答等に関すること（法令、条例又は他の規則に特別の定めがある場合を除く。）。

第11条第1号中「除く。」の次に「並びに育児休業法に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 所属職員の応嘱及び職務専念義務の免除の承認に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市人事委員会  
委員長 南 輝 雄

堺市人事委員会規則第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成18年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「には、請求者にその写しを送付し」を「であって」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 当事者は、前2項の規定により書類（次項において「提出書類」という。）の提出を求められたときは、これを人事委員会に提出しなければならない。この場合において、当事者は、当該提出書類の写しを当事者の相手方に対して直接送付するものとする。

第8条中第14項を第15項とし、第4項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定による送付を受けた者は、当該送付に係る提出書類を受領した旨について、書面により人事委員会及び当該送付を行った者の双方に報告するものとする。

第9条第10項中「し、かつ、必要な証拠を提出」を削り、同条第11項中「前条第5項、第7項から第11項まで、第13項及び第14項」を「前条第6項、第8項から第12項まで、第14項及び第15項」に改める。

第9条の3第1項に次のただし書を加える。

ただし、当事者から申出があった場合は、第12条第3項の裁決書の写しを除き、ファクシミリを利用する方法により送付することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

堺市人事委員会  
委員長 南 輝 雄

堺市人事委員会規則第3号

堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成18年人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第27号中「一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会」を「公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会」に改め、同条に次の1号を加える。

(28) 一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューロー

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 固定資産評価審査委員会規程

堺市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

堺市固定資産評価審査委員会  
委員長 東 徹

堺市固定資産評価審査委員会規程第1号

### 堺市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

堺市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「により」の次に「これを」を加え、同条第3項中「法第341条第7号に規定する第二年度の初日から起算して3年間」を「1年」に改める。

第8条に次の1項を加える。

4 統括書記に事故があるとき、又は統括書記が欠けたときは、主任書記がその職務を代理する。

第10条第2項を次のように改める。

2 委員会は、申出人が前項の補正に応じないとき、及び審査の申出が不適法であって補正することができないことが明らかなきときは、当該審査の申出を却下する。



第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第1項及び第2項中「審査申出人」を「申出人」に改める。

第19条第1項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項第3号中「審査が」を「審査を」に改め、同条第7項中「ため」を「とき」に改める。

第20条第2項第5号中「その他必要な」を「前各号に掲げるもののほか、必要な」に改める。

第22条第2項第4号中「その他必要な」を「前3号に掲げるもののほか、必要な」に改める。

第23条第2項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第26条第6号中「その他必要が」を「前各号に掲げるもののほか、必要が」に改める。

第27条第1項中「総会に」を「総会を」に改める。

第29条第3項中「委員長」を「委員会」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(提出書類等の閲覧等)

第29条の2 委員会は、審理手続が終結するまでの間、申出人から法第433条第11項の規定により読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。第4項において「行審法」という。）第38条第1項の閲覧又は交付を求められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、閲覧をさせ、又はその交付をするものとする。

2 委員会は、前項に規定する閲覧をさせ、又は同項に規定する交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、第1項に規定する閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。

4 法第433条第11項の規定により読み替えて準用する行審法第38条第4項の手数料及び同条第5項の規定による減額又は免除については、堺市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第3号）第3条及び第4条に定めるところによる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第13条の規定は、平成30年4月1日以後にされた審査の申出について適用し、同日前にされた審査の申出については、なお従前の例による。

## 議 会 告 示

### 堺市議会告示第1号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第13条第4項において準用する同規則第11条第3項の規定により、市議会議員の平成29年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

堺市議会議長 野 里 文 盛

- 1 閲覧開始の日  
平成30年4月9日（月）
- 2 閲覧場所  
堺市役所本庁舎 市政情報センター  
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
  - (1) 閲覧日  
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
  - (2) 閲覧時間  
市政情報センター  
平 日…午前9時から午後5時30分まで  
市政情報コーナー  
平 日…午前9時から午後5時15分まで